

事業再生に関する紛争解決手続の  
更なる円滑化に関する検討会  
報告書

平成27年3月



# 目 次

はじめに	1
1 検討会の趣旨および目的	1
2 検討会の構成	2
3 検討会の経緯	3
4 本報告書の構成	4
第1章 理論的な検討課題	5
第1 反対債権者拘束の根拠論	5
1 裁判の効力に根拠を求める考え方	5
(1) 反対債権者の同意に代わる決定	5
(2) 計画の認可決定	5
2 債権者の団体性と多数決決議に根拠を求める考え方	6
(1) 債権者の意思に基づく団体性	6
(2) 責任財産の欠乏に基づく法律上当然の団体性	6
第2 憲法上の限界	7
1 反対債権者の財産権の保障（憲法29条）	7
(1) 財産権保障の実体面	7
(2) 財産権保障の手続面	7
2 反対債権者と非対象債権者との平等（憲法14条）	8
第2章 制度モデルの検討	9
第1 検討対象とした制度モデル	9
1 想定しうる制度モデル	9
2 検討対象とする制度モデルの抽出	10
<Aタイプ>	10
<Bタイプ・Cタイプ>	11
第2 裁判所による認可型モデル	12
1 本制度モデルの概要と検討の趣旨	12
2 手続の基本構造	12
(1) 申立権者	12
(2) 申立時期	12
(3) 申立要件	13
(4) 一時停止の効力の延長	14

(5) 裁判所による認可のための要件	14
<手続的要件>	14
<計画の内容に関する要件>	15
<その他>	15
(6) 認可決定・不認可決定に対する不服申立	15
(7) 認可決定の効力	16
(8) 手続に要する期間	17
第3 産競法の改正+簡易再生手続の運用改善モデル	17
1 本制度モデルの概要	17
2 手続の基本構造	18
(1) 産競法の改正等	18
(2) 再生手続開始申立と計画案の事前提出	19
(3) 保全処分	19
(4) 手続開始決定	19
(5) 債権の届出	20
(6) 簡易再生の申立～簡易再生の決定	21
(7) 再生計画案の決議	22
(8) 再生計画の認可	22
(9) 各種債権者の処遇	23
(10) 手続に要する期間	24
第4 産競法の改正+迅速事業再生手続の導入モデル	25
1 本制度モデルの概要	25
2 手続の基本構造	25
(1) 産競法の改正等	25
(2) 迅速事業再生手続の開始申立	26
(3) 保全処分	27
(4) 迅速事業再生手続開始決定	28
(5) 債権の届出	28
(6) 計画案の決議	29
(7) 再生計画の認可	31
(8) 各種債権者の処遇	32
(9) 手続に要する期間	32
第5 同意に代わる決定モデル	33
1 本制度モデルの位置づけと検討の趣旨	33
2 手続の基本構造	33
(1) 産競法の改正等	33
(2) 申立権者	34
(3) 一時停止効の継続	34
(4) 同意に代わる決定の要件	35

(5) 異議申立	35
(6) 同意に代わる決定の効果	35
(7) 計画案不成立の場合における簡易再生手続または迅速事業再生手続の申立の許否	35
(8) 手続に要する期間	36
3 規定案	36
(1) 事業再生計画案に対する同意に代わる決定	36
(2) 同意に代わる決定に対する異議申立	37
第6 小括——検討会における検討結果	37
1 裁判所による認可型モデル	38
<検討を要する点>	38
(1) 計画に反対する債権者を拘束する理論的根拠（正当化根拠）	38
(2) 反対債権者の財産権の保障（憲法29条1項）のあり方	38
(3) 法の下での平等（憲法14条1項）との関係	38
(4) 裁判所による認可決定により拘束される債権者の範囲をめぐる問題	39
(5) 本制度モデル導入による既存の事業再生ADRへの影響	39
<本制度のメリット>	39
(1) 法的倒産手続の改正を要さず導入可能	39
(2) 簡易・迅速かつ実効的な事業再生が可能	39
2 簡易再生運用改善モデル	40
3 迅速事業再生手続モデル	40
4 同意に代わる決定モデル	41
5 産競法の改正と対象債権者たる金融機関を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築	42
<資料 各制度モデルの比較対照表>	43
第3章 個別問題の検討	51
第1 手続の移行と一時停止	51
1 事業再生ADRと一時停止	51
2 事業再生ADRの終了と一時停止の終了	51
3 手続の移行と個別的な権利行使の防止の必要性	51
(1) 個別的な権利行使の防止の必要	51
(2) 実務的な工夫とその限界	52
4 債権者の多数決等による一時停止の延長のための新たな規定	53
(1) 理論的な問題——多数決による一時停止の延長について	53
(2) 検討会における具体的な検討状況	53
第2 商取引債権に関する考慮規定	54
1 私的整理と商取引債権の保護	54
2 事業再生ADRから法的手続への移行と商取引債権の保護	55
3 法的再建手続における従前の商取引債権の保護の状況	56

(1) かつての実務の運用	56
(2) 近時の実務の運用	56
4 法的再建手続における商取引債権の保護の方法と商取引債権保護の予見可能性に関する問題点	56
(1) 保全段階	57
(2) 手続開始後	57
(3) 再生計画または更生計画による保護	58
(4) 和解による方法	58
5 事業再生ADRから簡易再生等への移行の際の商取引債権の保護を確実にする方策——考慮規定等	59
(1) 考慮規定について	59
(2) 考慮規定の具体的内容の検討	59
6 民事再生法の改正	64
(1) 要件の緩和	64
(2) 他の債権者の保護のための手続保障等の検討	65
第3 事業再生ADRへの不合理な不参加・事業再生ADRからの不合理な離脱を防止する方策	66
1 事業再生ADRへの不参加および事業再生ADRからの離脱	66
2 事業再生ADRへの不合理な不参加・事業再生ADRからの不合理な離脱の防止	66
おわりに	83
1 直近の検討課題	84
(1) 商取引債権に関する考慮規定の創設	84
(2) 簡易再生手続運用改善モデルによる対応	84
(3) 対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築	84
2 次なる検討課題	85
(1) 迅速事業再生手続モデルの導入に向けた検討	85
(2) 少額債権の弁済許可に関する民事再生法規定の見直し	85
(3) 対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築	85
3 将来的な検討課題	85
(1) 事業再生ADR関係法規の統合と恒久法化	86
(2) 裁判所による認可型モデルの導入についての理論的検討	86

## はじめに

### 1 検討会の趣旨および目的

法的倒産手続による事業再生は、倒産法の抜本改正に伴う民事再生法の制定および会社更生法の改正等によって大きく進展してきた。いうまでもなく、法的な倒産手続によれば、事業再生に反対する少数の債権者がいる場合にも、多数決および裁判所の認可によって事業再生の計画を立てることができる。しかし、他方で、法的手続は商取引債権者等を含むすべての債権者を対象とするものであり、その結果として、いわゆる事業価値の毀損を招くという指摘がされてきた。このような状況は、特にわが国では、諸外国に比して（手形の満期を含む）売掛金債権のサイトが長いこと、倒産手続開始の申立時点における総債権のうち商取引債権が占める割合が多いという事情があり、現在もその実情は大きく変わっていないなか、法的手続の重大な限界とされている。

そのようななか、近時は、金融債権者のみを相手方とし、商取引債権者等には弁済を続ける私的整理の利点が見直されるなか、公正な私的整理の手続を担保するため、事業再生ADR等、いわゆる制度化された私的整理の手続が整備され、活用されている。ただ、私的整理は全債権者の同意を前提とする手続であり、少数の債権者が合理的な再建計画に対して反対をする場合には、成立を得られないという限界がある。この点は、社債については近年問題の解決が図られている。すなわち、2013年、産業競争力強化法が成立し、事業再生ADR手続においても、多数決および裁判所の認可による社債権者の権利変更が可能とされたところである。ただ、金融債権者については依然として全員一致が必要とされており、少数の債権者が合理的な再建計画に対して反対をする場合には、早期の事業再生が困難になるという問題が残っている。

このような問題については、諸外国においては、さまざまな形で問題の解決が試みられている。たとえば、米国ではプレ・ネゴシエイテッド・チャプター・イレブンの運用があるとされるし、イングランド・ウェールズの会社法によるスキーム・オブ・アレンジメント（SA）や倒産法によるコーポレート・ボランタリー・アレンジメントも同様の機能を果たしているという。さらに、フランスの迅速金融再生手続は金融機関のみを相手方とする再生手続であるし、韓国の企業構造改革促進法によるワークアウト手続も、多数決によって再生計画は成立し、反対債権者の債権を同意債権者が時価で買い取る方式をとるとされる。加えて、オーストラリアの会社法における任意管理手続・会社整理計画でも私的整理の実質のもと、多数決によるワークアウトを実現する興味深い実務が行われているという。

また、アジアに目を転じてみても、アジアの旧英連邦国（インド、香港、シンガポール、マレーシア）やその他の旧英連邦国では、英国と同様の方式が採用され、さらに近時のフィリピン法でも、私的整理で多数の債権者が賛成した場合に、再生計画の成立を認める制度が整備されているという。このように、多くの国では、それぞれの国に独自の工夫をしながら、上記のような問題に対処しようとしているように思われる。

日本においても、2002年の現行会社更生法立案の過程で、金融債権者のみを対象とするいわゆ

る特定更生手続の構想が提示されたものの、結局、採用はされなかった。そこでは、金融債権者と非金融債権者とを差別的に取り扱うことについて憲法上の疑義を払拭できなかったためである。その後は、一方では、倒産手続において商取引債権を例外的に全額弁済するような工夫（JALの更生手続等）や私的整理における全員の同意を獲得するための努力といった実務運用上の対応によって問題の解決が図られてきた。

ただ、2001年に策定された私的整理ガイドライン手続、2003年に設立された産業再生機構手続、中小企業再生支援協議会手続、整理回収機構の企業再生手続、2007年に創られた事業再生ADR手続等は、いずれも金融債権者が対象債権者とされており、倒産法改正当時とは事情が大いに異なっている。その意味で、ワークアウトの対象債権者を金融債権者にかざることには、現在では実務上の違和感はなくなっているとされる。

以上のような状況を受けて、倒産法改正から10年以上を経た現在、再びこの問題を正面から検討する必要性があり、またその実現可能性も生じているように思われる、そこで、そのような問題意識を共有する有志のメンバーにより本検討会を組織し、私的整理手続における反対債権者がある場合にもなお事業再生を可能にする法的枠組みの是非、その問題点、実現のための方策等について検討することとしたものである。そこでは、英米独仏各法に加えて、韓国法、オーストラリア法、アジア各国法等、諸外国の法制の詳細な検討を前提に、日本における新たな制度の実現の方策について、その理論的根拠と具体的な制度のあり方を、研究者および実務家の双方の観点から検討することにしたものである。

## 2 検討会の構成

本検討会は、以下のような委員およびオブザーバーによって構成され、事務局を公益社団法人商事法務研究会が担当した。

### ○委員（五十音順）

池田 靖	三宅・今井・池田法律事務所
小林信明	長島・大野・常松法律事務所
須藤英章	東京富士法律事務所
高木新二郎	野村証券株式会社顧問
富永浩明	富永浩明法律事務所
中井康之	堂島法律事務所
中島弘雅	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
松下淳一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
水元宏典	一橋大学大学院法学研究科教授
山本和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
山本克己	京都大学大学院法学研究科教授
山本 研	早稲田大学法学学術院教授



○オブザーバー

経済産業省

金融庁

法務省

最高裁判所

日本銀行

三菱東京 UFJ 銀行

日本政策投資銀行

### 3 検討会の経緯

本検討会は、以下のような日程で検討を進めてきた。

第1回：2014年3月14日

検討会の発足、検討事項等の確認

第2回：2014年4月24日

フランス法の検討

第3回：2014年5月12日

イギリス法の検討

第4回：2014年6月26日

韓国法の検討（呉守根教授（梨花女子大学）からのヒアリング）

第5回：2014年7月4日

アメリカ法、アジア各国法の検討

第6回：2014年9月2日

ドイツ法、オーストラリア法の検討（金春准教授（同志社大学）からのヒアリング）

第7回：2014年10月16日

制度の理論的根拠の検討

第8回：2014年11月26日

制度の具体的な仕組みの検討（1）

第9回：2014年12月17日

制度の具体的な仕組みの検討（2）

第10回：2015年1月28日

制度の具体的な仕組みの検討（3）

第11回：2015年2月23日

報告書案の検討（1）

第12回：2015年3月18日

報告書案の検討（2）

#### 4 本報告書の構成

本報告書は、以下のような構成による。

「第1章 理論的な検討課題」においては、この問題がさまざまな理論的なハードルを含む問題であることにかんがみ、まず理論的に検討を要する点について整理するものである。具体的には、私的整理において反対する債権者を拘束する根拠について裁判の効力に根拠を求める考え方と債権者の団体性と多数決決議に根拠を求める考え方から問題点を整理する。次いで、このような反対債権者の拘束について、憲法上の限界として、反対債権者の財産権の保障（憲法29条）および反対債権者と非対象債権者との平等（憲法14条）の問題を論じる。

「第2章 手続モデルの検討」においては、以上のような理論的な検討を受けて、想定される手続モデルを検討している。具体的には、裁判所による認可型モデル、産競法の改正+簡易再生手続の運用改善モデル、産競法の改正+迅速再生手続の導入モデルについて提案し、さらにオプション手続として同意に代わる決定モデルも示している。そして、このような手続モデルのメリットおよびデメリットについて検討する。

「第3章 個別問題の検討」においては、以上のような手続モデルを採用するについて、特に法改正等が必要になると考えられる個別論点についてより掘り下げた検討を加えるものである、具体的には、事業再生ADRにおける一時停止の効力の延長、商取引債権者に対する手続外弁済をより実効的に可能にする考慮規定、合理的な再生計画に反対する事業再生ADRへの不参加や事業再生ADRからの離脱を防止する方策について検討する。

「おわりに」においては、以上のような検討を総合して、直近の検討課題および将来的な検討課題に分けて問題点を整理する。

# 第1章 理論的な検討課題

## 第1 反対債権者拘束の根拠論

事業再生ADR等の準則型私的整理における少数反対債権者が計画に定める権利変更に拘束される法制を検討する場合、かかる反対債権者が拘束される根拠をどこに求めるべきかについては、大きく分けて、以下のとおり、①裁判の効力に根拠を求める考え方と②債権者の団体性と多数決決議に根拠を求める考え方の2つがありうる（さらに、両面を重視する折衷説もありうるが、省略する）。

### 1 裁判の効力に根拠を求める考え方

ここで想定されうるのは、以下(1)(2)の裁判である。

#### (1) 反対債権者の同意に代わる決定

民事調停法の17条決定を参考とする考え方である。

具体的には、(i)事業再生ADR等から特定調停への移行を前提に17条決定を一層円滑に利用できるよう特定調停法の一部改正や運用改善を検討するか、(ii)特定調停とは別に17条決定類似の裁判を行うための新しい手続を検討するか、2案が考えられる。

しかし、いずれにせよ同意に代わる決定は、異議の申出がないことと相俟って消極的同意を擬制する要件としての効力しかない。裁判の効力として、権利変更を強制するものではない。

#### (2) 計画の認可決定

和議の法的性質論における判決説を参考とする考え方であり<sup>1</sup>、確定した計画認可決定の効力として、権利変更を認めるものである。たとえば、現行法の給与所得者等再生手続は、権利変更の根拠を認可決定確定の形成力に求めるものとして、判決説から説明することも可能である。

反対債権者拘束の根拠を認可決定に求める場合、具体的には、(i)事業再生ADR等から再生手続への移行を前提に再生計画認可決定を一層円滑に利用できるよう簡易再生手続について一部改正や運用改善を検討するか、(ii)再生手続とは別に再生計画認可決定類似の裁判を行うための新しい手続を検討するか、2案が考えられる。

いずれにおいても、確定した認可決定は裁判の効力として形成力を有し、したがって反対債権者も拘束される、という考え方が共通の前提となる。また、認可決定による権利変更は、権利の存否を前提として、その具体的内容を国家が後見的に形成するものであるから、分類としては非訟事件に属する。

しかし、非訟事件においても、裁判の正統性を確保するためには、当事者の手続保障を実質化する必要がある。就中、認可決定による権利変更は、実質的には債務者と債権者に対立構造があるから、非訟といっても訴訟に近い。判決説は、和議の提供から認可に至る一連の手続を全体として訴訟と把握し、債務者と債権者に訴訟当事者としての地位を付与するものである。このことは、計画の認可に至る一連の手続における手続保障が認可決定の正統性の前提となっていることを示す。

<sup>1</sup> 以下、和議の法的性質論については、小野木常『和議制度の研究』（有斐閣、1941年）11頁以下、73頁以下を参照した。

なお、権利変更の根拠を認可決定の形成力に求める場合であっても、債権者集会の決議を経由することは妨げない。この場合、決議は、反対債権者が権利変更に拘束される根拠ではなく、認可決定という形成裁判の一資料と位置づけられる。

## 2 債権者の団体性と多数決決議に根拠を求める考え方

和議の法的性質論における契約説を参考として、債権者が多数決法理の妥当する団体を形成することを前提に、多数決決議の効力として、反対債権者が団体の意思決定に拘束されるという考え方である。

契約説は、権利変更について、債務者と債権者団体との和解契約を想定するものであるが、債務者側の譲歩については議論がある。また、和議と異なり、再生手続および更生手続では、債権者提出の再生・更生計画案もありうるから、債務者の同意（和議の申込み）はそもそも計画の成立要件とされていない。そこで、わが国の現行法のもとでは、契約説は、単独行為説に解消されたとする理解が有力である<sup>2</sup>。

単独行為説のもとでは、権利変更は、債権者団体の一方的意思表示として理解される。かかる単独行為説においても、債権者が多数決法理の妥当する団体を形成することは、契約説と共通の前提となっている。

契約説・単独行為説において、債権者がかかる団体を形成する法律構成については、以下の(1)(2)の考え方がある。

なお、契約説・単独行為説に依拠する場合でも、決議の後に認可決定を想定することは可能であり、この場合、認可決定は、権利変更にかかる法律行為を公証するもの、あるいは、法律行為の効力発生の法定条件と位置づけられる。

### (1) 債権者の意思に基づく団体性

債権者が多数決に従う旨の同意をするなど、債権者がみずからの意思に基づいて団体（権利能力なき社団や組合等）を形成することは、現行法上も可能である。具体的には、(i) 事業再生ADR等の第1回会議において債権者から多数決に従う旨の同意を取り付けるか、(ii) シンジケートローンのような場合には融資に際して債権者がみずから団体を形成するか、2案が考えられる。

### (2) 責任財産の欠乏に基づく法律上当然の団体性

強制和議の沿革からの示唆として、債権者は、債務者の責任財産の欠乏によって、法律上当然に団体性を獲得するという理解も可能である<sup>3</sup>。

もっとも、法的安定性を確保するためには、責任財産欠乏の不存在を理由に決議が事後的に取り消されることがないように、裁判所が債務者について一定の財務破綻にあることを確定する手続が必要となる。

具体的には、(i) 事業再生ADR等から再生手続への移行を前提に再生計画案の決議を一層円滑に利用できるよう簡易再生手続の一部改正や運用改善を検討するか、(ii) 事業再生ADR等の計画案決議の前に再生手続とは別に再生手続開始決定類似の裁判を行うための新しい手続を検討するか、(iii) 事業再生ADR等の計画案決議（少数反対決議）の後に再生手続とは別に再生手続開始決定類似の裁判（決議の当時に一定の財務破綻があったことを確認する裁判）を行うための新しい手続を検討するか、3案が考えられる。

2 福永有利監修・四宮章夫ほか編『詳解民事再生法〔第2版〕』（民事法研究会、2009年）12頁〔山本克己〕参照。

3 Hahn (Hrsg.), Die Gesamten Materialien zu den Riechs-Justizgesetzen, Band 4: Materialien zur Konkursordnung, 1881, S. 18.

## 第2 憲法上の限界

上記第1のとおり、裁判の効力として、あるいは、債権者団体の決議の効力として、反対債権者が権利変更に拘束されると考えたとしても、なお憲法上の限界として、①反対債権者の財産権の保障と②反対債権者と非対象債権者との平等については、別途検討が必要となる（なお、同意に代わる決定の場合には反対債権者の消極的同意が、そして債権者の意思に基づく団体の場合には反対債権者の事前同意が想定されるため、憲法問題はおよそ生じないのではないかという疑問もありうる。しかし、同意に代わる決定の場合でも、反対債権者は適時に異議を述べなければ同意を擬制されるという不利益が課されるため、対象を金融債権者だけに限定するときには、非対象債権者との平等が問題となりうる。また、債権者の意思に基づく団体の場合でも、多数決によって反対債権者の基本権を奪うことは許されず、財産権の保障が問題となりうる）。

### 1 反対債権者の財産権の保障（憲法29条）

#### (1) 財産権保障の実体面

反対債権者の財産権保障の実体面としては、清算価値保障原則が要求される。

#### (2) 財産権保障の手続面

反対債権者の財産権保障の手続面について、最（大）決昭和45・12・16民集24巻13号2099頁（更生計画による権利変更）の違憲審査基準によれば、手続が「裁判所の監督の下に、法定の厳格な手続に従って行われる」ことも要請される。

上記違憲審査基準をもっとも厳格にとらえるならば、そこにいう手続は、(i) 開始原因（一定の財務破綻）の認定、(ii) 資産負債の調査、(iii) 計画案の決議、(iv) 計画の認可、という手続の開始から計画の認可に至るまでの一連の手続と理解される。反対にもっとも寛大にとらえるならば、(iv) 計画の認可（とりわけ清算価値保障原則の審査）の手続のみと理解される。

上記第1の各検討において、簡易再生手続のさらなる簡略化や別の新しい手続の構築を模索する場合、どこまで簡略化したり事業再生ADR等にアウトソースできるかが問題となる。上記違憲審査基準の理解の仕方ににかかわり、厳格にとらえればとらえるほど、簡略化・アウトソース化のハードルは高くなる。

もっとも、上記最高裁の判断が示された昭和45年当時と現在とでは、事業再生をめぐる状況について、倒産法制の抜本的改正、事業再生ADRをはじめとする事業再生のためのさまざまな制度の整備、事業再生に対する金融機関や取引業界における認識の変化、それらを踏まえた事業再生実務の充実等、大きな変化が生じており、上記の最高裁決定の趣旨についても、こうした状況の変化を踏まえ、その今日的意味を改めて検討することが必要であるとの指摘もあった。

なお、かかる簡略化・アウトソース化は、財産権保障の問題とは別に、裁判を受ける権利（憲法32条）との関係でも問題となりうる。とりわけ、上記第1の1(2)で指摘したとおり、反対債権者が権利変更に拘束される根拠を認可決定の効力に求める場合には、計画の認可に至るまでの一連の手続について手続保障が要請される。非訟事件の手続保障についても裁判を受ける権利を想定するならば、簡略化・アウトソース化のハードルはやはり高くなる<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> ただし、最決平成20・5・8家月60巻8号51頁（家事審判に対する抗告審と裁判を受ける権利）は、非訟事件に憲法32条の保障は及ばないとする。

## 2 反対債権者と非対象債権者との平等（憲法 14 条）

上記第 1 の各検討において、金融債権と商取引債権の区別を導入し、対象債権者を金融債権者に限定する場合には、金融債権者は反対債権者であっても権利変更に拘束されるが、商取引債権者は拘束されないことになる。この場合、最（大）判昭和 45・6・10 民集 24 卷 6 号 499 頁（更生会社と保証人）および最（大）判昭和 45・12・16 民集 24 卷 13 号 2099 頁（株主と更生債権者）の違憲審査基準によれば、当該差別の合理性が要請される。

合理性が肯定される要素としては、(i) 商取引債権の非対象化によるパイの拡大（パレート改善）や(ii) 商取引関係の資産性をあげることができる。

他方で、合理性が否定される要素としては、(i) 金融債権と商取引債権のカテゴリカルな線引きの困難性に加えて、(ii) そもそもすべての商取引債権について上記肯定要素が等しく妥当するかといった問題がある。

## 第2章 制度モデルの検討

### 第1 検討対象とした制度モデル

#### 1 想定しうる制度モデル

事業再生に関する紛争解決手続のさらなる円滑化について検討するにあたり、検討対象として想定しうる制度モデルとしては、まず大別して、事業再生ADR単体として完結する制度モデル（Aタイプ）、事業再生ADRと法的手続の連動により事業再生の円滑を図る制度モデル（Bタイプ）、および、事業再生ADRとそれに連動する受け皿手続を一体化した新たな法的手続を創設する制度モデル（Cタイプ）が想定しうる。

さらに、Aタイプは、①事業再生ADRに多数決原理を導入し、一定多数の債権者の同意により事業再生計画の成立を認めるとともに、一定の取消事由を定めることにより、事後的に取消の余地を認めるとするモデル（A-①型：多数決モデル）、②事業再生ADRにおいて一定多数の債権者の同意があるときは、裁判所による計画の認可を求めることができるものとし、裁判所の認可により事業再生計画の成立を認めるとするモデル（A-②型：裁判所による認可型モデル）、③債権者全員の同意が得られない場合、申立に基づき、裁判所が反対債権者の同意に代わる決定をすることができるものとし、反対債権者から異議申立があったときには、同意に代わる決定が失効するとする民事調停における17条決定に類似した制度を導入するモデル（A-③型：同意に代わる決定モデル）、および、④事業再生ADRにおける決議に先立ち、多数決に従う旨の合意をあらかじめ対象債権者から得ておくことにより、多数決による決議に効力を生じさせる仲裁型のモデル（A-④型：事前合意モデル）に分けることができる。

また、Bタイプは、事業再生ADRにおいて債権者全員の同意が得られない場合に、法的手続に移行することを念頭に、産業競争力強化法（以下、「産競法」という）を一部改正することにより、事業再生ADRと受け皿となる法的手続との連動性を高め、実効的な事業再生を可能としようとするモデルであり、受け皿として想定する手続に応じて、①簡易再生手続を受け皿とするモデル（民事再生法の改正は伴わず、既存の簡易再生手続の運用を改善することにより、事業再生ADRとの連動性を高める）（B-①型：簡易再生運用改善モデル）、②既存の簡易再生手続をさらに簡略化した特別手続（「迅速事業再生手続」という）を新たに設けてこれを受け皿とするモデル（B-②型：迅速事業再生手続モデル）、および、③受け皿となる手続として新たな法的手続を創設するモデル（ex. 金融債権のみを対象とする特定会社更生手続 etc.）に分かれる。

以上の想定しうる制度モデルを整理すると以下のとおりとなる。

Aタイプ：事業再生ADR完結型

A-①：多数決モデル

A-②：裁判所による認可型モデル

A-③：同意に代わる決定モデル

A-④：事前合意モデル（仲裁型モデル）

Bタイプ：事業再生ADRと法的倒産手続の連動

B-①：簡易再生運用改善モデル（産競法改正＋簡易再生の運用改善）

B-②：迅速事業再生手続モデル（産競法改正＋簡易再生をさらに簡略化）

B-③：新たな受け皿手続の創設モデル（産競法改正＋受け皿手続創設）

Cタイプ：簡易型の法的手続の創設

※事業再生ADRを前提としない、適用対象を限定した簡易型の法手続の創設

## 2 検討対象とする制度モデルの抽出

1において列挙したとおり、検討対象として想定しうる制度モデルとしてはさまざまなモデルが想定されるところであるが、本検討会においては、主たる検討対象として、A-②：裁判所による認可型モデル、B-①：簡易再生運用改善モデル、B-②：迅速事業再生手続モデルをとりあげ、また、オプション手続としてA-③：同意に代わる決定モデルを検討対象とした。これらの制度モデルを主たる検討対象とした理由は以下のとおりである。

<Aタイプ><sup>1</sup>

A-①・②については、多数決あるいは裁判所による認可決定により計画案を成立させる制度であるため、反対債権者に対する拘束力の正当化根拠、反対債権者の手続保障、対象債権者以外の債権者との不平等といった理論面の問題や、かかる強力な制度を導入することによる既存の事業再生ADRへの影響等の問題が生じうる。しかし、これらの問題点をクリアできるのであれば、簡易・迅速な事業再生手続としての実効性、既存の法的倒産手続に影響を及ぼさず、産競法を中心とする事業再生ADR関係法規のみの改正で対応しうるといった点でメリットがある。A-①と②では、以上のメリット・デメリットが共通する部分が多いが、裁判所の関与なくして一定多数の債権者の同意のみをもって計画の効力を生じさせるA-①は、拘束力の正当化根拠および反対債権者の手続保障という点で、A-②に比しても克服すべき理論的問題は大きく、少なくとも多数決により反対債権者を拘束するためには、何らかの形で裁判所の関与が必要と考えられることから、まずは一つの選択肢としてA-②（裁判所による認可型モデル）を検討対象とした。

計画案に対して積極的に同意をしない債権者について、同意に代わる決定により同意を擬制することにより、計画の成立を図るA-③、および、事前に事業再生ADRにおける多数決に従う旨の同意を得ておくA-④は、いずれも同意擬制ないし事前同意に基づく点で同意型アプローチ

<sup>1</sup> Aタイプの制度モデルにつき、以下においては、対象債権者の同意を基礎とせず、多数決または認可決定に基づき計画を成立させるモデル（A-①・②）と、同意擬制または事前同意を基礎とする同意型の制度モデル（A-③・④）という観点から区別して説明している。しかし、Aタイプの制度モデルについては、裁判所の関与を要せず計画の効果が発生するモデル（A-①・④）と、裁判所の関与を経ることを要するモデル（A-②・③）という観点からの区分もありうる。また、理論的には、最終的に国家権力による関与があるか否かは制度モデルの検討との関係でも大きな意味をもつところであり、その意味では、後者の裁判所の関与を必要とするモデルは、むしろBタイプに近似する面もあり、かかる観点から各制度モデルを再分類して検討することも、今後の検討にあたっては有益であろう。



ということが出来る。これらのアプローチは、債権者への拘束力の正当化根拠を債権者の同意に求めることができる点で理論的問題点は少ないといえる。しかし、A-③においては、同意を拘束力の基礎とする以上、擬制された意思表示（同意）に対する異議申立を認める必要があり、異議が申し立てられた場合には計画が失効するという点で実効性に欠けるところがある。また、A-④についても、そもそも多数決に従う旨の同意を事前に得ることが困難であるとともに、かかる同意を得ようとする、対象債権者が事業再生ADRへの参加自体を躊躇することも懸念される。したがって、A-③と④は、いずれも手続の実効性の点で限界があり、これらの手続モデルを採用するだけでは、事業再生の円滑化を十分に図ることはできない。しかしながら、一定の場合にはこうした同意型の手続が機能しうる場面、たとえば、債権者側の事情により、積極的に計画案に賛成はできないが、裁判所の決定ということであればあえて反対はしないという債権者が存在するため、債権者全員の同意が得られないというような場合がありうると考えられる。もっとも、A-④のように、決議に先立ち多数決に従う旨の同意を事前に得ることができる場面というのはきわめて稀であるとも想定されることから、まずは、A-③の同意に代わる決定について、他の制度モデルの採用に加えて、いわばオプションとして設けることを検討することとした。

< Bタイプ・Cタイプ >

まず、Bタイプ（法的手続を事業再生ADRの受け皿）とCタイプ（まったく新たな法的手続を創設）を比較すると、あえて事業再生ADRを前提としないまったく新たな新制度を創設するCタイプを選択する積極的理由は見出しがたく、また、既存の事業再生ADRの利点を生かすことができないため、Cタイプについては今回の検討対象からはずし、Bタイプの手続を検討することとした。

そのうえで、B-①～③については、受け皿とする手続の点で異なるが、②と③については、受け皿とする手続を、既存の手続の特則とするか、別個独立の手続とするかという形式的な違いとみることもできるため、この両者については、まずは、B-②型手続を検討し、既存の手続の特則として位置づけるよりも別個独立の手続を創設すべきということになった場合に、B-③型手続に検討対象を移行すれば足りると考えられる。そこで、本検討会における検討対象としては、既存の簡易再生手続を改正することなく運用改善により受け皿手続として機能させることを企図するB-①と、簡易再生手続の特則としてさらに手続を簡易化した迅速事業再生手続を受け皿とするB-②を検討対象とすることとした。

以上により、本検討会においては、下記の制度モデルを検討対象とすることとした。

- ・裁判所による認可型モデル（A-②）
- ・産競法の改正+簡易再生手続の運用改善モデル（B-①）
- ・産競法の改正+迅速事業再生手続の導入モデル（B-②）
- ※オプションとして、同意に代わる決定モデル（A-③）

以下においては、上記の検討対象とした各制度モデルについて、それぞれの手続概要を紹介したうえで、検討会における検討結果を示すこととする。

## 第2 裁判所による認可型モデル

### 1 本制度モデルの概要と検討の趣旨

裁判所による認可型モデルは、事業再生ADRにおける決議会議において、事業再生計画につき対象債権者全員の同意を得ることができない場合に、裁判所による認可を求める申立をなし、一定の認可要件を満たしている場合には、裁判所による認可決定により、計画案を成立させ、反対債権者を拘束する制度を、産競法の改正により創設しようとするものである。

本制度モデルについては、反対債権者に対する拘束の正当化根拠や対象債権者以外の債権者（商取引債権者、リース債権者 etc.）との不平等といった理論面の問題、および、このような強力な制度を事業再生ADRに導入することによる既存の事業再生ADRへの影響等の問題が想定されるが、これらの問題点をクリアできるのであれば、簡易・迅速な事業再生手続としての実効性、および、既存の法的倒産手続に影響を及ぼさず産競法等の事業再生ADR関係法規のみの改正で足りるという点にメリットがあると考えられることから、かかる制度の創設についても一つの選択肢として検討を試みたところである。なお、この制度モデルは、一定のカテゴリーに属する債権者間における多数決に基づく決議について、裁判所が認可をすることにより、少数反対債権者を拘束する効力を生じさせるという点で、社債における社債権者集会の多数決による決議（会社法724条2項）・裁判所による認可（会社法732条～734条）制度と共通するものであり、本制度モデルを構想するにあたっては、償還すべき社債金額の減免に関する会社法上の制度の存在が発想の基礎の一つとされている<sup>2</sup>。

### 2 手続の基本構造

#### (1) 申立権者

裁判所による認可の申立権者として、債務者に申立権を与えることについてはおおむね異論がなかった。また、債務者と手続実施者による共同申立を要するという制度設計もありうるところである。なお、手続実施者に単独で申立権を与えることについては、そのような必要性があるかについて消極的な意見が多数であった。

#### (2) 申立時期

---

2 このような観点からは、社債について社債権者間の多数決により減免ができるのであれば、事業再生ADRの対象債権者の債権についても、多数決による減免を認めることが許されるとの説明もありえよう。

なお、社債における社債権者集会の多数決とその認可制度の概要を参考までに示すと、以下のとおりである。

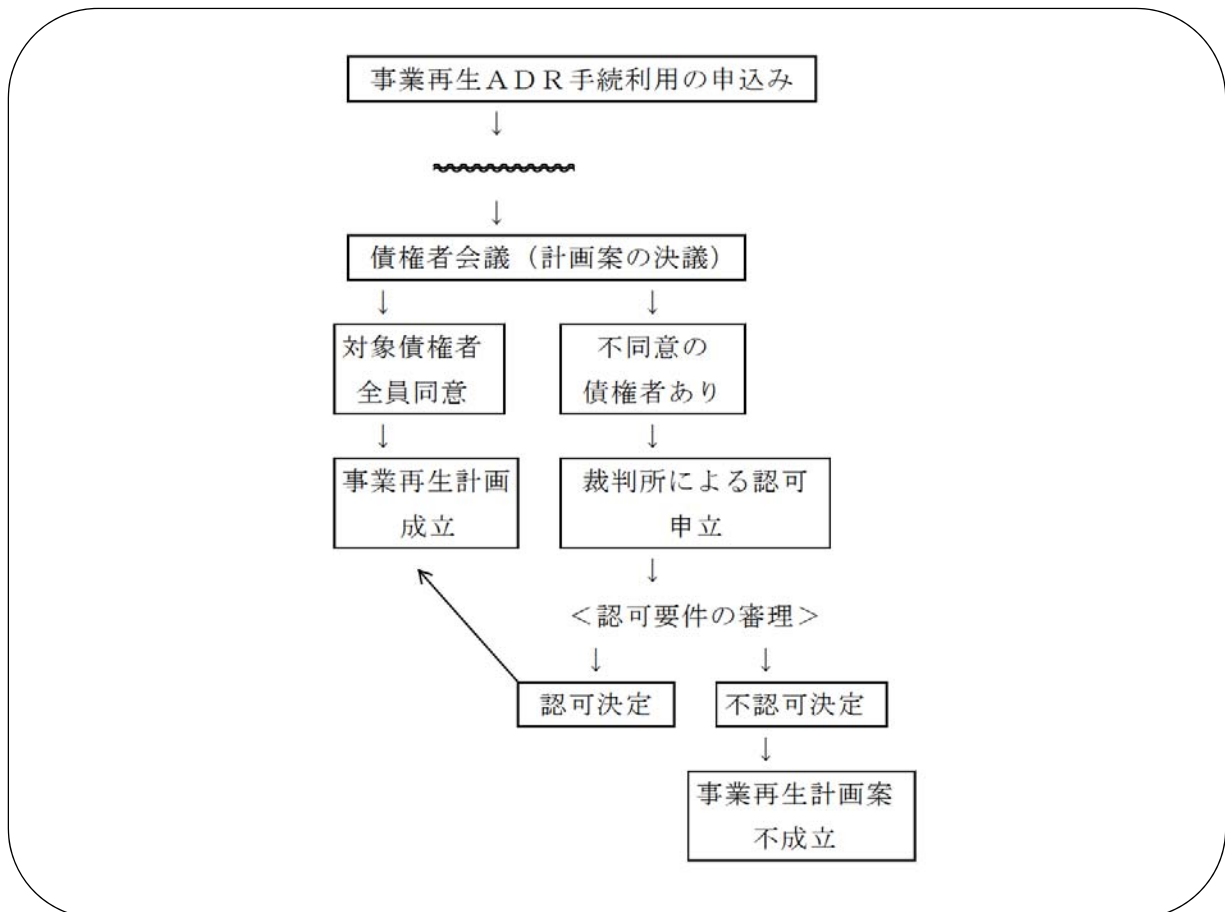
すなわち、多額の社債債務をかかえる企業が事業再生を図るにあたっては、償還すべき社債金額の減額を行うことが必要な場合がありうる。その場合には、社債の権利内容の変更に向けた会社法に基づく社債権者集会手続を進め、償還すべき社債金額の減額を内容とする社債権者集会決議を特別決議により可決することが必要となる（会社法724条2項）。社債権者集会における議決権は、「その有する当該種類の社債の金額の合計額（償還済み額を除く。）」に応じて定まり（会社法723条1項）、通常の決議事項については、出席した議決権者の議決権総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意が可決要件とされている（会社法724条1項）。しかし、償還すべき社債金額の減額についての決議にあたっては、「議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意」が必要とされ（同条2項）、要件が加重されている。

さらに、社債権者集会における決議に効力を生じさせるためには、社債権者集会における可決に加え、決議について裁判所による認可を受けることが必要とされている（会社法732～734条）。決議の不認可事由としては、社債権者集会の招集手続または決議方法の違法等、決議の不正の方法による成立、決議内容の不正性、決議の社債権者一般の利益不適合性が会社法733条各号に法定されており、不認可事由が存在しないときは裁判所が社債権者集会の決議を認可し、これにより決議は効力を生じ、当該種類の社債権者に対して拘束力を有することになる（会社法734条）。

なお、事業再生ADR手続と並行して、上記の会社法に基づく社債権者集会による償還金額の減免に向けた手続を進める場合、特定認証紛争解決事業者に対して、償還すべき社債金額の減額が、当該事業者の事業の再生に欠くことができないものであることの確認を求めることができ、確認が行われた後に当該償還金額の減額を内容とする社債権者集会決議の認可の申立があったときは、社債権者集会の決議に関する裁判所の認可判断にあたり、特定認証紛争解決事業者による確認がなされていることを考慮する旨の規定（考慮規定）が産競法に設けられている（産競法56条・57条）。

事業再生ADR手続における決議会議において、事業再生計画につき対象債権者全員の同意を得ることができない場合に、裁判所による認可申立がなされるとの制度設計であることから、申立時期は、事業再生ADRにおける計画案の決議後となる。

なお、決議会議において全員の同意を得ることができないことが予測されている場合には、あらかじめ裁判所による認可の申立の準備を進めておき、決議会議終了後、即日の申立をするような運用もありえよう。



### (3) 申立要件

本制度モデルにおいては、一部の債権者の反対（不同意）により、事業再生ADRにおける計画の成立が不可能な場合に、裁判所の認可により計画を成立させることを想定していることから、裁判所の認可を求めるにあたっては、債権者会議の決議において、一定多数の債権者の同意を得ていることを要件とする方向で検討が進められた。

具体的には、(a)案：頭数要件＋議決権額要件（民事再生とパラレル）、(b)案：議決権額要件のみ（会社更生、社債権者集会決議とパラレル）のいずれかを申立要件として課すことが考えられる<sup>3</sup>。

これについて検討するにあたり、事業再生ADRにおいては、大口の金融債権者が主な対象債権者であることから、議決権額要件のみで足りるとするか、あるいは、裁判所の認可決定により反対債権者を拘束する強力な効果にかんがみ、再生計画案の可決等と同様に頭数と議決権額の二

<sup>3</sup> その他、形式的には「頭数要件のみ」という選択肢もありうるが、実質的には、頭数要件のみを申立要件として課すことは考えにくい。ため、検討対象からはずした。

重の要件とすべきかが問題となる。また、「一定多数の同意」という場合、どの程度の同意を要求すべきかについても検討の必要があろう<sup>4</sup>。

#### (4) 一時停止の効力の延長

事業再生ADR手続における一時停止の期間は、決議会議の終了時までとされることが多いため、決議会議において計画の成立に至らず、裁判所による認可の申立をする場合には、裁判所による認可決定がなされるまでの間、一時停止の効力期間を延長する必要性があると考えられる。

そこで、本検討会においては、(a)案：手続実施者の同意を得ること、(b)案：一定多数の対象債権者の同意を得ること等を要件として、一時停止の効力期間を一定期間延長することができる旨の規定を産競法に設けることが検討された。

しかし、一時停止の効力は対象債権者の合意に基づき認められるものであり、それについて、手続実施者の同意、あるいは多数決により、効力期間の延長を認めることは理論的正当性を欠くとの指摘があった。また、かかる見地から、一時停止の効力の延長を認める必要があるとしても、理論的には、多数決によりそのような効力を生じさせることはできないと解されるため、むしろ、裁判所の判断に基づき、新たに一時停止の効力を発生させるという構成のほうが妥当との見解が最終的には支持を集めた。

なお、一時停止の効力の延長については、本制度モデルのほか、簡易再生手続や迅速事業再生手続を受け皿とするモデル、さらには、同意に代わる決定モデルにおいても、問題となりうるため、第3章（個別問題の検討）の第1（手続の移行と一時停止）において、別途とりあげて検討している。詳細についてはそちらを参照されたい。

#### (5) 裁判所による認可のための要件

裁判所による認可型モデルにおいては、当然のことながら、認可のための要件をあらかじめ法定しておく必要がある。これについて、裁判所による認可を求める申立を、従前の事業再生ADR手続の続行と位置づけるか、事業再生ADRとは異なる独立の法的手続の申立と位置づけるかの問題はあ<sup>5</sup>、本検討会においては、いずれにせよ、反対債権者に対する拘束力を正当化するためには、少なくとも既存の法的倒産手続における計画認可要件と同等以上の厳格な要件が必要とされるという方向で検討がされた。

具体的な認可要件については、突き詰めた議論には至らなかったが、上記の観点から、民事再生手続および会社更生手続における認可要件を参考とすると、以下のような要件を設けることが考えられる。

#### <手続的要件>

- ・先行する事業再生ADR手続の公正性に関する要件（民事再生法 174 条 2 項 1 号・会社更生法 199 条 2 項 1 号参照）
- ・決議会議における計画の決議が誠実かつ公正な方法でされたこと（民事再生法 174 条 2 項 3 号・

---

4 法的倒産手続によらず、裁判所の認可により、反対債権者をも拘束する強力な効力を生じさせる以上、少なくとも、民事再生手続における計画案の可決の際に要求される2分の1よりは厳しい要件を課す必要があるとの指摘があった。なお、「多数決要件」としては、株主総会特別決議や会社更生手続における更生担保権の猶予の際に要求される3分の2、または、旧和議手続における和議条件の可決要件や会社更生手続における更生担保権の減免の際に要求される4分の3の同意等が参考としてあげられた。

5 なお、本検討会においては、裁判所による認可型モデルを導入する場合には、認可申立の法的性質・位置づけについても検討する必要があるとの点では見解が一致したが、複数の制度モデルを比較検討し、制度の方向性を探る現段階においては、この点について立ち入った検討は行わなかった。

会社更生法 199 条 2 項 4 号参照)

※債権者会議における多数決要件

〔(3)申立要件〕において述べたように、裁判所による認可の申立にあたっては、(a)案：頭数要件+議決権額要件、(b)案：議決権額要件のみ、のいずれかを申立要件として課すことを想定している。これらの要件は、裁判所による認可の申立要件として位置づけられるものであるが、これらの要件を満たしていることも認可の前提として要求されることになる。なお、これらの要件を充足しているかについては、裁判所による認可の申立段階で判断するか、あるいは、認可決定についての審理段階で前提要件としてその充足性について判断するかが問題となるが、後者のように、認可要件の審理とともにその前提として事後的に判断するほうが手続的にはスムーズであろう。

<計画の内容に関する要件>

- ・計画が遂行可能であること（または、遂行可能性がないわけではないこと）

（民事再生法 174 条 2 項 2 号・会社更生法 199 条 2 項 3 号参照）

- ・計画の内容が実質的に平等であること+清算価値保障原則<sup>6</sup>

（民事再生法 174 条 2 項 4 号・会社更生法 199 条 2 項 2 号参照）

<その他>

裁判所による認可の要件として、債務者が一定の財産的破綻状況にあることを要件とすべきかについては、両論ありうることが確認された。

すなわち、反対債権者を拘束する理論的根拠を、責任財産の欠乏に基づき全債権者が法律上当然に団体を形成することに求めるのであれば、裁判所が債務者の財産状態が一定の危機状態にあることを認定し、開始決定をするという手続構造をとる既存の法的倒産手続とは異なり、本制度モデルにおいてはかかる認定に基づく開始決定がない以上、認可決定の段階で、責任財産の欠乏、すなわち債務者が一定の財産的破綻状態にあることを裁判所が認定する必要があるとも考えられる。しかし、一部の債権者の反対により全員一致による事業再生計画の成立に至らない場合に、裁判所の認可によってその効力を生じさせることを企図する本制度モデルにおいて、計画の認可要件として、債務者の財産的破綻状態の認定を要するとすれば、手続が重くなり、かかる制度モデルを採用するメリットが大きく減じられることが懸念される。そのため、本検討会においては、反対債権者を拘束する理論的根拠との関係で、認可決定の要件として債務者の財産破綻状態の認定が不可欠であるかについては、さらに検討することが必要であることを確認し、今後の検討課題として指摘するにとどめた<sup>7</sup>。

(6) 認可決定・不認可決定に対する不服申立

裁判所による認可を求める申立に対する裁判（認可決定、または不認可決定）に対しては、会社更生手続や民事再生手続におけるのと同様に、利害関係人による即時抗告を認めるべきと考えられる。

<sup>6</sup> なお、本要件については、積極的要件としてではなく、計画の内容が実質的平等に反すると認められること、または、決議が対象債権者一般の利益に反すると認められることを不認可事由として掲げることにより、消極的要件として位置づけるべきとの指摘があった。消極的要件とすることにより、認可にあたっての裁判所の負担を軽減するとともに、債権者集団の自律的判断を重視する趣旨である。

<sup>7</sup> なお、裁判所による認定の負担が過大にはならないような形で、財産破綻状況に関する要件を定めることが、今後の検討の方向性としては考えられよう。具体的には、「事業の円滑な維持継続のためには、財務再構築を行うことが相当であると認められること」等の要件があげられる。

## (7) 認可決定の効力

### ① 認可決定の効力発生時期

認可決定の効力発生時期については、会社更生手続のように認可決定時とする考え方（会社更生法 201 条参照）と、民事再生手続と同様に認可決定の確定時（民事再生法 176 条参照）とする考え方がありうる。

この点について、本検討会において詰めた検討は行わなかったが、事業再生ADRにおける決議会議において債権者全員一致の同意が得られなかった段階から裁判所が関与する手続であり、手続の当初から裁判所の監督下で手続が遂行されるわけではない点にかんがみると、計画の効力発生については慎重であるべきと考えられることから、検討会における原案としては、認可決定の確定時を効力発生時とするモデルが検討対象とされた<sup>8</sup>。

### ② 認可決定の効力の及ぶ債権者の範囲

認可決定により成立した事業再生計画の効力が及ぶ債権者の範囲について、事業再生ADRにおける決議会議に参加した対象債権者には当然に効力が及ぶと解される。これらの債権者は現実に事業再生ADRの手続に参加しており、決議の対象となった事業再生計画に対して意見を述べ、決議において賛否の意思表示をする機会が与えられていたことから、その手続保障は充足されていると解されることによる。

問題となるのは、上述したような拘束力の正当化事由が妥当しない対象債権者への効力である。具体的には、事業再生ADRの開始当初より手続への参加を拒絶していた債権者、および、事業再生ADRの途中段階で離脱し、決議会議において議決権を行使しなかった対象債権者があげられる。本検討会においては、本制度モデルの実効性を確保するためには、これらの債権者にも計画の効力を及ぼす必要がある反面、その場合の拘束力の正当化根拠が問題となることが確認された。また、立法その他の措置により、対象債権者<sup>9</sup>に対し、事業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を課し、対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みを構築すべきとの指摘も有力であった。なお、そのための具体的方策の検討については、第3章（個別問題の検討）の第3（事業再生ADRへの不合理な不参加・事業再生ADRからの不合理な離脱を防止する方策）を参照されたい。

他方、本制度モデルにおける裁判所による認可手続は、先行する事業再生ADR手続の続行またはそれを前提とする手続であり、認可決定により成立した計画の拘束力が及ぶ範囲は、原則として、先行する事業再生ADR手続の対象債権者と一致することを想定している<sup>10</sup>。したがって、社債権者については、対象債権者とはせず、現行の事業再生ADRにおける取扱いと同様に会社法の規定に従った取扱いに服することになる。また、リース債権者についても、債権者が手続に自発的に参加しないかぎり、計画による権利変更の対象とすることは困難であると解される。なお、担保権を有する金融債権者（対象債権者）の処遇であるが、理論的には、当該債権者の同

<sup>8</sup> ただし、これに対しては、迅速な事業再生を可能とすべきとの見地から、会社更生手続と同様に、認可決定時を効力発生時とすべきとの意見もあった。

<sup>9</sup> 事業再生ADRにおいては、金融機関以外の債権者も対象債権者となりうるため、仮に協力義務を設けるのであれば、金融機関以外の債権者もその対象とする必要があることになる。こうした点も踏まえて、事業再生の枠組みの一つを提供している地域経済活性化支援機構法（REVIC法）では、公的機関を含むあらゆる債権者に広範に協力義務を課していることにかんがみると、協力義務を負う主体に公的機関等を含めることは不可欠であるとの指摘もあった。

<sup>10</sup> ただし、本来事業再生ADRの対象債権者とされているが、手続に参加していなかったり、途中で離脱した債権者に対しては、計画の効力を及ぼす必要がある点については上述したとおりである。

意がないかぎり、担保目的物の価値を超過する部分のみ権利変更が可能とされるにとどまるとの指摘があった<sup>11</sup>。

#### (8) 手続に要する期間

本制度モデルでは、事業再生ADRにおける決議会議後に裁判所による認可の申立をするものとされているが、決議において全債権者の同意を得ることが見込めない場合には、あらかじめ申立の準備を進めておき、決議会議当日、または決議会議から間をおかずに、裁判所による認可の申立をする実務運用が典型的には想定される。

申立があると、裁判所の認可の手続（認可要件についての審理）がなされ、認可決定の確定により、計画の効力が生ずることになる。したがって、手続に要する期間は、裁判所による認可要件の審理、および、認可決定の確定までに要する期間のみということになる。認可要件の審理に要する期間については、債務者の事業規模、負債総額、対象債権者数等、および、認可要件としてどのような要件を課すかにより異なるが、申立権者（および、手続実施者）により十分な準備がなされており、認可要件の具備について判断するための適切な情報が裁判所に提供されるのであれば、2週間から1か月程度で認可決定に至ることも可能ではないかと期待される<sup>12</sup>。また、即時抗告期間については、対象債権者の範囲が限定されていることから、官報公告は要さず、個別の送達をもって足りるとすれば、送達から1週間（民事訴訟法332条）となる。したがって、本制度モデルによる場合の手続期間としては、事業再生ADRにおける決議会議から、2週間から1か月程度で事業再生計画の認可決定がなされ、1～2か月で効力発生に至ることも可能と想定される。

### 第3 産競法の改正＋簡易再生手続の運用改善モデル

#### 1 本制度モデルの概要

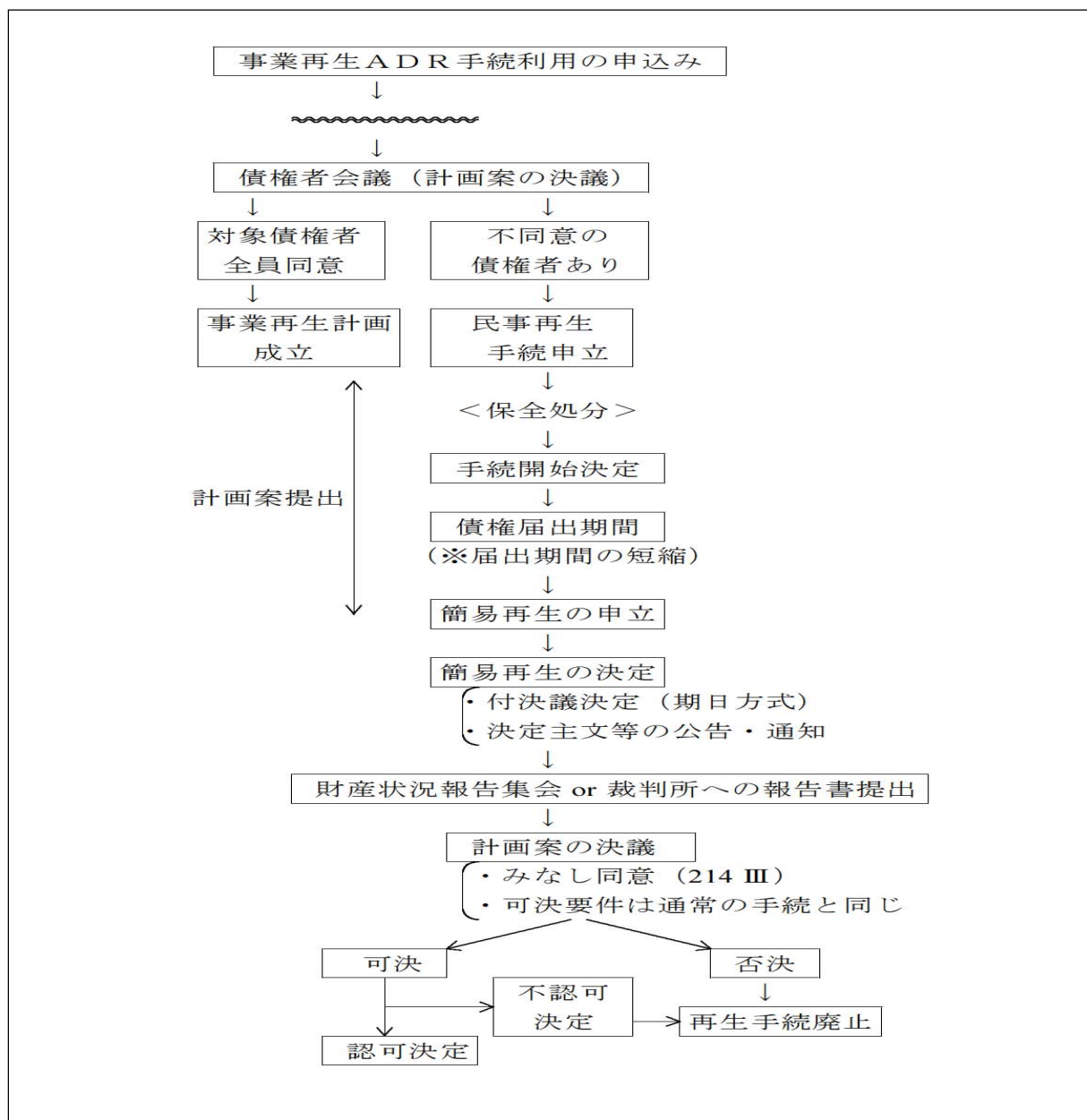
本制度モデル（「簡易再生運用改善モデル」と呼ぶ）は、事業再生ADRにおける決議会議において、事業再生計画案につき対象債権者全員の同意を得ることができない場合に、簡易再生手続に移行することを想定する手続モデルであり、産競法の改正により商取引債権に関する考慮規定等を創設することにより、事業再生ADR手続と簡易再生手続の連動性を高めるとともに、受け皿とする簡易再生手続については、民事再生法の改正は伴わず、運用を改善することにより、両手続の連動性を高め迅速かつ効率的な事業の再生を企図するものである。

---

<sup>11</sup> ただし、担保目的物の価値でカバーされている部分についても、現在価値が保障されるのであれば、リスクは可能であるとの見解もあった。

<sup>12</sup> 現在の東京地方裁判所民事第20部における民事再生手続の運用状況を参照すると、同裁判所における標準スケジュールによれば、手続開始申立から3か月後が計画案提出期限とされており、その2か月後に決議のための債権者集会が開催され、計画が可決された場合には、原則として同日に認可・不認可決定がされるとのことである（鹿子木康編・東京地裁民事再生実務研究会『民事再生の手引』8頁以下（商事法務、2012）参照）。しかし、本制度モデルにおいては、対象債権者が金融債権者に限定されていること、および、上記民事再生手続における計画案の提出から認可までの2か月の期間には、決議のための債権者集会に向けた準備期間（債権者に対する説明・同意要請期間）という意味合いも含まれていることから、純粋に認可要件の審理に要する期間はさらに短い期間で足りると考えられる。

## 2 手続の基本構造



### (1) 産競法の改正等

簡易再生運用改善モデルは、事業再生ADRにおいて対象債権者全員の同意を得ることができない場合に、簡易再生手続を受け皿として移行することを想定する手続モデルであることから、両手続の連動を円滑に行うための規定を、産競法に設けることが必要となる。

そこで、本検討会においては、事業再生ADRから、簡易再生手続に移行した場合の商取引債権の保護に関する考慮規定を産競法に創設する方向で検討を行った。その具体的検討内容については、第3章（個別問題の検討）の第2（商取引債権に関する考慮規程）を参照されたい。また、本制度モデルも、先行する事業再生ADRを前提とする以上、先行手続に対象債権者をできるだけ多くとり込み、手続に関与させておくことが、受け皿手続としての簡易再生に移行した後の、スムーズな手続進行に寄与すると考えられる。そのような観点から、第2において検討した裁判所による認可型モデルと同様に、本制度モデルとの関係でも、立法その他の措置により、対象債



権者に対し、事業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を課し、対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みを構築することが検討されるべきである。

#### (2) 再生手続開始申立と計画案の事前提出

本制度モデルにおいては、受け皿とする簡易再生手続については法改正を伴わず、運用改善により迅速化・効率化を図ろうとするものであるため、決議会議において事業再生計画が成立しなかった場合には、通常の民事再生手続開始の申立（民事再生法 21 条）をすることとなる。したがって、申立権者は債務者および債権者であり<sup>13</sup>、典型的には債務者申立が想定される。また、民事再生手続の開始原因事実（民事再生法 21 条 1 項）が存在することが必要とされる。申立の時期については、特段制限はないが、事業再生ADRにおける決議会議の当日または数日内に申立をすとの運用が想定される。

また、計画案についても、手続開始申立と同時に、または申立後できるだけ早期に事前提出すとの運用を想定している（民事再生法 164 条）。

#### (3) 保全処分

民事再生手続の開始申立後は、民事再生法 26 条以下の保全処分の利用が可能であるため、債権者による個別的権利実行を阻止する必要がある場合には、弁済禁止の保全処分や個別的中止命令により対応することが可能である。ただし、事業再生ADRにおける決議会議の終了から再生手続の開始申立までの間は、民事再生法上の保全処分は利用できないため、何らかの対応が必要となる場合がありうる。これについては、裁判所による認可型モデルとの関係でも紹介したように、一時停止の効力期間を一定期間延長することができる旨の規定を産競法に設けることも考えられるが、簡易再生運用改善モデルにおいては、決議会議において計画が成立しなかった場合には、迅速に再生手続の申立をなし、民事再生法上の保全処分により対応することが可能であり、一時停止の効力期間延長規定をあえて設ける必要性は、裁判所による認可型モデルに比べてより少ないと考えられる。

保全処分の内容としては、申立即日または翌日に監督命令を発令し、手続実施者を監督委員に選任すとの運用が想定される。また、上述したとおり、弁済禁止の保全処分の発令も想定されているが、事業継続のために商取引債権の弁済が必要な場合については、保全処分の例外として弁済を許可することにより対応することを予定しており、これを円滑に行うことができるように、産競法に「保全処分の例外で対応」に関する考慮規定を設けるべきである。この点の詳細については、第 3 章（個別問題の検討）の第 2（商取引債権に関する考慮規定）を参照されたい。

なお、手続開始申立から開始決定までの間になされる、DIPファイナンスや新たに生ずる商取引債権については、民事再生法 120 条により共益債権化することが想定される。これにあたっては、上述したように、手続実施者を監督委員に選任し、共益債権化の承認権限を付与することにより（民事再生法 120 条 2 項）、円滑な運用をはかることが考えられる。

#### (4) 手続開始決定

##### ① 再生手続開始決定

手続開始申立についての審理は、通常の民事再生手続の開始申立の場合と同様であり、手続開

---

<sup>13</sup> 手続実施者の申立権は認められず、他の制度モデルのように、債務者と手続実施者の共同申立を要求することも民事再生法の改正なしには認められない。

始要件が具備しており、申立棄却事由（民事再生法 25 条各号）が存在しないときは、裁判所は手続開始の決定をする（民事再生法 33 条）。開始決定に対しては即時抗告をすることができる（民事再生法 9 条）。

#### ② 同時処分

裁判所は、手続開始決定をするときは同時処分として、再生債権届出期間および債権調査期間を定めなければならない（民事再生法 34 条）。これにあたり、通常の再生手続においては、債権届出期間は「手続開始の決定の日から 2 週間以上 4 月以下」の範囲内で定めることが原則とされているが（民事再生規則 18 条 1 項 1 号）、簡易再生運用改善モデルにおいては、「特別の事情がある場合」として（民事再生規則 18 条 1 項柱書）、債権届出期間を通常より短縮する運用を想定している。

#### ③ 附随処分

通常手続においては、附随処分として、開始決定主文等の公告（民事再生法 35 条 1 項）、および、知れたる再生債権者への通知（同条 3 項 1 号）が必要とされているが、簡易再生運用改善モデルにおいて、産競法における考慮規定により弁済許可対象とされうる債権者（商取引債権者等）に対しては、個別の通知を省略することが可能かについては検討を要する。考慮規定等により、手続外で弁済を受けることが予定されている債権者に対しては、手続関与の機会を与える必要もないことから、個別通知を省略することも可能とも考えられる一方、知れたる債権者への通知は法律の規定で義務的に定められている以上、運用によりこれを省略することは許されないとの考え方もありうるため、本検討会においても検討課題として指摘するにとどめ、省略の可否について結論を出すには至らなかった。

#### ④ 財産評定・125 条報告書

再生債務者等による財産評定（124 条 1 項）、財産目録および貸借対照表の作成・提出（同条 2 項）、および、125 条報告書の提出は、法律に規定されている事項であるため、運用により提出自体を省略することは困難と解される。しかしながら、これらの資料については、事業再生 ADR の手続においても作成されることが通常であることから、あらためて民事再生手続が開始された後に作成する必要はなく、先行する事業再生 ADR においてすでに作成されたものを提出すれば足りると解される。

#### (5) 債権の届出

上記 [(4)②同時処分] において述べたように、簡易再生運用改善モデルにおいては、債権届出期間を、民事再生規則 18 条 1 項柱書に規定する「特別の事情がある場合」として、同項 1 号に定める最短期間の 2 週間よりも短縮して定めることを想定している。具体的な期間は、予想される債権者数等に応じて決することになるが、1 週間程度の期間とすることもありえよう。

本制度モデルは、簡易再生の運用を改善することとどまるものであるため、再生債権者は、原則として債権届出期間内に債権の届出をする必要がある。産競法の改正により、考慮規定の対象とされる商取引債権者についても、再生債権者となる場合には届出の必要がある。ただし、保全期間内に弁済禁止の保全処分の例外として、または、手続開始後に民事再生法 85 条 5 項後段によって、すでに弁済がなされている場合には、届出の必要はない。また、産競法の考慮規定により、民事再生法 85 条 5 項後段による弁済許可の対象とすることが予定される商取引債権者に対しては、再生債務者または監督委員を通じて、再生債権の届出は不要であるとの説明をし、届出を差し控

えさせるとの運用上の工夫により、事実上再生債権の届出を省略することが考えられる。

## (6) 簡易再生の申立～簡易再生の決定

### ① 簡易再生の申立

債権届出期間の経過後、再生債務者等が簡易再生の申立をする（民事再生法 211 条 1 項）。簡易再生の申立要件は、届出再生債権者の総債権額の 5 分の 3 以上の額を有する届出債権者が、提出された計画案に同意し、かつ、再生債権の調査・確定手続を経ないことに同意していることである。

この簡易再生の申立要件に関連し、産競法の考慮規定により、弁済許可（民事再生法 85 条 5 項後段）の対象とすることが予定される商取引債権者等については、上記 5 分の 3 の分母から除外すると運用が可能であるかについて議論があった。これについては、そもそも再生債権の届出をしていない場合（上記(5)の運用による事実上の債権届出の省略）や簡易再生の申立前に 85 条 5 項後段による弁済許可により弁済済みの場合には分母に含まれないことは当然であるが、それ以外の場合には、民事再生法 211 条 1 項の明文規定に照らすと、運用により分母から除外することは困難との意見があった。これに対し、85 条 5 項後段による弁済許可を手続開始決定と同日に発令する運用を前提とすれば、弁済許可の対象とされた債権者を分母に含める必要性はなく、除外することも可能との見解もあった。また、本制度モデルが典型的に念頭におく対象ケースは、事業再生ADRにおける決議会議において、合理的な再建計画に一部の少数債権者が強硬に反対することにより、全員一致の同意が成立しなかったような場合であるので、たとえ、考慮規定により弁済許可の対象となる少額債権者を分母から除外しなくとも、事業再生ADRにおいて計画に賛成していた大口の金融債権者の同意により、通常は、届出債権総額の 5 分の 3 の同意を得ることができると想定されるので、この点で解釈論的に無理をする必要はないとの指摘もあった。

また、上記簡易再生の申立のための同意を得ようとする場合には、届出再生債権者に対して、再生債務者の業務および財産状況等の情報提供をすることが必要とされているが（民事再生規則 108 条 4 項）、運用による手続の簡易化にあたり、これらの情報提供手続を省略できるかについても検討されたが、これらの情報は、すでに先行する事業再生ADRにおいて対象債権者らに提供されていることが通常であり、あえて省略する必要性に乏しいとの見解が有力であった。

### ② 簡易再生の決定

簡易再生の申立要件が充足されており、提出された計画案について不認可事由（民事再生法 174 条 2 項各号）が存在しないと認めるときは、裁判所は簡易再生の決定をする（民事再生法 211 条 1 項）。裁判所は、簡易再生の決定をする場合には、同時に付議決定をしなければならない（民事再生法 212 条 2 項）、決議のための債権者集会の期日は、「簡易再生の決定の日から 2 月以内の日としなければならない」とされている（民事再生規則 108 条 1 項）。これは最長 2 か月との制限であるので、本制度モデルの運用にあたっては、簡易再生の決定からできるだけ近接した日程で決議のための債権者集会期日を定めることが想定される。

また、民事再生法 212 条 3 項は、簡易再生の決定主文、決議のための債権者集会期日等について、公告するとともに法 115 条 1 項本文に定める者（届出再生債権者等）に通知しなければならないと規定している。これに関して、上記①に関連して紹介したのと同様に、産競法の考慮規定により、弁済許可（民事再生法 85 条 5 項後段）の対象とすることが予定される商取引債権者等に対する通知を運用により省略することが可能であるかについて検討がされた。この点について

も、そもそも再生債権の届出をしていない場合や簡易再生の決定前に85条5項後段による弁済許可により弁済がなされている場合には通知が不要であるが、それ以外の場合には、規定の文言に照らすと、運用により通知を省略することには慎重であるべきとする見解と、開始決定と同日に弁済許可決定をする運用が前提であれば通知は不要とする見解の両論があった。

#### (7) 再生計画案の決議

##### ① 財産状況報告集会における報告または報告書の提出

簡易再生手続における決議の前提として、財産状況報告集会における財産状況等の報告または125条報告書の提出が要求されている（民事再生法214条2項）。これについては、財産状況報告集会と決議集会の期日を同日とする、または、先行する事業再生ADRにおいて作成された財産状況等に関する報告書類をもって、125条報告書と扱うなどの運用により手続の簡易化を図ることが想定される。

##### ② 決議の方式

簡易再生における決議の方式は期日方式のみとされており（民事再生法216条1項による169条の適用除外）、書面決議によることはできない。

##### ③ 決議の対象となる再生計画案

決議の対象となる再生計画案は、簡易再生の申立の対象となった再生計画案のみであり（民事再生法214条1項）、簡易再生の申立以降は、再生計画案の変更はすることができない。ただし、債権者集会期日における、再生債権者に不利な影響を与えない変更は許されると解される（民事再生法172条の4）。

##### ④ 議決権者、議決権の確定、再生計画案の可決要件

決議における議決権者、議決権額の確定、再生計画案の可決要件については、通常の民事再生手続におけると同様である（民事再生法170条、172条の3参照）。

##### ⑤ 決議における同意擬制

決議のための債権者集会に欠席した債権者が、簡易再生の申立に同意していた場合には（民事再生法211条1項後段）、決議集会に出席して再生計画案に同意したものとみなすとの、簡易再生における同意擬制（民事再生法214条3項）が、本制度モデルにおいても適用される。

#### (8) 再生計画の認可

##### ① 計画の認可要件

再生計画の認可要件は、通常の再生手続の場合と同様に、民事再生法174条2項各号に定める不認可事由の不存在であり、この点については、運用等により異別の取扱いをする必要性は認められない。また、認可決定・不認可決定に対して即時抗告をすることができることも通常の再生手続の場合と同様である（民事再生法175条1項）。

##### ② 計画認可の効力

再生計画の効力は認可決定の確定により生ずる（民事再生法176条）。即時抗告期間は、認可決定等が送達された日から1週間（民事訴訟法332条）、または送達に代わる公告の場合は、公告の日の翌日から2週間の不変期間とされているが（民事再生法10条2項・9条後段）<sup>14</sup>、東京地裁における通常再生手続の現在の運用では、官報公告後2週間の即時抗告期間の経過により確定する

14 オロ千晴=伊藤眞監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法（下）[第2版]』117頁〔須藤力〕。

のが通常であり、認可決定の約4週間後に確定するとのことである<sup>15</sup>。

簡易再生手続における計画認可決定が確定すると、すべての再生債権者の権利が、権利変更の一般的基準により変更される（民事再生法215条1項）。債権調査手続を省略しているため、個々の再生債権の実体的確定は行われず、再生計画の記載に失権効が認められないことも通常の簡易再生と同様である。

### ③ 認可決定後の手続

再生計画の記載に失権効が認められないため、届出のない再生債権者も計画弁済の対象となるとともに、再生計画の記載に確定力や執行力も認められない。なお、届出のない再生債権も失権しないことは、(5)の〔債権の届出〕で言及した、民事再生法85条5項後段により弁済許可の対象とすることが予定される商取引債権者に対して、再生債務者または監督委員の説明・説得により、再生債権の届出を差し控えさせるとの運用の追い風となるとも考えられる。

なお、簡易再生運用改善モデルにおいては、民事再生法187条の適用が除外されているため（民事再生法216条1項）、認可決定後の再生計画の変更は認められない。

### (9) 各種債権者の処遇

#### ① 金融債権者——事業再生ADRの対象債権者

事業再生ADRにおける一時停止の効力期間は、決議会議の終了までとすることが一般的であることから、再生手続の開始申立までの間は、事業再生ADRの対象債権者たる金融債権者による個別的権利実行も可能となる。これについては、(3)の保全処分で言及したように、一時停止の効力期間を一定期間延長することができる旨の規定を産競法に設けることも考えられるが、迅速に再生手続の申立をなすことによって対応する運用をめざすべきである。

再生手続開始申立から開始決定までの期間については、民事再生法26条以下の保全処分の利用が可能であるため、金融債権者による個別的権利実行を阻止する必要がある場合には、弁済禁止の保全処分や個別的中止命令により対応することになる。

再生手続開始決定後は、手続開始の効力により、別除権とされる担保権を有する債権を除き、個別的権利実行は禁止され（民事再生法85条1項）、簡易再生手続における計画弁済に服することになる。

#### ② 商取引債権者

商取引債権者については、事業再生ADRの対象外であり、事業再生ADR手続の係属中はもとより、決議会議において計画が不成立に終わった後も、弁済期が到来するごとに個別的に債務の弁済を受けることができる。

再生手続開始申立後、弁済禁止保全処分が発令された場合には、産競法における考慮規定により、弁済禁止保全処分の例外として弁済を認めるとの運用が想定される。ただし、商取引債権ではあっても、事業価値の維持・事業再建に不可欠とはいえず、むしろ手続にとり込むことが適切な場合には、弁済禁止保全処分の対象とすることもありうる。また、保全期間中に新たに生ずる商取引債権については、民事再生法120条により共益債権化することも可能である。

再生手続開始決定後は、手続開始の効力により全ての再生債権が個別的権利実行を禁止されるが、商取引債権については、産競法に創設する考慮規定に基づき、民事再生法85条5項後段によ

---

<sup>15</sup> 鹿子木編・前掲注(12)15頁。

り弁済を許可することを想定している。

### ③ 担保権者

民事再生法 53 条 1 項により別除権とされる担保権を有する債権者については、通常の再生手続と同様に手続外での権利実行が認められ（民事再生法 53 条 2 項）、これについては、必要に応じて担保権実行中止命令（民事再生法 31 条）を活用しつつ、別除権協定の締結等により対応することが想定される。

### ④ 社債権者

社債権者については、先行する事業再生 ADR の対象外ではあるが、受け皿となる民事再生手続との関係では、当然に手続にとり込まれ、個別的権利実行は禁止される。

したがって、再生手続開始申立から開始決定までの間は、弁済禁止の保全処分が発令されている場合にはその対象となり、手続開始決定後は、再生債権者として個別的権利実行が禁止される。また、議決権行使にあたっての社債権者集会の決議の拘束力等（民事再生法 169 条の 2）についても、通常の再生手続におけると同様の制約に服することになる。

#### (10) 手続に要する期間

簡易再生運用改善モデルにおいては、再生手続開始申立の時期について、特段制限はないが、事業再生 ADR 手続における決議会議の当日または数日以内に申立をするとの運用が想定されている。

手続開始申立についての審理は、通常の民事再生手続の開始申立の場合と同様であり、東京地裁民事第 20 部における標準スケジュールにおいては、申立から開始決定まで 1 週間とされているが、すでに先行して事業再生 ADR 手続が行われていることにかんがみ、審理期間をさらに短縮する運用をめざすことが期待される。

続いて、債権届出期間については、「特別の事情がある場合」として開始決定から 1～2 週間程度とし（民事再生規則 18 条 1 項柱書）、この期間内に、簡易再生の申立要件を満たす債権者の同意を獲得し、債権届出期間終了後に直ちに簡易再生の申立をなす。裁判所は迅速に、簡易再生の決定をし（民事再生法 211 条 1 項）、同時に付議決定をする（民事再生法 212 条 2 項）。決議のための債権者集会の期日は、簡易再生の決定からできるだけ近接した日程とすることを想定しており、通知等に要する期間を考慮すると、2 週間後程度とすることもありえよう。

東京地裁における通常の再生手続においては、決議のための債権者集会当日に議決票の集計を行い、可決された場合には、原則として同日に認可・不認可の決定を行うとの運用がなされており<sup>16</sup>、本制度モデルにおいても同様の運用によることが想定される。認可決定の確定（計画の効力発生）時期については、上記(8)の〔② 計画認可の効力〕において述べたように、東京地裁における通常再生手続の現在の運用によれば、認可決定の約 4 週間後となる。

以上の試算によれば、本制度モデルによる場合の手続期間としては、最短で、事業再生 ADR における決議会議から 1～1.5 か月程度で再生計画の認可決定がなされ<sup>17</sup>、2～2.5 か月で効力発生に至ることも可能と想定される。

<sup>16</sup> 鹿子木編・前掲注(12)15頁。

<sup>17</sup> 東京地裁における標準スケジュールによれば、通常再生事件では、手続開始申立から 5 か月で決議のための債権者集会・認可決定に至るとされている（鹿子木編・前掲注(12)8頁参照）。

## 第4 産競法の改正＋迅速事業再生手続の導入モデル

### 1 本制度モデルの概要

本制度モデル（略称、「迅速事業再生手続モデル」とする）は、事業再生ADRにおける決議会議において、事業再生計画につき対象債権者全員の同意を得ることができない場合に、法的再建手続に移行する点では、上記第3において検討した簡易再生運用改善モデルと共通するが、民事再生法の改正により、既存の簡易再生手続をさらに簡略化した特別手続（「迅速事業再生手続」）を受け皿とする点で異なる。

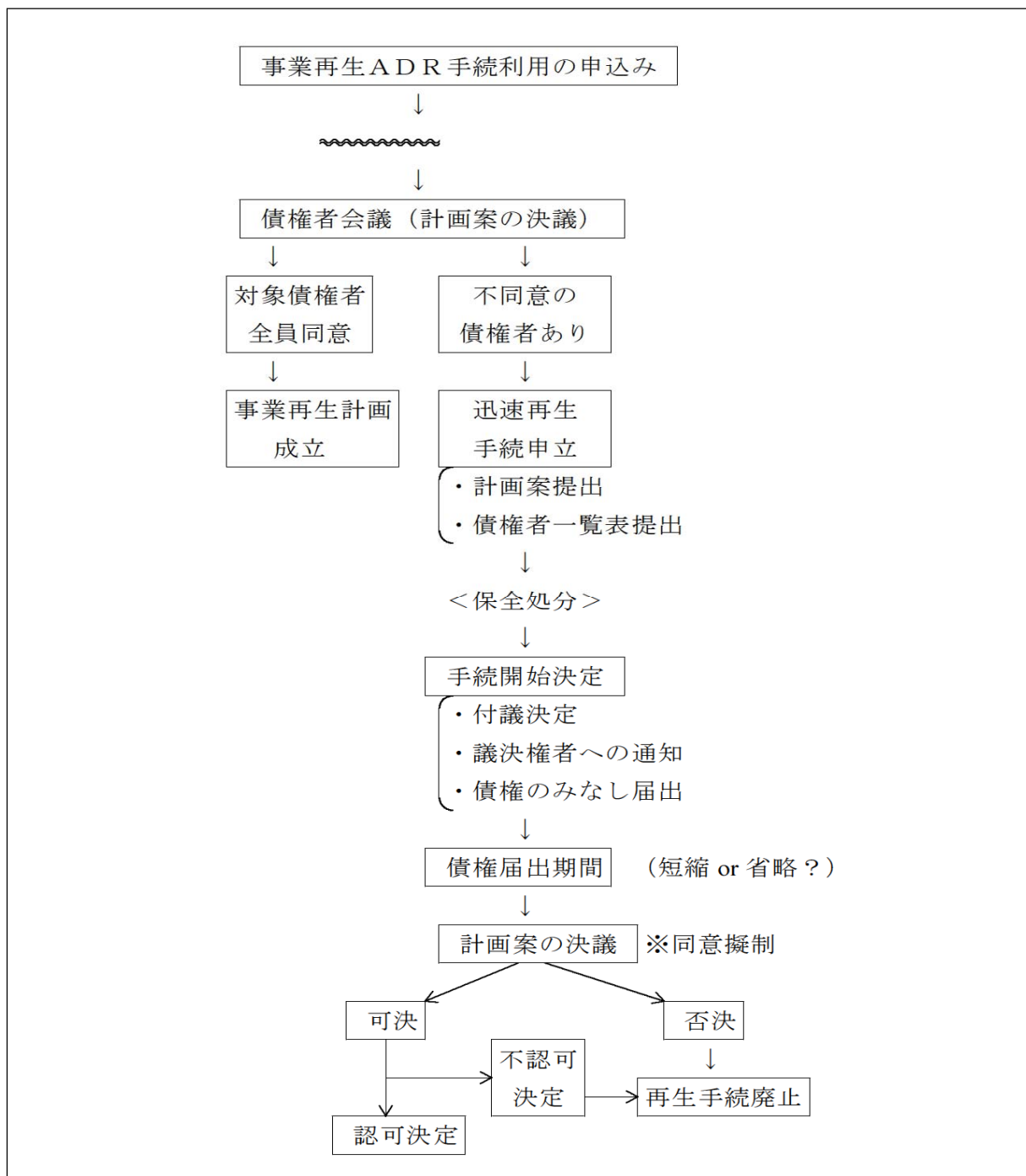
したがって、迅速事業再生手続モデルにおいては、商取引債権に関する考慮規定の創設等の産競法の改正とともに、受け皿とする迅速事業再生手続の創設に関し、民事再生法の改正をも伴うものである。なお、本検討会においては、迅速事業再生手続に先行する手続として、事業再生ADRを念頭に検討を進めたが、これは、先行手続を事業再生ADRに限定する趣旨ではなく、まずは典型的に想定される手続として事業再生ADRを措定したにとどまるものである。すなわち、迅速事業再生手続に先行する前提手続をそもそも限定すべきか、また、仮に限定するとした場合、どのような基準によりどのような範囲の手続を先行手続とすべきかについては、立ち入った検討を行うには至っておらず、この点については今後の検討課題として残されている。

### 2 手続の基本構造

#### (1) 産競法の改正等

簡易再生運用改善モデルと同様に、迅速事業再生手続モデルにおいても、事業再生ADRから移行した場合の商取引債権の保護に関する考慮規定を、産競法に創設することが必要と考えられるとともに、迅速事業再生手続の創設に関する民事再生法の改正にあたっては、あわせて少額債権の弁済許可に関する規定（民事再生法85条5項後段）を商取引債権を保護しやすい形に改正することも検討対象となろう（具体的検討内容については、第3章（個別問題の検討）の第2（商取引債権に関する考慮規定）参照）。

また、本制度モデルとの関係でも、立法その他の措置により、対象債権者に対し、事業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を課し、対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みを構築することが検討されるべきである（第2の2(7)②参照）。



## (2) 迅速事業再生手続の開始申立

本制度モデルにおいては、簡易再生手続の特則として新設する迅速事業再生手続を受け皿とするため、事業再生ADRにおける決議会議において、不同意の債権者がいた場合に、通常の再生手続ではなく、ダイレクトに迅速事業再生手続の開始を申し立てることになる。すなわち、簡易再生運用改善モデルにおいては、まず通常の再生手続の開始申立をなし、債権届出期間終了後にあらためて簡易再生の申立をするのに対し、迅速事業再生手続モデルにおいては、そのような二段階構造をとらず、直ちに迅速事業再生手続の開始を申し立てることになる点でも、手続の一層の簡易迅速化がはかられている。

### ① 申立権者



申立権者については、債務者を申立権者とすることにはおおむね異論はなかった。また、債務者と手続実施者による共同申立を要するという制度設計もありうるところである。

## ② 手続開始申立の時期

手続開始申立の時期については、簡易再生運用改善モデルと同様に、事業再生ADRにおける決議会議の当日または数日内に申立をするとの運用が想定される。

## ③ 申立要件——手続開始原因

迅速事業再生手続モデルにおいては、上述したように、いわば民事再生手続の開始申立と、その特則である迅速事業再生手続の開始申立てを一体として行うこととなるため、手続の申立要件（開始要件）として、通常の再生手続開始原因（民事再生法 21 条 1 項）の存在とともに、簡易再生の申立要件（民事再生法 211 条 1 項）と同様の要件を課すことが考えられる。後者の要件としては、「先行手続における計画案の決議において、対象債権者が有する債権総額の 5 分の 3 以上を有する債権者が計画案に同意し、かつ、再生債権の調査・確定手続を経ない迅速事業再生手続の申立をなすことに同意していること」等の要件が考えられよう。

## ④ 計画案および債権者一覧表の提出

迅速事業再生手続モデルにおいては、手続開始申立と同時に、債権者一覧表および先行する事業再生ADRにおいて決議の対象となった計画案を提出するものとする。この計画案の提出は民事再生法 164 条の計画案の事前提出として扱われることとなる。

迅速事業再生手続モデルは、先行する事業再生ADR手続の成果をできるだけ活かしつつ、法的手続に移行することにより、一部の強硬な反対債権者を拘束しようとする制度モデルであるため、本手続の対象となる計画案は、先行する事業再生ADRにおいて決議対象となった計画案に限定することが想定されている<sup>18</sup>。したがって、事業再生ADRの対象債権者ではない再生債権者については、計画案において個別具体的な権利変更の定めはおかれていないため、計画案における権利変更の一般的基準に従った権利変更に服することになる。また、後述するように、開始決定と同時に付議決定をなすことを予定しているため、かかる手続構造との関係で、手続開始決定後（すなわち、付議決定後）に計画案を修正することはできないことになる（民事再生法 167 条但書参照。ただし、計画案の決議のための債権者集会における有利変更（民事再生法 174 条の 2）の余地は認められよう）。したがって、先行する事業再生ADRにおいて、対象債権者全員の同意を得ることができず、迅速事業再生手続に移行しようとする場合において、計画案を修正する必要があるときには、迅速事業再生手続の開始申立に先立ち、決議会議を続会にするなどの方策により、事業再生ADR手続のなかで計画案を修正しておく必要がある。

## (3) 保全処分

本制度モデルにおいても、迅速事業再生手続の開始申立後は、民事再生法 26 条以下の保全処分を利用することができるので、債権者による個別的権利実行を阻止する必要がある場合には、弁済禁止の保全処分や個別的中止命令により対応することが可能である。

事業再生ADRにおける決議会議の終了から、迅速事業再生手続の開始申立までの間の個別的権利実行への対応策、申立後直ちに監督命令を発令し、手続実施者を監督委員に選任するとの運用が想定されていること、事業継続のために商取引債権の弁済が必要な場合の対応、および、保

<sup>18</sup> もっとも、かかる手続構造は理論的に当然の帰結というわけではなく、別途新たな計画案を提出するという手続構造もありえないわけではない。

全期間中に生ずるD I Pファイナンスおよび商取引債権の共益債権化（民事再生法 120 条）については、簡易再生運用改善モデルとの関係で説明したところ（第3の2(3)保全処分）と同様である。

#### (4) 迅速事業再生手続開始決定

##### ① 手続開始決定

迅速事業再生手続の開始決定をするには、(2)の③において述べたように、通常の再生手続開始原因（民事再生法 21 条 1 項）の具備に加え、迅速事業再生手続の申立要件（「先行手続における計画案の決議において、対象債権者が有する債権総額の5分の3以上を有する債権者が計画案に同意し、かつ、再生債権の調査・確定手続を経ない迅速事業再生手続の申立をなすことに同意していること」等）を具備していることが必要であり、裁判所は以上の要件が具備されていると認めるときは、迅速事業再生手続の開始決定をする。開始決定に対しては即時抗告をすることができる（民事再生法 9 条）。

##### ② 同時処分

裁判所は、迅速事業再生手続の開始決定をするときは同時処分として、直ちに付議決定をするとともに、計画案の内容または要旨を知れたる再生債権者に通知する（民事再生法 169 条 3 項参照）。なお、債権調査は実施しないため、同時処分として債権調査期間を定める必要はないが、債権届出期間については、後述するように、みなし届出に一本化し、債権届出は一切行わないとするか、あるいは、みなし届出と再生債権者による債権届出を併用するか、いずれの制度を採用するかによって、同時処分として定める必要の有無も決まることになる。

##### ③ 附随処分

通常の再生手続においては、附随処分として、開始決定主文等の公告（民事再生法 35 条 1 項）、および、知れたる再生債権者への通知（同条 3 項 1 号）が必要的とされているが、迅速事業再生手続モデルにおいては、公告への一本化や、個別通知の範囲限定等の簡易化を図ることも、特則を設けることにより可能である。したがって、簡易再生運用改善モデルとの関係で検討課題として指摘した、産競法における考慮規定により弁済許可対象となる債権者に対する個別通知の省略も規定を設ければ可能である。

##### ④ 財産評定・125 条報告書

迅速事業再生手続に関する特則として、民事再生法 124 条および 125 条を準用規定から除外することにより、再生債務者等による財産評定（124 条 1 項）、財産目録および貸借対照表の作成提出（同条 2 項）、および、125 条報告書の提出を省略することも可能である。

しかしながら、これらの資料については、事業再生ADRにおいても作成されることが通常であることから、あらためて迅速事業再生手続が開始された後に作成する必要はなく、先行する事業再生ADRにおいてすでに作成されたものを提出すれば足りるため、あえて適用除外規定を設ける必要性は少ないと考えられる。

#### (5) 債権の届出

本制度モデルにおいては、再生債務者が申立時に提出する債権者一覧表を利用した、みなし届出の制度を創設することを想定している。すなわち、債務者は、迅速事業再生手続の申立をする場合は、(a)債権者の氏名または名称ならびに各再生債権の額および原因、(b)別除権者については、その別除権の目的である財産および別除権の行使によって弁済を受けることができないと見

込まれる再生債権の額を記載した債権者一覧表を提出する。そして、当該債権者一覧表に記載されている債権については、裁判所に債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなすこととする（債権のみなし届出制度）。

なお、債権の届出を一切省略し、みなし届出に一本化するか、あるいは、みなし届出とともに、債権者みずからの債権届出も可能とするかについては、いずれの制度もありうるところである。みなし届出制度に一本化する場合には、同時処分事項として債権届出期間を定める必要もないことになる。他方、債権者一覧表に記載されていないが、積極的に議決権を行使する意思のある債権者の議決権行使を認めるため、債権者による債権届出の機会を与える場合には、同時処分事項として、開始決定から1~2週間程度の比較的短期の債権届出期間を定めることになる。

債権の実体的確定を行わない本制度モデルにおいては、再生計画に記載されないことによる失権効は生じないため、再生債務者が提出した債権者一覧表に記載されていない債権者の存在が事後的に判明したとしても、当該債権者は失権することなく、他の再生債権者と同様に、権利変更の一般的基準に従い権利変更を受けた内容の計画弁済を受けることができる。しかし、積極的に議決権を行使する意思をもつ債権者の議決権行使の機会を保障する必要性を重視するのであれば、みなし届出制度と債権者による債権届出の併用型のほうが妥当と考えられ、また、債権届出期間を比較的短い期間とし、柔軟に届出の追完を認めることとすれば、手続の迅速性への影響も最小限に抑えることが可能とも考えられる。なお、債権者による届出も併用する場合には、再生債務者および各債権者は届出債権額に対して異議申立をすることができることとし、異議申立があったときには、裁判所が、議決権行使額を定めるための制度を導入する必要がある。

#### (6) 計画案の決議

##### ① 財産状況報告集会における報告または報告書の提出（民事再生法214条2項）

簡易再生運用改善モデルにおけるのと同様に、財産状況報告集会と決議集会の期日を同日とする、または、先行する事業再生ADRにおいて作成された財産状況等に関する報告書類をもって、125条報告書と扱うなどの運用により手続の簡易化を図るほか、先行する事業再生ADRにおいて適度な報告書が作成されている場合には、その提出をもって125条報告書の提出とみなす旨を明文化するなど、かかる運用を正面から認める規定を設けることも考えられる。

##### ② 決議の方式

簡易再生手続における決議の方式は期日方式のみとされているが（民事再生法216条1項による169条の適用除外）、迅速事業再生手続モデルにおいては、議決権の確定を期日外で行うのであれば、期日方式に限定する必要はなく、書面決議の選択も可能とする制度設計もありうる。

##### ③ 決議の対象となる再生計画案

決議の対象となる計画案は、迅速事業再生手続の申立時に提出した計画案のみであり（上記②の④参照）、迅速事業再生手続の開始申立以降は、計画案の変更はすることができない。ただし、計画案の決議のための債権者集会期日における、再生債権者に不利な影響を与えない変更の余地は認められよう（民事再生法172条の4）。

##### ④ 議決権者および議決権の確定

議決権者の範囲については、「(5)債権の届出」において述べたように、債権の届出を省略するか（みなし届出に一本化）、あるいは、みなし届出とともに、債権者みずからの債権者届出も可能とするか、このいずれによるかによって異なる。前者による場合は、迅速事業再生手続の開始申

立時に提出した債権者一覧表に記載されている債権者のみが議決権者となり、後者による場合は、それに加えて、みずから届出をした債権者も議決権者となる。

議決権額についても、みなし届出に一本化する場合には、債権者一覧表に記載された債権額を基準に議決権額が決まることを原則とし、決議のための債権者集会において異議があった場合は、裁判所が議決権行使額を定めるとの制度が考えられる（民事再生法 170 条 1 項参照）。他方、債権者による届出も併用する場合には、再生債務者および各債権者が届出債権額に対して異議を申し立てることができることとし、異議の対象となった届出債権者が、裁判所に対して、議決権を定めるための債権評価の申立をし、裁判所が、当該申立にかかる債権について、議決権を定めるために、その債権の存否および額または担保不足見込額を定めるとの制度等、議決権額を決定するための制度の導入が必要となろう。

#### ⑤ 決議における可決要件

計画案の可決要件については、通常の民事再生手続と同様に、出席した議決権者の過半数、かつ、議決権総額の 2 分の 1 以上を有する者の同意を要することを想定している（民事再生法 172 条の 3 参照）。

なお、小規模個人再生手続におけるような消極的同意制度（民事再生法 230 条 6 項参照）の採用についても検討されたが<sup>19</sup>、迅速事業再生手続モデルの適用が想定されるような債務者については、次に述べる同意擬制を導入すれば十分であり（あるいは、同意擬制の導入についてまず検討すべきであり）、それに加えて、消極的同意制度まで導入する必要性は少ないとの見解が有力であったことから、それ以上の掘り下げた検討はなされなかった。

#### ⑥ 決議における同意擬制

先行する事業再生 ADR の手続との連動性を高め、受け皿とする迅速事業再生手続における簡易・迅速な事業再生を可能とするとの観点から、計画案の決議にあたり、以下の (a)・(b) いずれかの同意擬制制度を導入することが考えられる。

##### (a) 強い同意擬制（反対の意思表示禁止）

事業再生 ADR の決議会議において、計画案について賛成した債権者は、迅速事業再生手続における決議においても計画案に同意したものとみなす

##### (b) 緩やかな同意擬制（反対の意思表示可能）

事業再生 ADR の決議会議において、計画案について賛成した債権者は、迅速事業再生手続における決議において反対の意思表示をしないかぎり、計画案に同意したものとみなす

また、同意擬制制度として、(a) の強い同意擬制を採用する場合、同意が擬制される債権者のみですでに計画案の可決要件を満たすことが判明しているときには（たとえば、事業再生 ADR の

<sup>19</sup> 小規模個人再生手続において、消極的同意制度が導入されている趣旨については、「再生債権者の多数の積極的な同意を得るには、多大な時間と労力を要し、小規模個人再生を利用する小規模個人事業者やサラリーマンにとって実際上困難である。一方、小規模個人再生の債権者のほとんどは貸金業者やクレジット業者などの消費者金融関係の企業であって、倒産手続も慣れているのが通常であり、再生計画案に同意しない場合に書面で裁判所に反対の意思表示を行うことは容易である。そこで、再生債務者の負担を軽減し、消極的同意要件で足りるとしたものである」（オロ＝伊藤監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編・前掲注(14)474頁〔平澤慎一〕）とされており、以上の趣旨は、迅速事業再生手続における債務者と金融債権者との関係にも敷衍できる部分があるとも解されることから、迅速事業再生手続においても消極的同意制度を導入することは検討対象となりうると考えられる。

決議会議において計画案に賛成した債権者が、全債権者の過半数かつ総債権額の2分の1を上回っている場合)、迅速事業再生手続における計画案の決議それ自体を省略し、直ちに計画案の認可まで進むことができるという制度も考えられる。このような考え方に対しては、仮にこれを可能とし、計画案の決議を行わないとする制度を導入する場合には、給与所得者等再生手続におけるのと同様に、少なくとも最低弁済額や可処分所得（可処分収益）の要件等の、債権者のための保護装置・安全装置を設ける必要があり、そうすると、逆に迅速事業再生手続における計画内容の自由度が損なわれるとともに、可処分収益の算定等の負担も生ずるため、かかる強力な制度の導入については慎重に検討すべきとの指摘があった。しかし、このような指摘に対しては、給与所得者等再生は同意擬制ではなく、まったく同意を不要とする手続であるため、上記のような債権者のための保護要件を設けることが必要とされるのであり、ここでの議論は、あくまでも事業再生ADRにおける同意を基礎とし、その事後的な変更を認めないことを前提とする点で異なるため、必ずしも給与所得者等再生における債権者のための保護装置が、この局面においても要求されることにはならないとの考え方もありうるところである。

以上のとおり、本検討会においても、本制度モデルにおける同意擬制のあり方、および、強い同意擬制を前提とする決議省略制度の導入の是非については見解が分かれたところであるため今後の検討課題として指摘するにとどめる。

#### (7) 再生計画の認可

##### ① 計画の認可要件

再生計画の認可要件については、通常再生手続の場合と異別の取扱いをする必要はなく、民事再生法174条2項各号に掲げる不認可事由の不存在とすべきであり、認可決定・不認可決定に対しては即時抗告をすることができるものとする。

##### ② 計画認可の効力

迅速事業再生手続モデルも、あくまでも再生手続内の特則である以上、再生計画の効力は認可決定の確定により生ずる（民事再生法176条）。したがって、東京地裁における通常再生手続の現在の運用に準ずると、認可決定の約4週間後に確定し、計画の効力が生ずることになる。

迅速事業再生手続における計画認可決定が確定すると、すべての再生債権者の権利が権利変更の一般的基準により変更される（民事再生法215条1項）。なお、別の考え方として、迅速事業再生手続に移行する前に、先行する事業再生ADRにおいて対象債権者（金融債権者）の権利変更につき個別具体的な交渉がなされていることが多いことから、そうした交渉の成果を反映させるとの観点から、事業再生ADRの対象債権者については、計画に定めた内容に従い個別具体的な権利変更に従い、個別具体的な権利変更の定めがおかれていない債権者（主に、事業再生ADR手続の対象外であり、迅速事業再生手続の段階から手続にとり込まれた再生債権者）については、権利変更の一般的基準に従った画一的な権利変更に従うこととし、事業再生ADRの対象債権者とそれ以外の債権者の処遇について、衡平を害しない範囲での差（民事再生法155条1項但書）を設けることを可能とするとの運用もありえよう。

##### ③ 認可決定後の手続

再生計画の記載に失権効が認められないため、届出のない再生債権者も計画弁済の対象となるとともに、再生計画の記載に確定力や執行力も認められない点については、簡易再生運用改善モデルにおける取扱いと同様である。これに対し、簡易再生運用改善モデルにおいては、認可決定

後の再生計画の変更は認められないが、迅速事業再生手続モデルにおいては、計画案の変更についての規定を設ける（または、民事再生法 187 条の準用規定をおく）ことにより、認可後の計画変更を認めるとの制度設計もありえよう。

#### (8) 各種債権者の処遇

##### ① 金融債権者——事業再生ADRの対象債権者

事業再生ADRの対象債権者である金融債権者の処遇については、簡易再生運用改善モデルにおける取扱いと同様であり、第3の2(9)①で述べた取扱いがそのまま妥当する。

##### ② 商取引債権者

商取引債権者についても、決議会議終了から迅速事業再生手続の開始申立までの間は、当然に権利実行（弁済）が可能であること、再生手続開始申立後、弁済禁止保全処分が発令された場合には、産競法に新設する考慮規定により、弁済禁止保全処分の例外として弁済を認めうること、および、保全期間中に新たに生ずる取引債権の共益債権化については、簡易再生運用改善モデルについて述べたところと同様である。

再生手続開始決定後においては、産競法に創設する考慮規定に基づき、民事再生法 85 条 5 項後段により弁済を許可することのほか、アメリカ連邦倒産法における商取引債権の処遇等<sup>20</sup>を参考に、商取引債権等の特定の種類の債権については、上限額を定めたくえで包括的に弁済を許可する制度を創設することも立法論としては検討に値しよう。ただし、他の種類の債権者との平等確保の観点から、かかる制度の導入については慎重な見解や、少なくとも事業継続不可欠性等の要件を課す必要性等の指摘もあった。

##### ③ 担保権者・社債権者

担保権者および社債権者の処遇については、簡易再生運用改善モデルにおける取扱いと同様であり、第3の2(9)③④で述べた取扱いがそのまま妥当する。

#### (9) 手続に要する期間

迅速事業再生手続モデルにおいても、手続開始申立の時期について特段制限はないが、事業再生ADRにおける決議会議の当日または数日内に申立をすとの運用が想定されている。

手続開始申立についての審理にあたっては、通常再生手続開始原因の具備に加え、迅速事業再生手続の申立要件の具備についても審理する必要があるため、通常民事再生手続の審理期間より若干時間を要し、10日～2週間程度を要するものと想定される。

続いて、債権届出期間については、みなし届出一本化による場合は、そもそも債権届出期間は設けられないが、債権者による届出との併用方式による場合であっても、開始決定から1～2週間程度の短期間とする運用が想定される。

付議決定は同時処分として、迅速事業再生手続の開始決定と同時になされるが、決議のための債権者集会期日は、債権届出期間を定めた場合には、議決権行使額の確定との関係もあり、開始

---

<sup>20</sup> 米国連邦倒産法第11章手続においては、第11章手続の申立の際に、重要な商取引債権者（critical vendor）に対する申立前の売掛金債務弁済の許可を申請し（First Day Motion）、申立と同時にまたは申立後遅滞なく、ファースト・デイ・オーダー（First Day Order）による弁済許可を得て、通常どおりの決済条件で支払を継続することにより、事業価値の毀損を最小限にとどめる実務が一般的に行われてきた。これら、連邦倒産法における重要な商取引債権者の処遇については、経済産業省経済産業政策局産業再生課『各国の事業再生関連手続について——英米仏独の比較分析——』44頁（金融財政事情研究会、2011）、堀内秀晃ほか『アメリカ事業再生の実務——連邦倒産法 Chapter11 とワークアウトを中心に』102頁（金融財政事情検討会、2011）、杉本純子「事業再生とプライオリティ修正の試み——Critical Vendor Orders にみる商取引債権優先かプロセスの透明性——」同志社法学 60 巻 4 号 151 頁(2008)等参照。

決定から2～4週間程度後とするのが標準的なところであろう。

通常の再生手続や上述した簡易再生運用改善モデルと同様に、決議のための債権者集会当日に議決票の集計を行い、可決された場合には、同日に認可・不認可の決定を行うことを想定している。認可決定の確定（計画の効力発生）時期については、上記(7)の②の計画認可の効力において述べたように、東京地裁における通常再生手続の現在の運用によれば、認可決定の約4週間後となる。

以上の試算によれば、本制度モデルによる場合の手続期間としては、最短で、事業再生ADRにおける決議会議から約1か月程度で再生計画の認可決定がなされ、2か月で効力発生に至ることも可能と想定される。なお、仮に、決議における同意擬制について、強い同意擬制を採用するとともに、計画案の決議それ自体を省略し、直ちに計画案の認可まで進むことができる制度を採用する場合には、以上の期間はさらに短縮されることになる。

## 第5 同意に代わる決定モデル

### 1 本制度モデルの位置づけと検討の趣旨

事業再生ADR手続における再建計画にみずから積極的には賛成はしない（できない）が、裁判所の決定であれば従うという債権者も存在することが想定されることから<sup>21</sup>、決議会議において計画に反対した（積極的に賛成しない）債権者が一部存在する場合に、債務者等の申立に基づき、裁判が反対債権者の同意に代わる決定をなし、一定期間内に反対債権者から異議申立がない場合には、事業再生計画が債権者の同意に基づき成立したものと擬制する制度であり、産競法に規定を設けることを想定している。

この制度においては、反対債権者を拘束する根拠は同意擬制にあるため、異議申立があった場合には計画不成立とせざるをえない点で、実効性には限界があり、この制度のみでは十分には機能しないが、[第2 裁判所による認可型モデル]、[第3 簡易再生手続運用改善モデル]、[第4 迅速事業再生手続モデル]と組み合わせ、選択肢の一つとしてかかる制度を創設することにより、状況に応じて柔軟な対応が可能になると期待されることから、オプション手続としてかかる制度を設けることについても、本検討会における検討対象とした<sup>22</sup>。

### 2 手続の基本構造

#### (1) 産競法の改正等

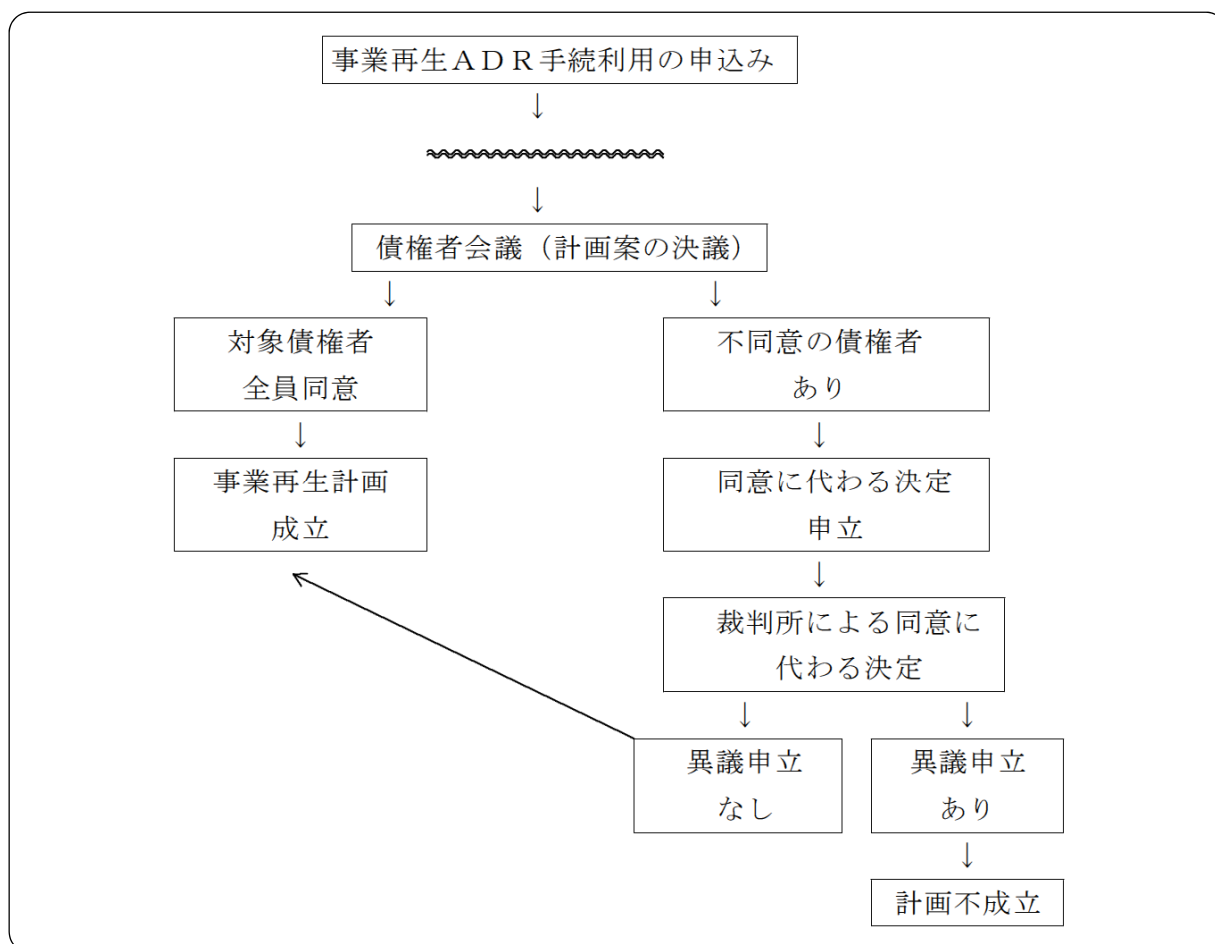
同意に代わる決定モデルは、簡易再生運用改善モデルや迅速事業再生手続モデルのように、受け皿とする法的手続へ移行するものではなく、従前の事業再生ADRのなかで、計画に対する同意を擬制しようとするものである。したがって、あくまでも事業再生ADRの枠内におけるオブ

21 たとえば、債権の減免・放棄について議会の承認を要する場合の地方自治体等が想定される。

22 なお、本制度モデルを検討対象とするにあたっては、既存の調停に代わる決定（民事調停法17条）と類似する制度であることから、いわゆる17条決定とは別にこの手続を設ける必要性についても議論があった。この点については、産競法において、かかる制度について事業再生ADRとの連動規定を設けることにより、反対債権者のみを対象とする単独調停を個別的に申し立てるのではなく、事業再生ADRの延長線上の手続として、集団的に迅速かつ円滑な連動をはかることが可能と考えられること、後述するように、同意に代わる決定の申立要件として、決議会議における一定多数の債権者の同意を要するものとし、当該要件を満たしている場合には、あらかじめ計画案の内容について判断するまでもなく、当然に「相当である」として認可に代わる決定をなすなどの点で、民事調停法における17条決定とは差別化されるとの意見があり、本制度モデルの導入の是非については措くとして、まずは本検討会における検討対象としてはとりあげることにしたものである。

ション手続ということになるため、事業再生ADRから移行した場合の商取引債権の保護に関する考慮規定等については、本制度モデルとは関係しない。

他方、本制度による同意擬制によって計画が成立した場合、計画の効力をできるだけ多くの対象債権者に及ぼすことが、制度の実効性を高めるために不可欠と考えられることから、本制度モデルとの関係でも、立法その他の措置により、対象債権者に対し、事業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を課し、対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みを構築することが検討されるべきである（第2の2(7)②参照）。



## (2) 申立権者

同意に代わる決定の申立権者については、(a)債務者を申立権者とし、債務者による申立があったときには、手続実施者の意見聴取をするとの考え方と(b)債務者および手続実施者を申立権者とするとの考え方がある。また、(b)においても、債務者申立の場合には、手続実施者の意見聴取を必要とするとの考え方もありえよう。

## (3) 一時停止効の継続

同意に代わる決定の申立は、決議会議において計画に不同意の債権者が存在する場合になされることから、申立の段階では、事業再生ADRにおける一時停止の効力はもはや及ばず、また、同意に代わる決定の申立は法的倒産手続の申立ではないため、保全処分により個別的权利実行を阻止することもできない。そのため、決議会議の終了から同意擬制に基づき計画の効力が発生するまでの間に、個別的权利実行がなされる可能性があることから、これを阻止するための制度を



検討する必要がある。

本検討会においては、当初は、手続実施者の同意や一定多数の債権者の同意を要件として、一時停止の効力期間を2週間程度を上限として延長することができる旨の規定を設ける方向で検討を行った。しかしながら、一時停止の効力の根拠は、対象債権者の同意（合意）に求められるものであり、その効力を、手続実施者の同意や一定多数の債権者の同意によって延長するとの制度は、理論的に説明がつかないのではとの指摘がなされるようになった。そして、最終的には、個別的権利実行を一定期間制約する必要があるとしても、それは、手続実施者の同意や一定多数の債権者の同意により、従前の一時停止の効力を延長する形で実現すべきではなく、従前の一時停止効とは別個の、裁判所による判断に基づき発令される新たな一時停止命令等を構想することによって実現すべきとの考え方が有力となった。

#### (4) 同意に代わる決定の要件

同意に代わる決定は、あくまでも同意擬制にとどまるものであり、異議申立があった場合には直ちに擬制が覆る制度である以上、発令にあたっては特段の要件は設けず、裁判所の裁量的判断に基づき、「相当と認めるときは」発令することができるという考え方を原案として検討が進められた。

しかし、本制度モデルの活用が想定される典型的な場面は、対象債権者の多数は計画案に同意しており、一部の少数債権者が積極的には計画に賛成することができないため、事業再生ADRにおける計画案の成立に至らないようなケースであることから、同意に代わる決定の要件として、決議会議において一定多数の債権者の同意があったこと（具体的には、3分の2または4分の3程度の同意）を要求すべきとの考え方も有力であった。

本検討会においては、この点については検討会としての結論は示さず、かかる制度を導入するにあたってはこの点についてさらに検討する必要があることを確認するにとどめた。

#### (5) 異議申立

同意に代わる決定においては、反対債権者を拘束する根拠は同意擬制にあるため、決定に対する異議申立の機会を認める必要があることについては、異論がなかった。

本検討会においては、当事者または利害関係人に異議申立権を認め、異議申立期間は、決定の告知から2週間とし、異議申立を却下する決定に対しては即時抗告をすることができるという制度をモデルとして検討を行った（具体的には、後掲する条文案を参照されたい）。

#### (6) 同意に代わる決定の効果

異議申立期間内（同意に代わる決定の告知から2週間内）に適法な異議申立がない場合には、決議会議において同意の意思表示をしなかった対象債権者についても、同意の意思表示が擬制され、事業再生計画が成立することになる。その具体的効果については、通常の実業再生ADRにおける事業再生計画成立の場合と同様である。

これに対し、異議申立期間内に適法な異議申立があった場合には、その理由等は問わず異議申立があったことをもって同意に代わる決定が失効し、事業再生計画は不成立となり、事業再生ADR手続が終了することになる。

#### (7) 計画案不成立の場合における簡易再生手続または迅速事業再生手続の申立の許否

上述したとおり、適法な異議申立があった場合、同意擬制は覆り、事業再生計画は不成立となるが、この場合、あらためて簡易再生手続または迅速事業再生手続等の申立をすることが許容さ

れるかについては、許容すべきであるとの意見が多数であった。

そもそも、同意に代わる決定モデルは、あくまでも他の制度モデルのオプションとして設けられる手続であり、同意に代わる決定をもって事業再生計画が成立する余地（すなわち、異議申立がなされない可能性）があるのであれば、まずは簡易な同意に代わる決定の申立を行うとの運用が想定される場所である。したがって、その場合において、異議申立がなされ、事業再生計画が不成立に終わったときには、あらためて他の選択肢である簡易再生手続や迅速事業再生手続の利用を認めないとする、リスクが大きく、同意に代わる決定制度を利用しにくくなると考えられるからである。

#### (8) 手続に要する期間

同意に代わる決定モデルにおいても、同意に代わる決定の申立時期について、特段制限はないが、事業再生ADRにおける決議会議の当日または数日内に申立をするとの運用が想定される。

上述したとおり、同意に代わる決定については、発令にあたっては特段の要件は設けないという考え方と、決議会議における一定多数の債権者の同意を要件とすべきとの考え方がありうるが、仮に後者のように一定多数の債権者の同意を要件として課すとしても、その判断は形式的判断をもって足りるため、さほど時間を要するものではないと考えられる。したがって、手続実施者からの意見聴取に基づき、同意に代わる決定の発令が「相当であるか」について裁量により判断するとしても、従前の事業再生ADR手続において、債務者の財務状況、事業再建方針について十分な検討がなされており、裁判所に適切な情報提供がなされるのであれば、さほどの時間を要さず同意に代わる決定をなすことができると解される。

以上によれば、本制度モデルによる場合の手続期間としては、事業再生ADRにおける決議会議から1週間～10日程度で同意に代わる決定がなされ、その後2週間の異議申立期間の経過により、事業再生計画の成立に至ることができると想定される。ただし、この期間内に異議申立があった場合には、事業再生計画は不成立となることは上述したとおりである。

### 3 規定案

同意に代わる決定モデルは、産競法の改正により、上記の制度をオプションの一つとして設けようとするものである。そこで、本検討会においても、同制度の検討にあたっては、具体的な条文案を念頭に検討が進められた。以下、参考までに検討対象とした条文案を掲げることとする。

#### (1) 事業再生計画案に対する同意に代わる決定

<産業競争力強化法〇条>

【a案】（債務者：申立権者、手続実施者：意見聴取）

- 1 債務者は特定認証紛争解決手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議において債権者全員の書面による合意の意思表示によって事業再生計画案の決議がなされなかった場合においては、裁判所に対し、事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定の申立をすることができる。
- 2 前項の申立があったときは、裁判所は、当該特定認証紛争解決手続において選任された手続実施者の意見を聴き、相当であると認めるときは、認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者および債務者双方のために衡平に考慮し、一切の事情をみて、認証紛争解決手続の実施の趣旨に反しない限度で、事業再生計画案に対する同意

の意思表示に代わる決定をすることができる。

**【b案】（債務者および手続実施者：申立権者）**

- 1 債務者または手続実施者は特定認証紛争解決手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議において債権者全員の書面による合意の意思表示によって事業再生計画案の決議がなされなかった場合においては、裁判所に対し、事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定の申立をすることができる。
- 2 前項の申立があったときは、裁判所は、相当であると認めるときは、認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者および債務者双方のために衡平に考慮し、一切の事情をみて、認証紛争解決手続の実施の趣旨に反しない限度で、事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定をすることができる。

cf. ・【b案】の別バージョンとして、債務者が申立をした場合には、【a案】と同様に手続実施者の意見聴取を要するとすることもありうる。

・上記条文案は、当初原案であるため、2項においては、特段の要件は課さず、裁判所の裁量により同意に代わる決定を発令できるとしているが、上述したとおり、同意に代わる決定の要件として、決議会議において一定多数の債権者の同意があったことを必要とすべきとの見解も有力であった。

(2) 同意に代わる決定に対する異議申立

＜産業競争力強化法〇条＞

- 1 前条の決定に対しては、当事者は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から2週間とする。
- 2 裁判所は、前項の規定による異議の申立が不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。
- 3 前項の規定により異議の申立を却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。
- 4 適法な異議の申立があったときは、前条の決定は、その効力を失う。
- 5 第1項の期間内に異議の申立がないときは、前条の決定は、事業再生計画案に対する同意と同一の効力を有する。

**第6 小括——検討会における検討結果**

以上、紹介してきたとおり、本検討会においては、[第2 裁判所による認可型モデル]、[第3 簡易再生手続運用改善モデル]、[第4 迅速事業再生手続モデル]を主たる検討対象とし、また、[第5 同意に代わる決定モデル]については、これをオプション手続として採用すべきかについて検討してきた。

かかる検討にあたり、本検討会においては、最終的にどの制度モデルを採用すべきかについての絞り込みは行わず、その点については、今後の立法に向けたより具体的な議論のなかで決すべ

き課題と位置づけ、むしろ各制度モデルにおける手続構造のあり方を中心として検討を進めてきた。また、各手続の構造についても、見解の分かれた点については、あえて絞り込みは行わず、上述の手続概要の紹介にあたっては、両論があったことを紹介してきたところである。もっとも、かかる手続構造を中心とする検討・議論を通じ、各制度モデルおよびそれを構成する各手続のメリット・デメリットはおのずと浮かびあがってきた。そこで、以下においては、今後のより具体的な制度モデルの絞り込み・選択に向けての参考として、本検討会における検討や議論を通じて把握された、各制度モデルのメリットとデメリットについて簡単に紹介することとする。

また、各制度モデルの横断的比較については、後掲資料（各制度モデルの比較対照表）も参照されたい。

## 1 裁判所による認可型モデル

<検討を要する点>

本制度モデルについては、主に理論的な問題が、制度導入にあたって克服しなければならない課題として指摘された。

以下、指摘があった問題を列挙すると、以下のとおりである。

### (1) 計画に反対する債権者を拘束する理論的根拠（正当化根拠）

本制度モデルは、法的倒産手続によらず、合意を基礎とする事業再生ADR手続の延長線上で、裁判所の認可決定により反対債権者にも計画の拘束力を及ぼそうとするものであるが、かかる反対債権者に対する拘束力はいかなる根拠に基づき認められるのか、その正当化根拠が問われることが指摘されている。

### (2) 反対債権者の財産権の保障（憲法 29 条 1 項）のあり方

また、裁判所による認可決定により、反対債権者の債権も権利変更を受け、権利行使についても制約を受けることになるが、かかる制約を及ぼすことが、憲法 29 条 1 項が保障する財産権を侵害することにならないかにつき、財産権保障の実体面および手続面の両面で問題となるとの指摘があった。このうち、財産権保障の実体面については、少なくとも清算価値を保障することによりクリアすることが可能であるが、手続面との関係では、会社更生法の合憲性について判断を示した、最高裁昭和 45 年 12 月 16 日大法廷決定（民集 24 卷 13 号 2099 頁）において、「更生手続が裁判所の監督の下に、法定の厳格な手続に従って行われる」ことを判断要素としてあげていることから、事業再生ADRの延長線上にある本制度モデルについて、どの程度の厳格な手続や監督が要求されるのかが問題となることが指摘されている。もっとも、最高裁判所の上記判断が示された昭和 45 年当時と現在とでは、事業再生をめぐる状況について、倒産法制の抜本的改正、事業再生ADRをはじめとする事業再生のためのさまざまな制度の整備、事業再生に対する金融機関や取引業界における認識の変化、それらを踏まえた事業再生実務の充実等、大きな変化が生じており、上記の最高裁決定の趣旨についても、こうした状況の変化を踏まえ、その今日的意味を改めて検討することが必要であるとの指摘もあった。

### (3) 法の下での平等（憲法 14 条 1 項）との関係

本制度モデルにおいては、事業再生ADRの対象債権者（金融債権者）のみが計画による権利変更や個別的権利実行の制約の対象となる。対象債権者の同意により、こうした制約が課されるかぎりは問題とならないが、反対債権者に対して、裁判所の認可に基づき制約を課す本制度モデルにおいては、自己の意に反して強制的に権利行使の制約や権利変更を受ける対象債権者と、そ

うした制約を受けない手続外の債権者（たとえば、商取引債権者等）との間で取扱いに差を設けることが、法の下での平等を保障する憲法14条1項との関係でも問題となりうる。また、かかる取扱いの差異を設けることを正当化するためには、差異を設けることの合理性が要求され、そのためには、対象債権者の範囲を画する合理的基準<sup>23</sup>を定立することが必要となるとの指摘もあった。

#### (4) 裁判所による認可決定により拘束される債権者の範囲をめぐる問題

上記(1)～(3)の問題は、いずれも理論面の問題であるが、これに加え、本制度の制度設計との関係で、裁判所による認可決定により拘束される債権者の範囲をどのように画するかも問題となる。すなわち、決議のための債権者会議に参加した債権者だけでなく、そもそも事業再生ADR手続に当初から参加していなかった債権者や、手続の中途段階で離脱した債権者にも認可決定の効力（計画の拘束力）を及ぼすこととしないと、事業再建制度としての実効性を欠くことになるとともに、そもそも裁判所による認可制度を導入する意味もないことになる。しかしながら、手続に参加していない債権者や中途段階で離脱した債権者に対して、認可による決定の拘束力を及ぼすことは、財産権への制約を正当化する手続保障との関係で困難との指摘もありうるところである。

#### (5) 本制度モデル導入による既存の事業再生ADRへの影響

現在の事業再生ADR手続においては、対象債権者の全員一致でなければ事業再生計画案は成立せず、不利益な権利変更を受けることはないという安心感に基づき、対象債権者が手続に参加している面もあると考えられる。しかしながら、本制度モデルを導入することにより、債権者の全員一致でなくとも、裁判所の認可により手続に参加した債権者の権利が不利益に変更される余地が認められることになると、対象債権者が、そもそも事業再生ADR手続に参加すること自体を躊躇するようになる可能性がある。

もっとも、認可型モデルの採用にあたっては、対象債権者に対して事業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を課し、事業再生ADRに引き込む仕組みを構築することをあわせて検討するものとしているため、かかる仕組みが構築されるのであれば、そもそも対象債権者が事業再生ADRに参加することを躊躇するという問題は生じないことになる。したがって、この点はデメリットとして掲げる必要はないとの指摘もあった。

### <本制度のメリット>

#### (1) 法的倒産手続の改正を要さず導入可能

本制度モデルを導入するにあたっては、産競法を中心とする事業再生ADR関係法規のみの改正で対応しうるため、既存の法的倒産手続に影響を及ぼさずに導入することが可能である。

#### (2) 簡易・迅速かつ実効的な事業再生が可能

本制度モデルによる場合、事業再生ADRにおける決議会議から2週間から1か月程度で事業再生計画の認可決定がなされ、1～2か月で計画の効力発生に至ることも可能と想定されており、検討対象とした制度モデルのなかで、もっとも迅速な事業再生が可能である。また、法的倒産手続への移行を伴わず、事業再生ADR手続の延長線上で完結する手続構造であることから、手続

<sup>23</sup> 事業の維持存続に不可欠な商取引債権等については、弁済を継続することが、企業価値の毀損を回避し、事業再生のために不可欠であること、すなわち、「企業価値の維持存続に資する」ことを、取扱いに差異を設ける正当化根拠として正面から肯定すべきとの意見もあった。

構造的にも簡易・明快な手続ということができ、以上のような手続の簡易・迅速性は、手続の実効性に直結するものということができ、実効的な事業再生を可能とすることができることは、本制度モデルの最大のメリットということができる。

以上のとおり、本制度モデルを導入するにあたっては、克服しなければならない理論的問題が複数存在するため、制度導入の理論的ハードルは他の制度モデルよりも高いともいえる。しかしながら、実効的な事業再生が可能というメリットは大きく、本検討会においても、理論面における検討がなお必要なため、直ちに本制度モデルを導入するには困難な面もあるが、類似する制度を導入している諸外国の法制等も参考としつつ、導入に向けた検討を今後とも継続すべきとの見解が有力であった。

## 2 簡易再生運用改善モデル

本制度モデルの導入にあたって必要とされる法改正としては、事業再生ADRから簡易再生に移行した場合の商取引債権の保護に関する考慮規定を産競法に創設することのみであり（これに加え、先行する事業再生ADRに積極的に参加することを対象債権者の努力義務（協力義務）とすることについても、手続の実効性を高めるための方策として検討されるべきことについては上述のとおりである）、それ以外は、既存の簡易再生手続の運用改善により対応することとしているため、制度導入にあたっての手続的障壁は検討対象とした手続のなかでもっとも低いということができる。また、権利変更の正当化根拠・平等原則等の理論的問題についても、権利変更については受け皿となる既存の法的手続（簡易再生手続）においてなされるため、問題となる余地は少ないといえる（商取引債権の保護規定との関係で若干問題になる余地があるにとどまる）。また、債権者の類型に応じて、弁済禁止保全処分の例外の設定や民事再生法85条5項後段の活用により、個別に対応（弁済）することが可能である点や、事業再生ADRへの参加を拒否した債権者および途中で離脱した債権者をも手続にとり込むことが可能であることも、裁判所による認可型モデルと対比した場合のメリットとしてあげられる。

本制度モデルによる場合の手続期間としては、最短で、事業再生ADRにおける決議会議から1～1.5か月程度で再生計画の認可決定がなされ、2～2.5か月で効力発生に至ることも可能と想定されている。認可決定までの期間を比較すると、裁判所による認可型モデルでは最短2週間から1か月程度、迅速事業再生手続モデルでは1か月程度とされていることに比べると、若干長いとはいえ、さほど遜色はないと評価することもできる。ただし、法改正を伴わず、運用改善により手続の簡易・迅速化を図ろうとする点で限界もあり、どこまで実効的な手続とすることができるかについては、必ずしも明らかではないという評価もありうるところである。

以上のとおり、簡易再生運用改善モデルは、制度導入の現実性という観点からは有力な選択肢ということができ、まずは本制度モデルの導入を検討し、そのうえで実際の運用状況等や問題点を踏まえ、他の制度モデルの導入の要否について検討すべきとの見解が有力であった。

## 3 迅速事業再生手続モデル

本制度モデルについても、権利変更の正当化根拠・平等原則等の理論的問題については、裁判所による認可型モデルよりは問題となる点が少ないこと、債権者の類型に応じて、弁済禁止保全処分の例外の設定や民事再生法85条5項の活用により、個別に対応（弁済）可能なこと、事業再生ADRへの参加を拒否した債権者および途中で離脱した債権者をも手続にとり込むことが可能であること、簡易化された形ではあるが、裁判所が開始決定段階から関与する点で手続の公正

さも担保されているということは、簡易再生運用改善モデルと共通したメリットしてあげられる。また、事業再生ADRの受け皿として、それに特化した迅速事業再生手続を創設することにより、手続の迅速性および実効性の点で、簡易再生運用改善モデルに対する優位性が認められる。

しかしながら、その反面として、再生手続の特則である簡易再生手続にさらなる特則を設けることとなるため、通常の再生手続や既存の簡易再生手続との平仄や整合性が問題となりうる。また、導入にあたっては、産競法および事業再生ADR関連法規のみならず、民事再生法の改正を伴わざるをえず、裁判所による認可型モデルや簡易再生運用改善モデルに比べ、複数の法律を改正する手続が必要となることに留意が必要である。

以上のように、迅速事業再生手続モデルは、手続の迅速性、実効性の点では、裁判所による認可型モデルには劣るものの、運用改善モデルよりは優位性が認められ、また、導入にあたっての手続的障壁は存在するものの、克服困難なものとはまではいえず、むしろ認可型モデルにおけるような理論的障壁は少ないことから、バランスのとれた制度モデルとみることもできよう。以上のような観点から、本検討会においても、単なる運用改善のみではなく、民事再生法の改正も視野に入れた、本制度モデルの導入を検討すべきとの見解も有力であった。

#### 4 同意に代わる決定モデル

この制度モデルは、異議申立があった場合には計画不成立とせざるをえない点で、実効性に限界があるため、[第2 裁判所による認可型モデル]、[第3 簡易再生手続運用改善モデル]、[第4 迅速事業再生手続モデル]のいずれかと組み合わせ、オプション手続として創設することが検討対象とされたが、本研究会においては、かかる制度の導入をめぐる見解は大きく分かれた。

かかる制度を導入することに否定的な見解としては、そもそも異議申立があると直ちに決定の効力が覆るような制度は、実効性に乏しく<sup>24</sup>、プラクティカルではないため、あえて産競法を改正してまで、導入する必要性は認められない（あるいは、導入しても実際に活用する余地はほとんどない）という指摘があげられる。

これに対し、本制度モデルは、単体では実効性に限界があることは織り込み済みであり、あくまでも他の制度モデルと組み合わせ、オプションとして選択の余地を認めようとするものであり、実効性に乏しくプラクティカルではないとの指摘は、本制度の導入を否定する理由とはならない。また、再建計画にみずから積極的に賛成はしないが、裁判所の決定であれば従うという債権者も存在することが想定されるため、そのような場面では活用の余地が認められ、選択肢の一つとしてかかる制度を設けておくことは、状況に応じて柔軟な対応が可能になると期待されることから、実務的にもかかる制度を設けることに一定の意義が認められるとの見解もあった。

また、上記のような、「実効性に乏しいため導入する必要はない」、または、「一定の場面では活用の余地があり、選択肢の一つとして導入する意義が認められる」という二極対立の議論とは別の見地からの指摘として、産競法は、事業再生ADR手続と特定調停手続の連動に関する規定（産競法52条）<sup>25</sup>をすでにおいており、これとは別に、民事調停における17条決定に類似した制度との連動規定を設ける場合、両規定の関係はどのように位置づけられることになるのか、その点を

24 現行の民事調停法における17条決定は、調停の経過にかんがみて、異議申立の可能性はないとの見通しがあつて初めて、調停主任裁判官から発せられているという実情に照らすと、異議申立がなされる可能性が高く、その場合には失効してしまう決定を求めるといのは実効性に乏しいとの指摘である。

25 事業再生ADRが先行している場合には、後続の特定調停手続においては、すでに特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）が実施されていることを考慮したうえで、裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をすべきことを定める。

明らかにする必要がある。この点を等閑視して、別途規定を設けることは、屋上屋を架すことになりかねず、むしろ、かかる制度を導入するにしても、既存の特定調停手続における考慮規定（産競法 52 条）に落とし込むことを検討すべきとの指摘もあった。

## 5 産競法の改正と対象債権者たる金融機関を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築

事業再生ADRにおいて、商取引債権は権利変更の対象とはされず、従前の約定に従い支払を受けることができるとされており、これによって、企業は、従前の取引および取引条件の維持が可能となり、事業価値の維持が図られているとの認識は、今日の事業再生実務において共有されているところである。このような観点から、事業再生ADRの受け皿となる法的手続との関係でも、商取引債権の保護を図り、取引関係を維持するための規定を産競法に設けることが、事業価値の維持との関係で必要とされることについては、おおむね異論のないところであった。

また、本検討会において主たる検討対象とした、[第2 裁判所による認可型モデル]、[第3 簡易再生手続運用改善モデル]、[第4 迅速事業再生手続モデル]のいずれを導入するにしても、手続をより充実したものにするためには、立法その他の措置により<sup>26</sup>、対象債権者に対し、事業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を課し、対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みを構築する必要性は共通して認められる。

そこで、[第2 裁判所による認可型モデル]、[第3 簡易再生手続運用改善モデル]、[第4 迅速事業再生手続モデル]のいずれを採用すべきかにかかわらず、少なくとも、産競法を改正し、商取引債権に関する考慮規定を設けること、および、事業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を対象債権者に課し、対象債権者を事業再生ADR手続に引き込む仕組みの構築を検討することについては、積極的な見解が検討会においても多数であった。

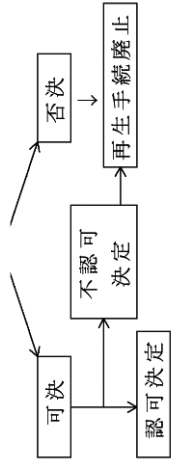
---

26 一つの方向性として、地域経済活性化支援機構法（REVIC 法）64 条以下に類似した、事業再生ADRへの協力義務に関する規定をおくことが検討されよう。



【資料 各制度モデルの比較対照表】

裁判所による認可型モデル	簡易再生運用改善モデル	迅速事業再生手続モデル
<p>事業再生ADR手続利用の申込み</p> <p>↓</p> <p>債権者会議（計画案の決議）</p> <p>↓</p> <p>対象債権者 全員同意</p> <p>↓</p> <p>事業再生計画 成立</p> <p>↓</p> <p>不同意の 債権者あり</p> <p>↓</p> <p>裁判所による認可 申立</p> <p>↓</p> <p>&lt;認可要件の審理&gt;</p> <p>↓</p> <p>認可決定</p> <p>↓</p> <p>事業再生計画 不成立</p> <p>↓</p> <p>不認可決定</p>	<p>事業再生ADR手続利用の申込み</p> <p>↓</p> <p>債権者会議（計画案の決議）</p> <p>↓</p> <p>対象債権者 全員同意</p> <p>↓</p> <p>事業再生計画 成立</p> <p>↓</p> <p>不同意の 債権者あり</p> <p>↓</p> <p>民事再生 手続申立</p> <p>↓</p> <p>&lt;保全処分&gt;</p> <p>↓</p> <p>手続開始決定</p> <p>↓</p> <p>債権届出期間 (※届出期間の短縮)</p> <p>↓</p> <p>簡易再生の申立</p> <p>↓</p> <p>簡易再生の決定</p> <p>↓</p> <p>付決議決定（期日方式） 決定主文等の公告・通知</p> <p>↓</p> <p>財産状況報告集会 or 裁判所への報告書提出</p> <p>↓</p> <p>計画案の決議</p> <p>↓</p> <p>みなし同意（214 III） 可決要件は通常の手続と同じ</p>	<p>事業再生ADR手続利用の申込み</p> <p>↓</p> <p>債権者会議（計画案の決議）</p> <p>↓</p> <p>対象債権者 全員同意</p> <p>↓</p> <p>事業再生計画 成立</p> <p>↓</p> <p>不同意の 債権者あり</p> <p>↓</p> <p>迅速事業再生 手続申立</p> <p>↓</p> <p>計画案提出 (計画案提出 ・債権者一覧表提出)</p> <p>↓</p> <p>&lt;保全処分&gt;</p> <p>↓</p> <p>手続開始決定</p> <p>↓</p> <p>付議決定 議決権者への通知 債権のみなし届出</p> <p>↓</p> <p>債権届出期間 (短縮 or 省略?)</p> <p>↓</p> <p>計画案の決議</p> <p>↓</p> <p>可決</p> <p>↓</p> <p>認可決定</p> <p>↓</p> <p>不認可決定</p> <p>↓</p> <p>再生手続廃止</p> <p>↓</p> <p>否決</p> <p>※同意擬制</p>



裁判所による認可の申立	再生手続の開始申立	迅速事業再生手続の開始申立
<p>[裁判所による認可の申立]</p> <p>→決議会議において不同意の債権者がいた場合</p> <p>&lt;申立権者&gt;</p> <p>→債務者 (or 手続実施者との共同申立)</p> <p>&lt;申立時期&gt;</p> <p>→事業再生ADRにおける計画案の決議以降</p> <p>※運用：決議会議終了後即日 or 数日内に申立</p> <p>&lt;申立要件 - 決議における一定多数の債権者の賛成&gt;</p> <p>(a)案：頭数要件 + 議決権額要件 (民事再生型)</p> <p>→ 2/3 (株主総会特別決議・更生担保権の猶予)</p> <p>3/4 (和議・更生担保権の減免)</p> <p>(b)案：議決権額要件のみ (会社更生、社債権者集会型)</p> <p>&lt;認可対象となる計画案&gt;</p> <p>→事業再生ADRにおいて決議の対象となった計画案が認可の対象 (新たな計画案の提出なし)</p>	<p>[再生手続の開始申立]</p> <p>→決議会議において不同意の債権者がいた場合</p> <p>&lt;申立権者&gt;</p> <p>→債務者および債権者 (21 I・II)</p> <p>(手続実施者との共同申立については民法の改正必要)</p> <p>&lt;申立時期&gt;</p> <p>→事業再生ADRにおける計画案の決議以降</p> <p>※運用：決議会議終了後即日 or 数日内に申立</p> <p>&lt;申立要件 - 手続開始原因 (21 I)&gt;</p> <p>(・破産原因事実の生ずるおそれ ・事業継続に著しい支障を……)</p> <p>&lt;計画案の提出&gt;</p> <p>→計画案提出期間内 (163 I)</p> <p>※民再 164 条による事前提出可能</p>	<p>[迅速事業再生手続の開始申立]</p> <p>→決議会議において不同意の債権者がいた場合</p> <p>&lt;申立権者&gt;</p> <p>→債務者 (or 手続実施者との共同申立)</p> <p>&lt;申立時期&gt;</p> <p>→事業再生ADRにおける計画案の決議以降</p> <p>※運用：決議会議終了後即日 or 数日内に申立</p> <p>&lt;申立要件 - 手続開始原因 (21 I + 211 類似)&gt;</p> <p>(・破産原因事実の生ずるおそれ ・事業継続に著しい支障を……)</p> <p>+</p> <p>・簡易再生の申立要件 (民再 211 条) と同様の要件</p> <p>ex. 先行手続における計画案の決議において、対象債権者が有する債権総額の 5 分の 3 以上を有する債権者が計画案に同意し、かつ、再生債権の調査・確定手続を経ない迅速事業再生手続の申立に同意</p> <p>&lt;計画案および債権者一覧表の提出&gt;</p> <p>→債権者一覧表および先行事業再生ADRにおいて決議の対象となった計画案の提出 (民再 164 条の事前提出)</p>
	<p>一時停止期間の延長</p> <p>&lt;認可申立～申立に対する決定&gt;</p> <p>→一時停止期間の延長の必要性</p> <p>※第 3 章 第 1 (手続の移行と一時停止) 参照</p>	<p>保全処分</p> <p>&lt;迅速事業再生手続開始申立～開始決定&gt;</p> <p>→開始申立後は民再 26 条以下の保全処分の利用</p> <p>※決議会議～迅速事業再生手続の申立</p> <p>→一時停止期間の延長の必要性</p>

<p>裁判所の判断に基づき、新たに一時停止の効力を発生させる構成が有力</p> <p>※一時停止期間を延長した場合であっても、商取引債権者に対する弁済は継続することを想定</p> <p>&lt;ブレ DIP ファイナンス・新たな商取引債権&gt;</p> <p>→産競法 58 条による確認：考慮（59 条・60 条）</p>	<p>※第3章第1（手続の移行と一時停止）参照</p> <p>監督命令</p> <p>→手続実施者を監督委員に選任することを想定</p> <p>※弁済禁止の保全処分</p> <p>→商取引債権者に対する弁済については、弁済禁止の保全処分の例外として弁済する方向で対応</p> <p>★産競法に考慮規定を設けることも検討</p> <p>&lt; DIP ファイナンス・保全期間に生ずる商取引債権 &gt;</p> <p>→民再 120 条による共益債権化</p> <p>cf. 手続実施者を監督委員として承認権限付与</p>	<p>※第3章第1（手続の移行と時停止）参照</p> <p>監督命令</p> <p>→手続実施者を監督委員に選任することを想定</p> <p>※弁済禁止の保全処分</p> <p>→商取引債権者に対する弁済については、弁済禁止の保全処分の例外として弁済する方向で対応</p> <p>★産競法に考慮規定を設けることも検討</p> <p>&lt; DIP ファイナンス・保全期間に生ずる商取引債権 &gt;</p> <p>→民再 120 条による共益債権化</p> <p>cf. 手続実施者を監督委員として承認権限付与</p>
<p>新たな手続の開始決定なし</p> <p>手続開始決定</p> <p>[再生手続開始決定（33）]</p> <p>→通常の再生手続開始要件（21 I）</p> <p>※即時抗告可能（9）</p> <p>&lt;同時処分&gt;</p> <p>→通常の同時処分（債権届出期間・債権調査期間）</p> <p>※債権届出期間については、通常より短縮する運用を想定（民再規 18 条 1 項）</p> <p>&lt;付随処分&gt;</p> <p>→公告（35 I）&amp; 通知（35 III）</p> <p>cf. 考慮規定（産競法）により弁済許可対象とされる債権者への個別通知の省略の可否</p> <p>&lt;財産評定・125 条報告書&gt;</p> <p>→財産評定（124）・125 条報告書の提出</p> <p>※先行する ADR で作成されたものの提出で足りるとする運用により対応</p>		
<p>債権の届出</p> <p>&lt;債権届出期間&gt;</p> <p>規定条：最短で開始決定～2 週間（規 18 条 1 項 1 号）</p> <p>↓</p> <p>&lt;債権届出期間&gt;</p> <p>（a 案：債権届出の省略（みなし届出一本化方式）</p> <p>→債権届出期間を定める必要なし</p>		

<p>＜債権届出＞  → 先行する事業再生ADRの対象債権者のみを対象  ※ 別途新たな債権届出手続なし</p>	<p>運用：「特別の事情がある場合」として短縮  ex. 開始決定から1週間程度  ＜債権届出＞  → 原則として、再生債権者は債権届出の必要  ※ 届出期間末日までに85条5項後段により弁済済みの  場合は、届出不要  ※ 考慮規定により弁済許可対象とされる債権者に対  しては、届出不要の旨を説明（運用）</p>	<p>b 案：債権届出併用型  → 短期間の債権届出期間を設定  ＜債権届出＞  a 案：債権届出省略（→ みなし届出—本化方式）  b 案：みなし届出+積極的に議決権を使用する意思のあ  る債権者のみ届出</p>
<p>簡易再生の申立～簡易再生の決定</p> <p>＜簡易再生の申立要件（民再211条）＞  → 届出再生債権総額の5分の3以上の債権者が  〔  ・ 再生計画案  ・ 債権調査および確定手続の省略〕 に同意  ★ 考慮規定により弁済許可の対象とされる債権者  （商取引債権者 etc.）を分母から除外の可否  cf. 届出をしていない場合 or 申立までに弁済済みの  場合には当然に分母には含まれない  cf. 本制度の利用を予定する場面では、5分の3程  度の同意は得られることが想定  ※ 同意を得ようとする場合には、財産の状況等の判断  のための情報提供の必要（規107Ⅳ）  ＜簡易再生の決定＞  ・ 申立要件の充足  ・ 計画案についての不認可事由（174Ⅱ）の不存在  ↓  簡易再生の決定（211Ⅰ）← 即時抗告（213Ⅲ）  〔  ・ 付議決定（212Ⅱ）  → 債権者集会期日：2か月以内（規108Ⅰ）  ・ 簡易再生決定主文等の公告&amp;通知（212Ⅲ）  cf. 商取引債権者等への個別通知の省略の可否？  〕</p>		

計画案の再決議なし

再生計画案の決議

<p>&lt;財産状況報告集会所へ裁判所への報告書提出&gt; →決議の前提として必要(214 II) ※運用による簡易化可能</p>	<p>&lt;財産状況報告集会所 or 裁判所への報告書提出&gt; a案：簡易再生運用改善モデルと同様に運用による簡易化 b案：先行する事業再生ADRにて適式な報告書が作成されて いる場合は、それをもって提出があったものとみなす旨の規定制定(簡易な運用を明文化)</p>
<p>&lt;決議の方式&gt; →期日方式のみ(216 I)</p>	<p>&lt;決議の方式&gt; →議決権の確定を期日外で行う方式によるのであれば、期日方式に限定する必要なし(書面決議も可能)</p>
<p>&lt;決議対象となる計画案&gt; →簡易再生の申立の対象となつた計画案(214 IV) ※計画案の変更※ ( ・簡易再生決定以降は変更不可 ・決議集会所当日の有利変更可能(172/4))</p>	<p>&lt;決議対象となる計画案&gt; →迅速事業再生手続の申立時に提出した計画案のみ ※計画案の変更※ ( ・迅速事業再生手続の申立後は変更不可 →先行ADRにおいて決議対象とされた計画案 ・決議集会所当日の有利変更可能(172/4))</p>
<p>&lt;議決権者および議決権の確定：通常手続と同様&gt; 議決権者：届出再生債権者 議決権額：届出債権額 →決議集会所において異議があつた場合は、裁判所が議決権行使額を定める(170 I)</p>	<p>&lt;議決権者および議決権の確定&gt; 議決権者：申立時に提出した債権者一覧表に記載されている債権者(+個別の届出債権者) 議決権額： ( ・みなし届出一本型 →債権者一覧表の記載を基準に決定 cf. 異議があつた場合には裁判所が議決権行使額決定 ・みなし届出+債権届出併用型 →議決権行使額を決定するための制度導入必要 )</p>
<p>&lt;可決要件&gt; →通常の民事再生手続と同様(172条の3)</p>	<p>&lt;可決要件&gt; →通常の民事再生手続と同様(172条の3) ※消極的同意制度まで導入に必要なし(有力)</p>
<p>&lt;同意擬制&gt; →決議集会所に欠席した届出再生債権者が簡易再生に同意している場合は、決議集会所において再生計画案に同意したものとみなす(214 III)</p>	<p>&lt;同意擬制&gt; ( ・強い同意擬制(反対の意思表示禁止) →事業再生ADRの決議において、計画案における決議に成した債権者は、迅速事業再生手続における決議においても計画案に同意したものとみなす or ・緩やかな同意擬制)</p>

<p>→事業再生ADRの決議において、計画案について賛成した債権者は、迅速事業再生手続における決議において反対の意思表示をしないかぎり、計画案に同意したものとみなす</p> <p>↓</p> <p>cf. 同意擬制につき、強い同意擬制（反対の意思表示禁止）を採用する場合、これにより、可決要件を満たすことが判明しているときは、決議を省略し、直ちに計画案の認可まで進むことができるとすべきか？</p>		
<p style="text-align: center;"><b>事業再生計画の認可</b></p> <p>&lt;事業再生計画の認可要件&gt;</p> <p>[手続的要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ADRの手続の公正性に関する要件 (民再174条2項1号・会更199条2項1号参照)</li> <li>・計画の決議が誠実かつ公正な方法でされたこと (民再174条2項3号・会更199条2項4号参照)</li> <li>・債権者会議における多数決要件 → a 案：頭数＋議決権額、b 案：議決権額のみ</li> </ul> <p>[計画の内容に関する要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画が遂行可能であること (or 遂行可能性がないわけではないこと) (民再174条2項2号・会更199条2項3号参照)</li> <li>・計画の内容が公正かつ実質的に平等であること (消極的要件として規定することもありうる)</li> <li>・清算価値保障原則 (民再174条2項4号・会更199条2項2号参照)</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者が一定の財産的破綻状況にあることを要件とするか（両論あり）</li> </ul> <p>→反対債権者拘束の理論的根拠との関係から検討</p>	<p style="text-align: center;"><b>再生計画の認可</b></p> <p>&lt;計画の認可要件&gt;</p> <p>通常の再生手続の場合と同様</p> <p>→不認可事由（174Ⅱ）の不存在</p> <p>※通常の民事再生手続と異別の取扱いの必要性なし</p>	<p>&lt;認可決定等に対する不服申立&gt;</p> <p>→認可または不認可決定に対し即時抗告可能（175Ⅰ）</p> <p>&lt;計画の効力発生時&gt;</p>
<p>&lt;認可決定等に対する不服申立&gt;</p> <p>→認可または不認可決定に対し即時抗告可能（175Ⅰ）</p> <p>&lt;計画の効力発生時&gt;</p>	<p>&lt;認可決定等に対する不服申立&gt;</p> <p>→認可または不認可決定に対し即時抗告可能（175Ⅰ）</p> <p>&lt;計画の効力発生時&gt;</p>	<p>&lt;認可決定等に対する不服申立&gt;</p> <p>→認可または不認可決定に対し即時抗告可能（175Ⅰ）</p> <p>&lt;計画の効力発生時&gt;</p>

<p>→認可決定時（会更型） or 認可決定確定時（民再型）          &lt;認可の効力&gt;          →事業再生 ADR の対象債権者（金融債権者等）について、計画に定めた内容に従い権利変更          ※対象債権者以外には計画の効力は及ばない          ★事業再生 ADR の債権者会議において議決権を行使しなかった金融債権者の処遇一要検討          ex. 当初より参加拒絶・途中で ADR から離脱          ↓          対象債権者を事業再生 ADR に引き込む仕組み構築          →認可決定後の手続&gt;          ・事業再生 ADR の対象債権者以外には影響なし          ・事業再生計画の変更については、規定をおくことも可能</p>	<p>→認可決定確定時（176）          &lt;認可の効力&gt;          →すべての再生債権者の権利は権利変更の一般的基準に従って変更（215 I）          ※再生計画の記載に失権効なし</p>	<p>→認可決定確定時（176）          &lt;認可の効力&gt;          a 案：左記と同様（通常の簡易再生と同様）          b 案：事業再生 ADR の対象債権者（金融債権者）については、計画に定めた内容に従い権利変更          個々の権利変更の定めがない債権者は、権利変更の一般的基準に従った権利変更（金融債権者と衡平を害しない範囲で差を設けることも可能）</p>
<p>→認可決定後の手続&gt;          ・届出のない再生債権者も計画弁済の対象          ・再生計画の記載の確定力や執行力なし          ・再生計画の変更は認められない（187 条の適用排除）</p>	<p>→認可決定後の手続&gt;          ・届出のない再生債権者も計画弁済の対象          ・再生計画の記載の確定力や執行力なし          ・再生計画の変更は認められない（187 条の適用排除）</p>	<p>→認可決定後の手続&gt;          ・届出のない再生債権者も計画弁済の対象          ・再生計画の記載の確定力や執行力なし          ・再生計画の変更については、規定をおくことにより、認可後の計画変更の余地を認める制度設計も可能</p>

手続に要する期間

<p>決議会議～認可決定：2週間～1か月程度          決議会議～効力発生：1～2か月程度</p>	<p>決議会議～認可決定：1か月～1か月半程度          決議会議～効力発生：2か月～2か月半程度</p>	<p>決議会議～認可決定：1か月程度          決議会議～効力発生：2か月程度</p>
<p>各種債権者の処遇（債権の性質を基準に分類）</p>		
<p>&lt;金融債権者—事業再生 ADR の対象債権者&gt;          ・決議会議～認可決定          a 案：一時停止効の延長規定創設          →一定多数の同意 or 手続実施者の同意等を要件として延長          b 案：「新たな」一時停止効の発令規定創設          →裁判所の決定等に基づき新たな一時停止効が発生          c 案：迅速に認可を求め申立をなす運用により対応          ・裁判所による認可～          →計画に定めた内容に従い権利変更</p>	<p>&lt;金融債権者—事業再生 ADR の対象債権者&gt;          ・決議会議～再生手続開始申立          a 案：一時停止効の延長規定創設          →一定多数の同意 or 手続実施者の同意等を要件として延長          b 案：「新たな」一時停止効の発令規定創設          →裁判所の決定等に基づき新たな一時停止効が発生          c 案：迅速に再生手続の開始申立をなす運用により対応          ・再生手続開始申立～開始決定          →弁済禁止の保全処分</p>	<p>&lt;金融債権者—事業再生 ADR の対象債権者&gt;          ・決議会議～迅速事業再生手続開始申立          a 案：一時停止効の延長規定創設          →一定多数の同意 or 手続実施者の同意等を要件として延長          b 案：「新たな」一時停止効の発令規定創設          →裁判所の決定等に基づき新たな一時停止効が発生          c 案：迅速に迅速再生手続の開始申立をなす運用により対応          ・迅速事業再生手続開始申立～開始決定          →弁済禁止の保全処分</p>

<p>・再生手続開始決定後～ → 個別的権利実行禁止 ・再生計画の効力発生後 → 再生計画に定めた内容に従い計画弁済に服する ＜商取引債権者＞ ・事業再生ADRの対象外であり、手続の影響を受けず 随時弁済 cf. 商取引債権等についての「考慮規定」を創設した場合 合、後に法的手続（受け皿手続）に移行したとしても も保護の対象 → 弁済禁止の保全処分の例外・85条5項後段によ る弁済対象・否認の対象外 etc.</p>	<p>・再生手続開始決定後～ → 個別的権利実行禁止 ・再生計画の効力発生後 → 再生計画に定めた内容に従い計画弁済に服する ＜商取引債権者＞ ・決議会議～再生手続開始申立 → 弁済継続可能（考慮規定により否認リスク回避） ・再生手続開始申立～開始決定 → 弁済禁止保全処分の例外として弁済継続 ※ 考慮規定により弁済禁止保全処分の対象外 cf. 手続にとり込む必要がある場合には保全処分の 対象とすることも可能 → 新たに生ずる取引債権については共益債権化の承認 ・再生手続開始決定～ → 考慮規定に基づき、85条5項後段による弁済許可</p>	<p>・迅速事業再生手続開始決定後～ → 個別的権利実行禁止 ・再生計画の効力発生後 → 再生計画に定めた内容に従い計画弁済に服する ＜商取引債権者＞ ・決議会議～迅速事業再生手続開始申立 → 弁済継続可能（考慮規定により否認リスク回避） ・迅速事業再生手続開始申立～開始決定 → 弁済禁止保全処分の例外として弁済継続 ※ 考慮規定により弁済禁止保全処分の対象外 cf. 手続にとり込む必要がある場合には保全処分の 対象とすることも可能 → 新たに生ずる取引債権については共益債権化の承認 ・迅速事業再生手続開始決定～ → 考慮規定に基づき、85条5項後段による弁済許可 or ・特定の類型の債権（ex.商取引債権）については、 上限額を定めて包括的に弁済許可（see. critical vendor） ＜担保権者＞ → 通常の再生手続と同様に、別除権構成 必要に応じて別除権協定</p>
<p>＜担保権者＞ → 金融債権者である担保権者については、同意がない かぎりには、担保目的物の価値を超過する部分のみ権 利変更可能 cf. 現在価値が保障されるのであればリスケは可能と の見解もあり ＜社債権者＞ → 現行の事業再生ADRにおける社債権者の取扱いと 同様 ※ 社債権者集会における決議（会社724条）、裁判所 による認可（会社732～734条） cf. 産競法における考慮規定（産競56条・57条）</p>	<p>＜担保権者＞ → 通常の再生手続と同様に、別除権構成 必要に応じ別除権協定 ＜社債権者＞ → 当然に手続にとり込まれる 申立～開始決定：弁済禁止の保全処分 開始決定後：個別的権利実行が禁止 ※ 社債権者集会の決議の拘束力等についても、 通常の民事再生手続と同様（169/2）</p>	<p>＜担保権者＞ → 当然に手続にとり込まれる 申立～開始決定：弁済禁止の保全処分 開始決定後：個別的権利実行が禁止 ※ 社債権者集会の決議の拘束力等についても、 通常の民事再生手続と同様（169/2） ＜社債権者＞ → 当然に手続にとり込まれる 申立～開始決定：弁済禁止の保全処分 開始決定後：個別的権利実行が禁止 ※ 社債権者集会の決議の拘束力等についても、 通常の民事再生手続と同様（169/2）</p>



## 第3章 個別問題の検討

### 第1 手続の移行と一時停止

「合理的な再生計画に対して一部債権者が反対する場合」<sup>1</sup>に、法律の規定を設けて、対象債権者（全員）の同意を得られないときであっても、一時停止の効力を、裁判所による認可もしくは同意に代わる決定（以下、これらを併せて「認可決定等」という）が出るまで、または、簡易再生（簡易再生を予定した民事再生手続の申立）もしくは迅速再生（以下、これらを併せて「簡易再生等」という）の申立に至るまで、延長することができないかについて検討する。

#### 1 事業再生ADRと一時停止

事業再生ADRにおいては、手続中は、一時停止により、対象債権者による個別的な権利行使が止められている。

一時停止とは、「債権者全員の同意によって決定される期間中に債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないこと」（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下、「経産省令」という）20条）をいう。

一時停止の制度が設けられた趣旨は、事業再生ADRが始まると、「債務者が経営が困難な状況にあることが対象債権者である金融機関等に広く知られることとなりますから、放っておくと金融機関等がそれぞれの立場で債権回収策や債権保全策をとることとなりますが、そうすると債務者企業を再建することが困難になってしまいますので、対象債権者全員で個別的な権利行使や債権保全措置をとるのを差し控えようというもの」（「私的整理ガイドラインQ&A」25）である。

「債権者ごとに、要請する一時停止の具体的内容及びその期間」は、「事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議」（以下、「概要説明会議」という）において、債権者の全員一致をもって決議される（経産省令22条2項4号）。

#### 2 事業再生ADRの終了と一時停止の終了

一時停止は、事業再生ADR中の個別的権利行使を防止するためのものである。したがって、一時停止の期間は、通常は、「事業再生ADRの事業再生計画案の決議のための債権者会議（以下、「決議会議」という）の終了時まで（延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含む）」とされることが多い。そのため、再生計画案について債権者全員の合意を得ることができないまま、決議会議の期日（延長された期日も含む）が終了すれば、通常は、一時停止の効力も失われることとなる。

#### 3 手続の移行と個別的な権利行使の防止の必要性

##### (1) 個別的な権利行使の防止の必要

事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができないため、簡易再生等または認可決定等に手続を進める段階では、通常は、決議会議の期日（延長された期日も含む）が終了し、

---

<sup>1</sup> 経済合理性のある事業再生計画に対して、債権者が反対する場合には、明らかに経済合理性のない嫌がらせのような「不合理な反対」の場合もあれば、債権回収の方針が多数債権者とは異なる、あるいは法的整理を用いるべきであるという理由で私的整理に反対しているなど、「不合理な反対」といえない場合も当然存在すると考えられる。

一時停止の効力も失われている。そこで、対象債権者による個別的な権利行使を防止する方策が必要となる。

## (2) 実務的な工夫とその限界

### ① 早期の申立

事業再生ADRの終了後、直ちに、簡易再生等の申立をする場合には、民事再生の保全処分によって、対象債権者による個別的な権利行使を防止することが可能となる。しかし、場合によっては、事業再生ADRの終了から、簡易再生等の申立に時間がかかることも考えられる。

また、認可決定等の手続については、制度設計次第ではあるが、現時点では、保全処分等を設けないことも想定される<sup>2</sup>。そこで、認可決定等の手続に保全処分等を設けない場合には、認可決定等の申立にあたり、対象債権者による個別的な権利行使を防止する方策が必要となる。

### ② 債権者全員の同意による一時停止の効力の延長等

#### (イ) 概要説明会議での同意—手続移行も想定した一時停止の期間決定

実務的な対応としては、概要説明会議で、「一時停止の期間」を決定する際に、「事業再生ADRの決議会議の終了時まで（延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含む）」とせず、手続移行も想定して、「事業再生ADRの決議会議の終了時まで（延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含む）。なお、再生計画案について債権者全員の合意を得ることができないため、簡易再生等の申立をする場合または認可決定等の手続の申立をする場合には、保全処分または申立に対する決定の出るまで」とすること（以下、「手続移行も想定した一時停止の期間決定」という）が考えられる。

なお、一時停止は、事業再生ADR中の個別的権利行使を防止するためのものである。したがって、上述のように、事業再生ADRの手続が終了すれば、一時停止の効力も維持できないのではないかという疑問も考えうる。しかし、一時停止の効力の基本は、債権者の同意である<sup>3</sup>。したがって、債権者の全員の同意があれば、一時停止の期間を、「再生計画案について債権者全員の合意を得ることができないため、簡易再生等の申立をする場合または認可決定等の手続の申立をする場合には、保全処分または申立に対する決定の出るまで」とすることも可能と考えられる。

#### (ロ) 協議会議や決議会議での合意—協議会議や決議会議の続行等

概要説明会議の段階では、一時停止の期間について、「手続移行も想定した一時停止の期間決定」とすることを決議しなかった場合でも、事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができないことが明らかになったときに、個別的権利行使による混乱を避けるため、協議会議や決議会議において、対象債権者（全員）の理解を得て、認可決定等を得るまで、または簡易再生等の申立の準備が調うまで、協議会議や決議会議の続行等を行って、事業再生ADRを終了させないで、一時停止の効力を事実上延長することも考えられる。

<sup>2</sup> 認可決定等の手続において、特定調停法7条（民事執行手続の停止）のような規定を設ける余地はあるかどうかは、今後の検討課題とも考えられる。

<sup>3</sup> 事業再生ADRは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下、「ADR法」という）に規定されるADR（ADR法2条4号）であって事業再生にかかる紛争について行われるものである（産業競争力強化法2条15項、16項参照）。そして、ADRは、当事者の合意を基礎とする手続である。

そのため、事業再生ADRにおける一時停止についても、その根拠は、当事者の合意にあると考えられる。一時停止の定義において、「債権者全員の同意によって決定される期間中に債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始……の申立てをしないことをいう」（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則20条）と規定されているのも、一時停止の根拠が当事者の合意にあることを前提としたものと考えられる。

しかし、一部の強硬な反対をする債権者の存在を想定した場合、対象債権者（全員）の理解を得て、一時停止の効力を事実上延長することは容易でないことも想定される<sup>4</sup>。

#### 4 債権者の多数決等による一時停止の延長のための新たな規定

さらには、新たな規定を設けて、一時停止の効力の延長について対象債権者（全員）の同意を得られない場合に、債権者の多数決等により、一時停止の効力を、認可決定等が出るまで、または、簡易再生等の申立に至るまで延長することができないかが問題となる。

##### (1) 理論的な問題——多数決による一時停止の延長について

一時停止が、当事者の合意に基づくものである点を重視すれば、対象債権者（全員）の同意を得られない場合に、多数決で、一時停止の効力を、認可決定等が出るまで、または、簡易再生等の申立に至るまで延長することは不可能となる。

しかし、一時停止について、当事者の合意を基礎とするが、単なる当事者の合意を超えて、事業再生の円滑化を図るために法律の規定で認められた制度と考えるならば、一部の強硬な反対をする債権者を想定した場合、対象債権者（全員）の同意を得られないときであっても、「一時停止が事業再生のために必要であり、また債権者全体の利益に合致する」ことを踏まえた手続実施者の認定があるような場合には、対象債権者の多数の同意によって、一時停止の効力を、認可決定等が出るまで、または、簡易再生等の申立に至るまで、延長する余地も考えられないではない<sup>5</sup>。

##### (2) 検討会における具体的な検討状況

検討会においては、上記のほか、事業再生計画案に対して、たとえば、3分の2以上の同意がある場合には、事業再生ADRの手続が終了してから2週間が経過する日まで一時停止の効力を延長できるという規定を設けてはどうかという意見や一時停止については、一時停止通知から第1回会議までは一時停止の同意がない状態で手続の始まる前の効力を認めているのと同様に、いわば手続終了後の効力として、同意はないものの手続終了後2週間は一時停止の効力を守ることを通知できるという規定を設けてはどうかという意見も出されている。

ただし、このような規定を設けた場合、債権者としては、最初の同意の段階で、計画が同意されない場合には、簡易再生の申立等までの間、一時停止が継続することを覚悟して同意することが必要となる。したがって、このような規定を設けることによって、通常の一時停止の合意が困難となることも予想される。また、このような規定を設けた場合にも一時停止の同意がとれるのであれば、概要説明会議で一時停止の期間を3の(2)②(イ)に記載した「手続移行も想定した一時

4 経済合理性のある事業再生計画に対して債権者が反対する理由が、法的整理を用いるべきというような場合には、かかる対応は十分可能と考えられる。しかし、明らかに経済合理性のない嫌がらせのような「不合理な反対」の場合には、かかる対応は困難となる。

5 一時停止は、当事者の合意を基礎とするが、「中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」産業競争力強化法に基づき、事業再生の円滑化を図るための手段として、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則で認められた制度である。そして、一時停止は、「債権者の要請に基づく一時停止が事業再生のために必要であり、また債権者全体の利益に合致するという判断に基づいて、公平かつ公正な立場にあり、また高度の専門性を備えた第三者機関である」ADR事業者が「その要請の合理性を認め、自らの判断として、債権者に対する要請を行っているという実体面に着目すれば、一時停止の要請通知と裁判所による保全処分や中止命令との間に同質性が認められる」（伊藤真「第3極としての事業再生ADR」金融法務事情1874号146頁）とも考えられる。

そのような一時停止の実体および性質に着目すれば、一部の強硬な反対をする債権者を想定した場合、法律の規定を設けて、対象債権者（全員）の同意を得られないときであっても、「一時停止が事業再生のために必要であり、また債権者全体の利益に合致する」ことを踏まえた手続実施者の同意がある場合には、対象債権者の多数の同意があれば、一時停止の効力を、認可決定等が出るまで、または、簡易再生等の申立に至るまで、延長する余地も考えられないではない。

なお、法律の規定を設けて、債権者の多数決等によって、一時停止の延長を認めるとしても、反対をする債権者の保護を考慮すると、その期間については、短期間に制限することが相当と考えられる。

停止の期間決定」とする決議をとることも可能な場合が多いと考えられる。そこで、このような条文を設ける意義には疑義があるとの見解も有力であった。

## 第2 商取引債権に関する考慮規定

次に、事業再生ADRから簡易再生等に移行した場合の商取引債権の保護<sup>6,7</sup>について検討する。

### 1 私的整理と商取引債権の保護

私的整理においては、通常の場合、商取引債権<sup>8</sup>一般が保護され、商取引債権は何らの権利変更（債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更）もされず、商取引債権の全額が従前の約定どおり支払われる。このように商取引債権が保護されるのは、商取引債権も対象債権とし、権利変更がなされた場合、事業価値の毀損を招くと考えられるためである<sup>9,10</sup>。

そして、準則型私的整理手続<sup>11</sup>である事業再生ADRにおいても、「事業再生ADRは」、「主として金融債権者のみを対象とした私的整理であり、対象者の全員一致による合意を経て、金融支援（返済条件の変更、債権放棄、債権の株式化）を行うものです。したがって、取引先に対する商取引債権などには影響を及ぼすことなく、事業を継続しながら過剰債務問題を解決し、再生を目指すものです」とされている<sup>12</sup>。

---

6 日本においては、売掛金の支払サイトが長く、商取引債権が多額となるため、商取引債権の保護（全額弁済）が大きな問題となる。株式会社野村資本市場研究所「各国の事業再生関連手続について——米英仏独の比較分析——」43頁は、「日本では2009年以来、東京地裁民事8部が会社更生事件において、申立後に商取引債権の弁済を柔軟に許可することになったことが注目を浴びた。しかし欧米では商取引債権の弁済の問題はそれほどセンセーショナルな問題ではない。その理由としては、まず日本とは違って欧米では売掛金のサイトが格段に短いために、商取引債権の金額が少ないことが挙げられる」とする。

7 日本では第2次世界大戦後に現金が枯渇したことから、約束手形が多用されて企業間信用が肥大化長期化し、手形または売掛金債権の割引は、銀行業務のなかで重要な地位を占めている。韓国を除く諸外国では、商取引債権の支払サイトは、目的物の引渡または役務の提供後、通常は1か月後、遅くとも20日以内であるのが通常であって、3か月も支払われないと不良債権として扱われるので、再建手続においては例外的な場合を除き、通常の商取引債権は権利変更の対象とはならない（韓国では2か月を超える支払期限の商取引債権は、銀行が譲渡人に対する償還請求権なしで買い取る義務を課して問題を解決した）。経済界、金融界に企業間信用の縮小を求めることは現実的ではないものの、企業間信用肥大化という特殊日本的事情のために、金融債権を毀損（権利変更）しつつ商取引債権を全額弁済する（権利変更しない）ことの違憲性（平等原則違反、財産権補償）が問われて、事業再生スキームの迅速化・合理化の支障になるとしたら遺憾である旨の意見が示された。

8 伊藤眞「新倒産法制10年の成果と課題——商取引債権保護の光と陰」新倒産法制10年10頁は、更生手続における商取引債権について、「取引の相手方が更生手続開始前に会社に対して事業の継続のために必要な商品を提供し、または役務を提供した結果として取得した金銭債権をいうもの」と定義する。なお、上田裕康＝杉本純子「再建型倒産手続における商取引債権の優先的取扱い」銀法711号（平成22年）47頁注1は、「本稿において対象とする商取引債権としては、まず、商人間の売買に基づく取引債権が挙げられる。商人間の売買とは、『原材料が製品化され、それが小売業者またはユーザーである商人の手に渡るまでの間、加工を加える製造業者または加工を加えず転売する卸売業者等の間で連鎖的に行われる売買である』。加えて、事業者間の売買に基づく取引債権、サービス等の提供に基づく取引債権等も本稿における商取引債権に含めることとする」とする。

9 事業再生ADRに先行した準則型私的整理である私的整理ガイドラインにおいては、Q17において、「一般の商取引債権者を対象債権者とした場合、商取引の縮小を通じ損失回避を図る結果、当該債務者の再建に著しい支障が生じることも十分に考えられます。事業基盤の毀損を回避し、回収額の極大化を図るという『私的整理に関するガイドライン』の趣旨に鑑みれば、通常の小口の商取引債権者はもとより、一般的な商取引債権者を対象債権者にすることは、通常適切でないと考えられます」とされている。

10 その他、私的整理は全員同意が必要なため、原則として、債権者としても属性の同じ債権者、たとえば、金融債権者だけを対象としないと私的整理の成立が困難となるという事情もある。

11 経営者保証ガイドラインは、利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続（中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等）を「準則型私的整理手続」としている（経営者保証ガイドライン7項）。

12 事業再生ADR制度について「事業再生ADRのポイント」平成23年7月経済産業省産業再生課（[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/gaiyo\\_adr.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/gaiyo_adr.pdf)）。

なお、私的整理においては、通常の場合、対象債権者の全員同意により事業再生計画が成立する。そして、事業再生計画においては、商取引債権の保護（全額弁済）を前提とした計画が作成されるのが通常である。したがって、私的整理の場合、事業再生計画で権利変更を受ける対象債権者の全員が、商取引債権を保護し対象債権としないことに同意していると考えられる。このことも、私的整理において、商取引債権を対象としないことを正当化する要素と考えられる。

## 2 事業再生ADRから法的手続への移行と商取引債権の保護

このように、事業再生ADRでは、商取引債権は、原則として、保護され、対象債権に含まれず、何らの権利変更もされず、従前の約定どおり全額支払われる<sup>13</sup>。これにより、債務者企業は、従前の取引および取引条件の維持が可能となり、事業価値の維持が図られることになる。

事業再生ADRにおいては、実務上はむしろ、原則として、事業再生ADRを行っていることは公表されない<sup>14,15</sup>。そのため、事業再生ADRにおいては、多くの場合、商取引債権者（取引先）は、事業再生ADRが行われていることを知らないまま、従前どおり取引を継続することになる。また、事業再生ADRを行っていることを開示したような場合<sup>16</sup>においては、商取引債権者（取引先）に対しては、商取引債権は約定どおり全額弁済される旨を説明して取引の継続を依頼し、商取引債権者（取引先）も、商取引債権は約定どおり全額弁済されることを信頼して取引を継続することになる。

それにもかかわらず、その後、事業再生ADRから簡易再生等に移行した場合に、「商取引債権も権利変更の対象となり、減免等の対象」となったのでは、取引の停止や取引条件の悪化を防止することは困難である。商取引債権者（取引先）からは、事業再生ADRを行っていることを秘匿して取引を継続させられたのは不当であるとか、商取引債権は約定どおり全額弁済される旨の説明を信頼して取引したのに信頼を裏切られたなどの主張がなされて、債務者企業の信用や取引先との信頼関係が大きく損なわれ、事業価値の毀損につながる事となる<sup>17</sup>。

したがって、手続を円滑に移行させ、商取引を継続させ、事業価値の維持を図るためには、事業再生ADR中の商取引債権<sup>18</sup>については、手続移行後も保護することが必要不可欠となる<sup>19</sup>。

13 腰塚和男ほか「事業再生ADRから会社更生への手続移行に際しての問題点と課題（2）」NBL954号（平成23年）52頁も、「事業再生ADRにおいては、商取引債権者は対象債権者とならないのが通常である」とする。

14 準則型私的整理であっても、私的整理は密行して行われるのが原則である。したがって、取引先（商取引債権者）は、事業再生ADRに入ったことを知らないことも多い。

15 債権放棄を伴う事業再生計画案については、経産省令29条2項、経済産業省告示第8号2(3)(i)で「事業再生計画について、債務者により公表を行うこと」と定められている。しかし、「ただし、公表により事業再生に著しい支障が生じるおそれがあるときは、この限りでない」という規定を利用して、上場会社でない場合には、最後まで公表されないことが多いと考えられる。

16 対象債権者が上場企業である場合等には、適時開示の関係で事業再生ADRに入ったことを開示することが通常であり、事業再生ADRに入ったことが公表されることとなる。なお、事業再生ADRにおける上場会社の申立の状況について、藤井敏央「事業再生制度の現状と今後」金融法務事情1928号（平成23年）20頁参照。

17 柴田多ほか「林原グループの事業再生ADR申請の経緯及び更生手続申立の経緯」金融法務事情1952号（平成24年）19頁は、「事業再生ADRが先行する場合には、取引業者に対して、事業再生ADRにおいては権利変更の対象でないため従前の取引条件での取引継続を依頼しながら、会社更生になってこのような取引業者の商取引債権を毀損させることになれば、事業継続に与える影響がとくに大きい。また、会社更生移行後に商取引債権が保護されないとすれば、ひいては事業再生ADRの申請時点において、取引業者との取引が停止されたり、取引条件の変更や債権保全策を講じることを迫られたりして、事業再生ADRによる再建も困難にしかねない」とする。

18 私的整理中の商取引債権としては、私的整理開始「後」の原因に基づいて生じた商取引債権と私的整理開始「前」の原因に基づいて生じた商取引債権の双方が考えられる。私的整理開始後の原因に基づいて生じた商取引債権については、私的整理に至っても商取引債権は約定どおり全額弁済されることを信頼して取引した債権であるので、保護の対象とすることが強く要求される。これに対して、私的整理開始前の原因に基づいて生じた商取引債権については、私的整理に至っても商取引債権は約定どおり全額弁済されることを信頼して取引した債権ではないので保護しないことも考えられる。しかし、商取引債権者としては、私的整理開始前の原因に基づいて生じた商取引債権も含めて保護されることから取引を継続する面もある。したがって、直ちに保護の必要性がないとはできない。この点は、「事業価

### 3 法的再建手続における従前の商取引債権の保護の状況

事業再生ADRから簡易再生等へ移行した場合の商取引債権の保護を考える参考として、法的再建手続において商取引債権がどのように保護されているかについて概観したい。

#### (1) かつての実務の運用

更生手続においては、かつての実務の運用では、更生手続開始決定後に商取引債権が保護されるのは例外であり、商取引債権一般が保護されて商取引債権が全額支払われることはなかった<sup>20</sup>。また、かつての実務の運用では、更生手続の仮開始ともいべき更生手続開始前の保全管理段階でも、商取引債権が弁済されるのは例外であり、リース契約の目的物の購入にかかる仕入債務等が保護された事例<sup>21, 22</sup>はあったが、商取引債権一般が保護され、商取引債権の全額が支払われることはなかった。

再生手続においても、再生債権の扱いは、更生手続における更生債権の扱いと原則として同一であったと考えられる。再生手続において、別除権付仕入債権について和解等も活用して商取引債権が相当程度保護された事例<sup>23</sup>はあったが、商取引債権一般が全額保護された事例はなかったようである。

#### (2) 近時の実務の運用

しかし、その後、更生事件で、商取引債権一般が保護される事案が出てきて、実務上、事案によっては商取引債権の全額を支払うという運用もされるようになった<sup>24, 25</sup>。その後、日本航空(株)の更生手続では、商取引債権が保護され商取引債権の全額が支払われているに至っている<sup>26</sup>。また、(株)ウィルコム(株)の更生手続でも、「商取引債権弁済額のうち1社あたりの弁済額の上限は25億円とされた」が、商取引債権者は1社を除いて「いずれも25億円以内に収まっていた」ため、商取引債権者は1社を除いて全額が支払われている<sup>27</sup>。さらに、(株)林原(グループ)の更生手続でも商取引債権一般が保護されている<sup>28, 29</sup>。

### 4 法的再建手続における商取引債権の保護の方法と商取引債権保護の予見可能性に関する問題点

以上のように、現在は、更生手続においては商取引債権一般が保護され、商取引債権全額が支

---

値の維持増殖」のための商取引債権の保護と「債権者の平等・衡平」のいずれをどの程度重視するかで見解の相違が考えられる。

19 松嶋英機「事業再生ADRから法的整理への移行に伴う諸問題」倒産法改正展望 89 頁は、「事業再生ADRから民事再生手続または会社更生手続へ移行した場合の商取引債権の保護」に関して、「事業再生ADRは対象債権者である金融機関以外には秘密裏に行うので、商取引先は債務者を信用して取引を継続し、事業価値を維持し、金融機関の利益のために貢献してきたといえるのである。もし、商取引債権者が保護されないとしたら事業再生ADRの信用が大きく毀損することは明白であり、これはJATP（認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会）としては受け入れ難いのである」とする。

20 東京地裁会社更生実務研究会『会社更生の実務(上)』180 頁〔鹿子木康〕(きんざい、平成17年)は、「商取引債権一般について支払を行うこと」に関して、「実際の更生事件においては、少額の商品取引債権については法47条5項前段の制度により商取引債権か否かを問わず一律に弁済を行った上で、残りの高額の商取引債権については、事業維持の上で取引継続が必要な取引先について、債権額のうちいくらを弁済すれば取引継続が可能なのかといった取引条件を管財人が交渉した上で、個別的な和解契約を締結し、法72条2項6号の裁判所の許可を得てその金額の弁済を行っている。したがって、東京地裁では、前記のとおり、法47条5項後段の許可の例はない」としていた。

21 永沢徹=堀江良太「A社の会社更生事例」事業再生と債権管理 120 号(平成20年) 104 頁

22 難波孝一ほか「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開」金融法務事情 1853 号(平成20年) 36 頁。

23 上田裕康「家電量販店M社の再生」商事法務編『再生・再編事例集(2)』(商事法務、2004年)。

24 腰塚和男ほか「会社更生における商取引債権100パーセント弁済について」NBL890号(平成20年) 28 頁。

25 難波孝一ほか「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開」金融法務事情 1853 号(平成20年) 36 頁。

26 片山英二ほか「日本航空の事業再生プロセスについて」事業再生と債権管理 133 号(平成23年) 158 頁。

27 腰塚和男ほか「ウィルコム(株)の会社更生手続」事業再生と債権管理 136 号(平成24年) 87 頁。

28 「林原グループの事業再生ADR申請の経緯及び更生手続申立の経緯」金融法務事情 1952 号(平成24年) 18 頁。

29 日本航空、ウィルコムおよび林原は、いずれも事業再生ADRから会社更生に移行した案件である。

払われている事案が存在する。再生手続または更生手続で商取引債権一般を保護する具体的な方法としては、以下のような4つの方法、すなわち、①弁済禁止の保全処分に例外を認める方法、②少額債権の弁済許可による方法、③計画弁済による方法、④和解による弁済による方法が考えられる。

事業再生ADRから簡易再生等に移行する場合、商取引債権一般が保護されなければ、円滑な手続の移行は不可能となり、事業価値は大きく毀損されることが考えられる<sup>30</sup>。

事業再生ADRから簡易再生へ移行する際の商取引債権一般の保護を確実にするためには、簡易再生に移行した場合も商取引債権が保護されるという確実性・予見可能性を高める制度等が必要となる。

#### (1) 保全段階

手続申立後・開始決定前の保全処分または保全管理命令の段階では、弁済禁止保全処分の例外または保全管理命令<sup>31</sup>で対応することになると考えられる。

具体的には、(保全管理人を選任せず) 弁済禁止の保全処分が発令される場合には、商取引債権一般については弁済禁止の例外とする保全処分の発令を受けて対応することになると考えられる。また、保全管理命令を発令して、保全管理人を選任する場合には、保全管理人が裁判所の許可を得ることを要する事項に関して、商取引債権一般の弁済については裁判所の許可事項から除外し、保全管理人が裁判所の許可を得ずに商取引債権を弁済できる内容の保全管理命令の発令を受けることで対応することになると考えられる。

「弁済禁止保全処分の例外等での対応による保護」については、実質的には再生手続の仮開始といえる段階での保護である。そのため、基本的に、次に述べる「少額債権の弁済許可の規定による保護」の要件(少額性の要件および事業継続支障性の要件)の有無を判断することになると考えられ、保護の予見可能性が高いとはいいがたい面がある<sup>32</sup>。

#### (2) 手続開始後

再生手続または更生手続開始決定後は、民事再生法 85 条 5 項後段の「少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すとき」の少額債権の弁済許可の規定または会社更生法 47 条 5 項後段の「少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すとき」の少額債権の弁済許可の規定に基づいて弁済をすることとなると考えられる。

「少額債権の弁済許可の規定による保護」については、「事業の継続に著しい支障を来すおそれがある」という要件(事業継続支障性の要件)を満たすのか、「少額の債権」という要件(少額性

---

30 事業再生ADRから他の手続が移行した場合に、商取引債権の保護がなされなければ、事業価値は大きく毀損されることが考えられるのは、簡易再生に移行した場合にかぎらず、認可型の手続や迅速再生の手続に移行した場合でも同様であるが、ここでは、代表して簡易再生で検討する。

31 東京地方裁判所の会社更生手続における保全管理命令の運用について、東京地裁会社更生実務研究会『最新実務会社更生』(きんざい、平成 23 年) 58 頁は、「保全管理人は、常務に属しない行為をするには裁判所の許可を得なければならず(法 32 条 1 項ただし書)、また、裁判所は必要があると認めるときは一定の行為につき裁判所の許可を得なければならないものとするのが可能であり(法 32 条 3 項、72 条 2 項)、実際には、保全管理命令の発令の前日(事案によって当日)までの原因に基づいて生じた債務の弁済、財産の処分、借財などについて、裁判所の許可を要する旨を定める運用がされている」とする。

32 難波孝一ほか「会社更生事件の最近の实情と今後の新たな展開」金融法務事情 1853 号(平成 20 年) 36 頁は、更生手続に関して、「保全段階で商取引債権一般の全額弁済がされた場合には、その延長線上にある問題として、更生手続開始後においても、当然に、商取引債権一般の全額弁済について会社更生法 47 条 5 項後段の許可がされることが予定されているといえる」とする。

の要件)を満たすのかが問題となる<sup>33</sup>。これらの判断は、本来は個別の債権ごとの判断となる。そのため、保護の予見可能性が高いとはいいがたい面がある<sup>34</sup>。

### (3) 再生計画または更生計画による保護

再生計画または更生計画による保護<sup>35</sup>としては、商取引債権を全額弁済する計画について、商取引債権者以外の他の債権者(不利益を受ける債権者)全員の同意を得る方法(民事再生法155条1項但書、会社更生法168条1項但書)が考えられる。しかし、商取引債権者以外の債権者の数が多い場合には、全員の同意をとることは相当な困難が予想される。

また、再生計画または更生計画による保護としては、商取引債権を全額弁済する内容の再生計画または更生計画について、「差を設けても衡平を害しない場合」(民事再生法155条1項但書、会社更生法168条1項但書)に該当するとして、再生計画または更生計画で商取引債権を全額弁済する方法も考えられる。

「再生計画または更生計画での保護」についても、商取引債権を全額支払う再生計画または更生計画について、裁判所が「差を設けても衡平を害しない場合」に該当すると認めて、再生計画または更生計画を認可するかどうかの点は、裁判所の個別判断となり、保護の予見可能性が高いとはいいがたい面がある。

### (4) 和解による方法

その他、再生債務者等や管財人が商取引債権者と和解することにより(民事再生法41条1項6号、会社更生法72条2項6号参照)、再生債権または更生債権である商取引債権を、「再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権」(民事再生法119条5号)または「更生会社の業務及び財産に関し管財人が権限に基づいてした行為によって生じた請求権」(会社更生法127条5号)としての共益債権として弁済する方法も考えられる<sup>36</sup>。

「和解に基づく弁済」については、裁判所の許可等が必要となる。和解の許可等については、個別的な判断となり、許可について一般的な基準を求めることは容易でない。そのため、和解による保護の予見可能性を高めるのも容易ではない。

なお、和解による方法については、本来再生債権や更生債権であるものを、和解によって共益債権として弁済することの妥当性について疑問とする見解も有力である<sup>37,38</sup>。そこで、以下では、

33 なお、実務の運用について、東京地裁会社更生実務研究会『会社更生の実務【新版】上』58頁[谷口安史](きんざい、平成26年)、鹿子木康編・東京地裁民事再生実務研究会『民事再生の手引』192頁参照。

34 上田裕康＝杉本純子「再建型倒産手続における商取引債権の優先的取扱い」銀法711号(平成22年)43頁は、「会社更生法47条5項後段・民事再生法85条5項後段の規定には、いかなる債権が『早期に弁済しなければ(再生債務者の/更生会社の)事業の継続に著しい支障を来す』少額債権であるのかについての判断基準はまったく定められていない。そのため、商取引債権の優先的取扱いに関する現在の実務的運用には、手続によって、あるいは裁判所によって、差異があるのが現状のようである」とする。

35 通常の場合は、商取引債権については、保全段階での弁済または手続開始後の少額債権の許可による弁済によって保護されることが想定される。しかし、債権額の確定に時間がかかる場合や約定の支払サイトが長い場合等について、再生計画や更生計画が効力を発生する前に支払が完了していない場合も想定しうる。

36 日本航空の更生手続で、リース料債権を和解により支払ったことについて、片山英二ほか「日本航空の事業再生プロセスについて」事業再生と債権管理133号(平成23年)161頁参照。

37 難波孝一ほか『私の整理ガイドライン等から会社更生への移行』への提案に対する検討」金融法務事情1842号(平成20年)14頁は、「本提案は、和解許可による弁済を考えているが、この点は疑問である。なぜなら、更生債権の更生計画外の弁済を認める場合であるところ、裁判所の許可した和解(会社更生法72条2項6号)により本来更生債権であるものを共益債権として取り扱うことを安易に行うのは疑問であるからである。したがって、本件は、会社更生法47条5項後段の少額債権弁済許可の問題と考え、処理していくのが相当であろう」とする。

38 伊藤眞「新倒産法制10年の成果と課題——商取引債権保護の光と陰」新倒産法制10年24頁は、「和解の本質は、互譲によって争い



「和解に基づく弁済」については検討しないこととする。

## 5 事業再生ADRから簡易再生等への移行の際の商取引債権の保護を確実にする方策——考慮規定等

### (1) 考慮規定について

以上に述べたように、現時点では、事業再生ADRから簡易再生へ移行した場合に、簡易再生の移行後に商取引債権が保護されるという予見可能性は必ずしも高いとはいえない。

そこで、「事業再生ADRから簡易再生への移行の際の商取引債権の保護」について、「私的整理中の商取引債権の法的再建手続である簡易再生移行後の保護の予見性を高める方策」を検討することが必要となる。

「私的整理中の商取引債権の法的再建手続移行後の保護の予見性を高める方策」としては、1つには、簡易再生に移行した際の商取引債権の保護の要件に関して、事業再生ADRの段階である程度の確認または認定を行い、簡易再生に移行した場合にもかかる確認または認定を考慮して商取引債権の保護を行うことにすることが考えられる。これにより、「事業再生ADRの商取引債権の簡易再生移行後の保護の予見性を高める」ことが可能になると考えられる。

また、民事再生手続における商取引債権の保護に関する規定を商取引債権を保護しやすい形に改正することによっても、「事業再生ADR中の商取引債権の簡易再生移行後の保護の予見性を高める」ことは可能になると考えられる。

### (2) 考慮規定の具体的内容の検討

「私的整理中の商取引債権の法的再建手続移行後の保護の方法」としては、すでに述べたように、「保全管理命令または保全処分の例外で対応」、「少額債権の弁済許可の規定による保護」、「再生計画または更生計画での保護」が考えられる。

#### ① 民事再生法 85 条 5 項後段「少額債権の弁済許可の規定による保護」に関する考慮規定

##### (イ) はじめに

民事再生法は、「少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる」（民事再生法 85 条 5 項後段）として、事業価値の維持、事業の再建に配慮して、商取引債権の再生計画外の弁済を認めている<sup>39</sup>。

しかし、上述のように、「少額債権の弁済許可の規定による保護」についても、「事業の継続に著しい支障を来すおそれがある」という要件（事業継続支障性の要件）を満たすのか、「少額の債権」という要件（少額性の要件）を満たすのかは、本来は個別の債権ごとの判断となり、保護の予見可能性が高いとはいえない面がある。

そこで、「私的整理中の商取引債権の簡易再生移行後の保護の予見性を高める方策」として、産業競争力強化法に考慮規定を設けることが考えられる。

---

をやめることを約するところにあります（民法 695 条参照）。ここでの問題に置き換えれば、当該商取引の一環として更生手続開始前になされた給付の対価たる請求権の性質について、それが更生債権等か、それとも共益債権かをめぐって、それぞれ合理的根拠を示して、相手方と管財人との間に争いがあり、それを解決するために、少額とみられる範囲内において相手方の請求権を共益債権とするのであればそれは和解の名に相応しいでしょう。しかし、その性質が更生債権等であることについて何ら争いがないにもかかわらず、相手方と管財人との間の合意によってそれを共益債権とするのは、和解の名に値せず、このようなことが許されるのであれば、和解は、更生債権を共益債権に変えるための錬金術と化してしまうことになるというのは、いささか言い過ぎでしょうか」とする。

39 会社更生法も「少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる」（会社更生法 47 条 5 項後段）としている。

(ロ)「少額債権の弁済許可の規定による保護」に関する考慮規定の具体的内容

考慮規定の具体的内容としては、①事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認と②裁判所による考慮の規定を設けることである。

たとえば、後掲資料②「商取引債権に関する確認規定〔案〕」および③「商取引債権に関する考慮規定〔案〕」のうちの「産業競争力強化法〇条（再生手続の特例）（少額債権の弁済についての考慮規定）」のような条項が想定される。

(ハ) 少額債権の弁済許可の規定に関する考慮規定の検討

(i) 事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認の規定

(ア) 基本的内容

事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認の規定は、事業再生ADRを行っている債務者が、事業再生ADRの段階で、事業再生ADR事業者（手続実施者）に対して、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた商取引債権（一般）について、下記の一および二について、確認を求めるとする内容である。

記

一 「商取引債権の弁済が当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること」

二 「商取引債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して商取引債権が生じた時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員（または多数）の同意を得ていると認められること」

そして、経済産業省令で定める基準については、下記の①および②を想定している。

記

① 「商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること」

② 「商取引債権が少額と認められること」

上記の確認の内容は、基本的に民事再生法 85 条 5 項後段の要件と同じである。

ただし、「債権者全員（または多数）の同意を得ていること」は、民事再生法 85 条 5 項後段の要件では要求されていない。しかし、すでに述べたように、事業再生ADRは、主として金融債権者のみを対象とした私的整理であり、取引先に対する商取引債権等には影響を及ぼすことなく事業を継続しながら再生をめざすものである。したがって、事業再生ADRの場合、事業再生計画で権利変更を受ける対象債権者の全員が、商取引債権を保護し対象債権としないことを前提としていると考えることができる。このことも、事業再生ADRにおける商取引債権を法的手続に移行した後も保護することを正当化する要素の一つと考えることができる。そこで、確認の内容としている。

ただし、少額債権の弁済許可の規定に関する考慮規定における確認の内容としては、「債権者全員（または多数）の同意を得ていること」との点は、民事再生法 85 条 5 項後段の要件に直接かわるものではなく、一つの考慮要素にとどまると考えられる<sup>40,41</sup>。

40 伊藤眞＝松下淳一＝山本和彦編『新会社更生法の基本構造と平成 16 年改正』49 頁〔深山卓也発言〕は、「許可弁済の制度は、債権者平等原則に反する面があることは間違いありませんので、そのときに負債総額、全債権者がどれだけの債権を持っているかということの相対的な関係で少額であることにより、それを支払うことによる不平等さの程度が、一定範囲に収まるということが必要であると考

(イ) 別 案

- a 「商取引債権の弁済が当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること」の要件について

「商取引債権の弁済が当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること」の要件については、事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認を容易にする観点から、「商取引債権の弁済が事業者の事業の継続に必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること」とする別案も考えられる。

- b 経済産業省令の内容に関する別案

- (a) 「商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること」の要件について

「商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること」の要件についても、事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認を容易にする観点から、「事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること」の「著しい」を削除して、「事業の継続に支障を来すと合理的に認められること」とする別案も考えられる。また、同じく、事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認を容易にする観点から、「商取引債権を事業再生ADRにおいて早期に弁済したことにより特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者についての従前の正常取引先としての取引条件で取引が継続されたこと」とする別案や「商取引債権を事業再生ADRにおいて弁済したことにより特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業が継続されたこと」とする別案も考えられる。

- (b) 「商取引債権が少額と認められること」の要件について

「商取引債権が少額と認められること」の要件についても、事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認を容易にする観点から、「債務者の規模や事業態様、負債総額、資金繰りの状況等を踏まえて、相対的であっても、当該債権が少額であると認められること」とする別案も考えられる。

- c 「商取引債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して商取引債権が生じた時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意（または多数の）を得ていること」の要件について

- (a) 同意の要件の要否について

事再生法 85 条 5 項後段の少額債権の保護の要件からは、事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認の内容としては、「債権者全員の同意（または多数の）を得ていること」の要件は不要であるとの見解も当然考えられる。

- (b) 同意の内容について

---

ています」とする。

41 民事再生法 85 条 5 項後段の「商取引債権が少額と認められること」という要件は、債権者平等の観点からの要件である（伊藤眞一＝松下淳一＝山本和彦編『新会社更生法の基本構造と平成 16 年改正』49 頁〔深山卓也発言〕）。また、「債権者全員（多数）の同意を得ていること」という要件（要素）も、債権者平等の観点から不利益を受ける者の同意という観点からの要素である。両者を確認事項に定めることで、債権者平等の観点からの債権者の保護をさらに考慮したものになると考えられる。また、「債権者全員（多数）の同意を得ていること」という要件（要素）を定めることで、事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認の内容が、「保全管理命令または保全処分の例外で対応」、「少額債権保護の規定による保護」および「再生計画または更生計画での保護」の場合に共通とすることが可能となると考えられる。

「商取引債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して商取引債権が生じた時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意を得ていること」の要件については、商取引債権について権利変更の対象としないことについて、正面から、債権者全員の同意を得ることを想定して、「商取引債権を、権利変更の対象としないことについて、債権者全員の同意を得ていること」とする別案も考えられる。

(c) 同意の要件について

「当該債権者全員（または多数）の同意を得ていると認められること」の要件については、事業再生ADRでは、対象債権者全員が商取引債権の保護（優先的取扱い）を前提としていることから、当該債権者全員の同意、すなわち、「当該債権者全員の同意を得ていると認められること」を要件とすることも考えられる。しかし、一部の強硬な反対をする債権者がいる場合を想定すると、債権者全員の同意ではなく、「当該債権者の過半数の同意を得ていると認められること」または「当該債権者の3分の2の同意を得ていると認められること」として多数決を要件とすることも考えられる。

イ 裁判所による考慮の規定

裁判所による考慮の規定は、裁判所は、事業再生ADRから再生手続に移行した場合、上述の事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認を受けた商取引債権について、再生債務者等から民事再生法85条5項後段に基づく弁済の許可の申立がなされたときは、商取引債権が事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認を受けていることを考慮したうえで、商取引債権の弁済が民事再生法85条5項後段に規定する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとするという規定である。

このような考慮規定を設けることにより、裁判所が、民事再生法85条5項後段に基づく弁済の許可を容易かつ迅速に判断することが可能となり、「私的整理中の商取引債権の法的再建手続移行後の保護の予見性を高める」こととなると考えられる。

② 「保全処分の例外の対応」に関する考慮規定

(i) はじめに

すでに述べたように、「保全処分の例外での対応」については、保全処分の段階は実質的には再生手続の仮開始といえる段階である。したがって、保全処分の段階で、商取引債権について保全処分の対象とせず、商取引債権を保護するかどうかは、基本的に「少額債権の弁済許可の規定による保護」と同様と考えられる。

(ii) 「保全処分の例外の対応」に関する考慮規定の具体的内容

「保全管理命令または保全処分の例外で対応」の場合の考慮規定に関しても、「少額債権の弁済許可の規定による保護」と同様に、①事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認と②裁判所による考慮の規定を設けることである。

たとえば、後掲資料②「商取引債権に関する確認規定〔案〕」および③「商取引債権に関する考慮規定〔案〕」のうちの「産業競争力強化法〇条（再生手続の特例）（保全処分の発令についての考慮規定）」のような条項が想定される。

(iii) 「保全処分の例外の対応」に関する考慮規定の検討

ア 事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認の規定

上述のとおり、確認の規定の内容は仮開始といえる段階である。そのため、事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認の規定は、少額債権の弁済許可の規定に関する考慮規定の確認の規定と基本的に同じである。

#### イ 裁判所による考慮の規定

裁判所による考慮の規定は、裁判所は、事業再生ADRから再生手続に移行した場合、民事再生法30条の規定による保全処分を命ずるときは、商取引債権が事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認を受けていることを考慮したうえで、商取引債権の弁済等を保全処分で禁止するかどうかを判断するものとするという規定である。

このような考慮規定を設けることにより、裁判所が、民事再生法30条の規定による保全処分を命ずるときに、商取引債権を保全処分の対象としないことを容易かつ迅速に判断することが可能となり、「私的整理中の商取引債権の法的再建手続移行後の保護の予見性を高める」こととなると考えられる。

#### ③ 再生計画での保護に関する考慮規定

##### (i) はじめに

「再生計画または更生計画での保護」としては、「不利益を受ける者の同意がある場合」または「差を設けても衡平を害しない場合」に該当することが必要となる（民事再生法155条1項、会社更生法168条1項）。

そこで、「私的整理中の商取引債権の法的再建手続移行後の保護の予見性を高める方策」として、産業競争力強化法にこれらに関する考慮規定を設けることが考えられる。

なお、このような考慮規定により再生計画または更生計画での保護が認められやすくなれば、手続中や手続開始決定前での保護も認められやすくなると考えられる。

##### (ii) 再生計画での保護に関する考慮規定

具体的内容としては、少額債権の保護の場合と同様に、①事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認と②裁判所による考慮の規定を設けることである。

そこで、「再生計画または更生計画での保護」の場合の考慮規定に関しても、たとえば、後掲資料②「商取引債権に関する確認規定〔案〕」および③「商取引債権に関する考慮規定〔案〕」のうちの「産業競争力強化法〇条（再生手続の特例）（再生計画案についての考慮規定）」のような条項が想定される。

##### (iii) 再生計画の認可に関する考慮規定の具体的内容

事業再生ADR事業者（手続実施者）による確認の規定は、少額債権の弁済許可の規定に関する考慮規定の確認の規定と基本的に同じである。

具体的には、事業再生ADRを行っている債務者が、事業再生ADRの段階で、事業再生ADR事業者（手続実施者）に対して、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因（等）に基づいて生じた商取引債権（一般）について、以下の事項について確認を求めることができる内容となる。

- ① 「商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること」
- ② 「商取引債権が少額と認められること」
- ③ 「商取引債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が

当該事業者に対して商取引債権が生じた時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員（多数）の合意を得ていること」

なお、「債権者全員（多数）の合意を得ていること」は、民事再生法 85 条 5 項後段の要件との関係では要求されていない事項であった。しかし、再生計画の認可との関係では、「不利益を受ける者の同意がある場合」には差を設けても衡平を害しない場合に該当する。確かに、事業再生 ADR の段階で、商取引債権について他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の合意を得ていても、直ちに再生計画に差を設けることに対する同意とすることはできない。事業再生 ADR と法的手続である再生手続では、債権者の考えも違うことも想定されるし、事業再生 ADR の対象債権者となっていない社債権者やリース債権者が再生手続では債権者に新たに加わることも想定されるからである。

しかし、再生計画の認可との関係では、「不利益を受ける者の同意がある場合」には、差を設けても衡平を害しない場合に該当する以上、事業再生 ADR の段階で、商取引債権について他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員（多数）の合意を得ていることは、少額債権の許可弁済の時以上に、再生計画に差を設けても衡平を害しないことの大きな要素となると考えられる<sup>42</sup>。

## 6 民事再生法の改正

すでに述べたように、民事再生手続における少額債権の弁済許可の規定を商取引債権を保護しやすい形に改正することによっても、「事業再生 ADR 中の商取引債権の簡易再生移行後の保護の予見性を高める」ことは可能になると考えられる<sup>43</sup>。具体的には、以下のような改正が考えられる。

### (1) 要件の緩和

#### ① 事業継続支障性の要件の緩和

「少額債権の弁済許可の規定による保護」について、保護の予見性を高める方策としては、「事業の継続に著しい支障を来すおそれがある」という要件（事業継続支障性の要件）については、「商取引債権一般の弁済を可能とするような緩和」が考えられる<sup>44, 45</sup>。

たとえば、現行の「少額の更生債権等（再生債権）を早期に弁済しなければ更生会社（再生債務者）の事業の継続に著しい支障を来すとき」という要件を、会社更生法の担保権消滅許可の決定の要件である「更生会社の事業の更生のために必要であると認めるとき」（会社更生法 101 条 1

42 さらに、事業再生 ADR において、事業再生 ADR に参加した債権者が、商取引債権を保護し権利変更の対象とせずに全額支払うことに同意している場合には、その債権者については、その後の再生手続や更生手続においても、特段の反対の意思表示がないかぎり、「不利益を受ける者の同意がある」と扱うことを認める実務運用、さらには立法等も考えられる。

そのような実務運用または立法等がなされれば、たとえば、再生債権者が商取引債権者と金融債権者だけであり、金融債権者は全員が事業再生 ADR 手続に参加しており、事業再生 ADR において商取引債権を保護し権利変更の対象とせずに全額支払うことに同意している場合には、その後に移行した再生手続においても、「不利益を受ける者の同意がある場合」に該当することとなる。また、事業再生 ADR にも参加しておらず、かつ、商取引債権者でもない債権者がいる場合には、その者の同意だけを新たにとればよいこととなる。

43 なお、同時に会社更生法についても同様の趣旨の改正をすることも考えられる。

44 多比羅誠「特定会社更生手続の要否」債権管理 95 号（平成 14 年）156 頁は、「平成 13 年 6 月、会社更生法の改正作業を行っている法制審議会に対し、会社更生手続のなかに、金額等合理的な基準によって分類した債権、たとえば一定額以上の金融債権のみを対象とする特別手続、いわゆる特定会社更生手続を創設すべきである旨を提言した」。「少額債権に限定せず、金額によって分類した債権者の債権、中小企業者の債権その他差等を設けても債権者間の実質的衡平を害しない場合には、更生計画外の弁済を可能にし、更生計画における平等原則の例外を認めることにしては、どうであろうか。それにより、金融機関債権者を中心とする大口債権者のみを事実上対象とする会社更生手続を行うことができ、会社更生手続の迅速化、効率化が進むと思われる。また、「私的整理に関するガイドライン」との接点ができ、私的整理の成立率や利用率が高まるはずである」とする。

45 なお、事業再生 ADR における一時停止後に発生した商取引債権の共益債権化を提言するものとして、小畑英一「再生債権をめぐる諸問題」民事再生の実務と理論 126 頁参照。

項) という要件に緩和することも考えられる。

## ② 少額の債権の要件の緩和ないしは撤廃

また、「少額の債権」要件（少額性の要件）の充足の点では、「少額の債権の要件の緩和ないしは撤廃」の検討も一つの方向として考えられる。商取引債権を保護する目的は、商取引の維持による事業価値の維持である。したがって、「少額の債権」要件は、商取引債権の保護の目的との関係では重要性をもたないと考えられる<sup>46</sup>。そのため、理論的には「少額の債権の要件の緩和ないしは撤廃」は可能と考えられる<sup>47</sup>。

### (2) 他の債権者の保護のための手続保障等の検討

「事業の継続に著しい支障を来すおそれがある」という要件および「少額の債権」要件は、債権者平等との調整を図り、他の債権者を保護するための要件としての意味をもっている<sup>48, 49, 50</sup>。したがって、「事業の継続に著しい支障を来すおそれがある」という要件および「少額の債権」要件を緩和または撤廃した場合、他の債権者の保護の観点から、「他の債権者の保護のための手続保障等の要否」も検討の対象とすることも考えられる。

「他の債権者の保護のための手続保障」の内容としては、他の債権者に意見聴取の機会を与えることや異議申立権を与えることが考えられる<sup>51</sup>。しかし、他の債権者に意見聴取の機会を与えることや異議申立権を与えた場合、迅速に商取引債権一般を支払うことが困難となり、円滑な手続の移行に反することが懸念される<sup>52</sup>。また、他の債権者の意向によって商取引債権の保護の可否が決まることとなり、商取引債権の保護の予見可能性の観点や円滑な手続の移行には大きな支障となり、引いては事業価値の維持に反することとなる。

---

46 伊藤眞＝松下淳一＝山本和彦編『新会社更生法の基本構造と平成16年改正』48頁〔山本和彦発言〕は、「基本的なものの考え方としては、その更生債権を弁済することによって更生会社自体の継続企業価値が高まって、弁済しない場合に比べれば、ほかの債権者に対する弁済率も高まる。結局、それによって誰も損はしないということになって、債権者平等の観点からは問題は残るけれども、全員の弁済率が高まるのなら、それでいいのではないかと制度なのかと思います。そうだとすれば、少額という歯止めは論理的にはいらなわけですが」とする。

47 松嶋英機「事業再生ADRから法的整理への移行に伴う諸問題」倒産法改正展望 87頁は、「計画外において少額債権としての弁済による優先的取扱い」に関して、「少額債権の上限も相対的概念といえども制限があると思われるので、立法論としては民事再生法85条5項及び会社更生法47条5項より『少額』を削除すべきではないかと考える」とする。

48 伊藤眞＝松下淳一＝山本和彦編『新会社更生法の基本構造と平成16年改正』48頁〔山本和彦発言〕は、前掲注40に続けて、「ただ、継続企業価値がその弁済によって増すかどうかの判断は、非常に困難なところがあると思われますので、無制限にすると、すべての債権者が実際に、弁済を要求してくることにしかならないわけで、そこで少額性という客観的な要素を加えたということではないでしょうか」とする。

49 伊藤眞＝松下淳一＝山本和彦編『新会社更生法の基本構造と平成16年改正』49頁〔深山卓也発言〕は、「許可弁済の制度は、債権者平等原則に反する面があることは間違いありませんので、そのときに負債総額、全債権者がどれだけの債権を持っているかということとの相対的な関係で少額であることにより、それを支払うことによる不平等さの程度が、一定範囲に収まるということが必要であると考えています」とする。

50 鹿子木康編・東京地裁民事再生実務研究会『民事再生の手引』188頁〔片山健〕は、「『少額』であることを求める趣旨は、一部の債権者に対する弁済による不平等を一定の範囲にとどめることにあるが、これは再生債務者の負債総額や事業規模等によって変動するものであり、場合によっては、民事再生法85条5項前段の場合と比較して、かなり多額になることもあり得る」とする。

51 杉本純子「事業再生とプライオリティ修正の試み」同志社法学 60巻4号201頁は、「必要不可欠な商取引債権を優先的に取り扱うにあたって、プライオリティを修正するプロセスの透明化を図るためには、さらに、優先弁済を受けないその他の債権者に対しても、当該優先弁済を検討するための手続保障が充実されるべきである」、「必要不可欠な商取引債権者への優先弁済に対する意思表示の方法としては、民事再生法230条6項における消極的同意要件を参考にすることを提案したい」とし、消極的同意権を与えることを提案する。

52 東京地裁会社更生実務研究会『最新実務会社更生』162頁は、「一般の商取引債権の弁済は、……まず、更生手続開始申立てと同時に発令される弁済禁止の保全処分又は保全管理命令において弁済につき裁判所の許可を要さないこととする方法で実施することとなる。しかし、一方で、更生手続開始申立てには密行性が要請されること（私的整理が先行していても同様である）からすると、申立て時までに商取引債権者の取引継続に関する意向を確認することは不可能である。他方で、更生手続開始申立て後、いったん、全面的に商取引債権の弁済を禁止した上、弁済停止に対する商取引債権者の態度をみてから個別に対応を決めることとするのでは、長期間に亘り事業毀損するのを放置することとなり、遅きに失して現実に事業継続に著しい支障が生じかねない」とする。

なお、現行法においても、再生債務者または管財人は、再生計画案、更生計画案を裁判所に提出するときは少額債権の弁済許可により弁済した、または更生債権または再生債権を記載した報告書を併せて提出することとなっている（民事再生規則 85 条 1 項 1 号、会社更生規則 51 条 2 項 1 号）。これにより、再生債権者等または更生債権者または、事後的ではあるが、少額債権の弁済の状況を知ることが可能である。

### 第 3 事業再生ADRへの不合理な不参加・事業再生ADRからの不合理な離脱を防止する方策

#### 1 事業再生ADRへの不参加および事業再生ADRからの離脱

事業再生ADRも、手続実施者が和解の仲介を実施する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 2 条 1 号）である。そのため、当初から、事業再生ADRに参加しないことも認められる。ただ、事業再生ADRにおいては、正式受理に至る段階で、公正・中立な立場にあり高度の専門性を有する事業再生ADR事業者が、債務者について、経産省令等の要求する事業再生ADRの要件を満たし、かつ、法令適合性、公正・妥当性および経済的合理性があると認められる事業再生計画案の概要を策定する可能性があることを審査したうえで正式受理をしている。また、事業再生ADRの根拠法である産業競争力強化法は、その目的として、第 1 条で「この法律は、我が国経済を再興すべく、……産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務……について定めることにより、……産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、……中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定する。そのような点にかんがみるならば、事業再生ADRに参加しないことの相当性は慎重に検討される必要があるとも考えられる。

また、民間紛争解決手続においては、一般に手続からの離脱も可能ではある。しかし、事業再生ADRからの離脱についても、事業再生ADRの手続に参加しない場合と同様の問題が考えられるほか、事業再生ADRに参加した債権者についての誠実交渉義務が問題になることも考えられる。

#### 2 事業再生ADRへの不合理な不参加・事業再生ADRからの不合理な離脱の防止

上記のように、民間紛争解決手続である事業再生ADRへの不参加および事業再生ADRからの離脱が認められるとしても、事業再生ADRへの不合理な不参加・事業再生ADRからの不合理な離脱まで認めたのでは、事業再生ADRによる事業再生の支障となり、円滑なる事業再生の支障となる。

そこで、債権者の事業再生ADRへの不合理な不参加・事業再生ADRからの不合理な離脱を防止する方策が必要となる。本検討会においては、事業再生ADRの実効性を確保するためには、これらの債権者にも計画の効力を及ぼす必要性がある反面、その場合の拘束力の正当化根拠が問題となることが確認された。また、立法その他の措置により、対象債権者<sup>53</sup>に対し、事業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を課し、対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みを構築すべきとの指摘も有力であった。そして、そのための一つの方法としては、産業競争力強化法に、株式会社地域経済活性化支援機構法 64 条、65 条、66 条に類似した事業再生ADRへの協力に関する規定をおくことも考えられる。

53 事業再生ADRにおいては、金融機関以外の債権者も対象債権者となりうるため、仮に協力義務を設けるのであれば、金融機関以外の債権者もその対象とする必要があることになる。こうした点も踏まえて、事業再生の枠組みの一つを提供している地域経済活性化支援機構法（REVIC法）では、公的機関を含むあらゆる債権者に広範に協力義務を課していることにかんがみると、協力義務を負う主体に公的機関等を含めることは不可欠であるとの指摘もあった。



# 商取引債権に関する「確認」の内容【案】

1

特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた商取引債権が次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる

## 産業競争 力強化法

①

一 商取引債権の弁済が当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

## 経産省令

①A

一 法第●条第一項の商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること。

①B

二 法第●条第一項の商取引債権が少額と認められること

②

二 商取引債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して当該商取引債権が生じた時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員(多数)の同意を得ていること。

# 商取引債権に関する確認規定【案】

2

## 産業競争力強化法 ● 条

(商取引債権の弁済に関する特定認証紛争解決事業者の確認)

- 1 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた商取引債権が次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。
  - 一 当該商取引債権の弁済が**当該事業者の事業の継続に欠くこと**があること。
  - 二 当該商取引債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して当該商取引債権が生じた時点において有している他の債権の弁済よりも**優先的に取り扱うこと**について、当該**債権者全員の同意**を得ていること。

①

②

- 2 特定認証紛争解決事業者は、第一項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

## 「経済産業省関係 産業競争力強化法施行規則」第 ● 条

(商取引債権の弁済が事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準)

- 1 法第 ● 条第 ● 項第 ● 号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

①A

一 法第 ● 条第 ● 項の商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の**事業の継続に著しい支障**を来すと合理的に認められること。

①B

二 法第 ● 条第 ● 項の商取引債権が**少額**と認められること

- 2 法第 ● 条第 ● 項の規定による求めを受けた特定認証紛争解決事業者は、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議又は事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当該求めに係る確認を行わなければならない。

- 3 特定認証紛争解決事業者は、当該資金の借入れが法第 ● 条第一項各号のいずれにも適合することを確認したときは、様式第 ● により債権者及び債権者に対し通知しなければならない。



# 商取引債権に関する考慮規定【案】

3

## 産業競争力強化法●条((再生手続の特例) (保全処分の発令についての考慮規定)

- 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、前条第一項の規定による確認を受けた商取引債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立があった場合において、民事再生法30条の規定による保全処分を命ずるときは、当該商取引債権が前条第一項に適合することが確認されていることを考慮した上で、当該商取引債権の弁済等を**保全処分**で**禁止するかどうかを判断**するものとする。

## 産業競争力強化法●条((再生手続の特例) (少額債権の弁済についての考慮規定)

- 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、前条第一項の規定による確認を受けた商取引債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があった場合において、同項の規定による確認を受けた商取引債権について再生債務者等から民事再生法第85条5項後段(後半)に基づく弁済の許可の申立てがなされたときは、当該商取引債権が前条第一項に適合することが確認されていることを考慮した上で、当該商取引債権の弁済が民事再生法第85条5項後段に規定する**少額**の**再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すとき**に**該当するかどうかを判断**するものとする。

## 産業競争力強化法●条((再生手続の特例) (再生計画案についての考慮規定)

- 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、前条第一項の規定による確認を受けた商取引債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立があった場合において、同項の規定による確認を受けた商取引債権(「再生債権に限る。」又は「共益債権又は一般優先債権であるものを除く。」)と他の再生債権(同項第二号の債権者に同号の同意の確保有されていた再生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法第163条第一項の再生計画案をいう。)が提出され、又は可決されたときは、当該商取引債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法**第155条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断**するものとする。

# 商取引債権の保護-確認の内容

4

① 弁済が当該事業者の事業の継続に欠くことができないこと

①A 【事業継続支障性の要件】商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること

①B 【少額性の要件】商取引債権が少額と認められること

② 他の債権者の同意



①

産業競争力強化法●条：「商取引債権の弁済が当該事業者の事業の継続に欠くことができ  
ないものとして経済産業省令で定める基準に適合するもの」の別案

5

①

【案】産業競争力強化法●条

(商取引債権の弁済に関する特定認証紛争解決  
事業者の**確認**)

- 一 商取引債権の弁  
済が当該事業者の事  
業の**継続に欠くこと**が  
**できないもの**として経  
済産業省令で定める  
基準に適合するもの  
であること。

【別案①】

継続に欠くことができ**ないもの**⇒継続に必要なもの

- 一 商取引債権の弁  
済が事業者の事業の  
継続に**必要なもの**とし  
て経済産業省令で定  
める基準に適合するも  
のであること。

①A

【事業継続支障性の要件の検討】「商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること」【案】と別案①

6

①A

【案】民事再生法85条5項後段と同じ内容

- 法第●条第一項の商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の**事業の継続に著しい支障を来すと合理的に認められること。**

【別案①】「著しい支障」の「著しい」を削除

- 法第●条第一項の商取引債権を早期に弁済しなければ特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の**事業の継続に支障を来すと合理的に認められること。**

【別案②】商取引債権の弁済よりの正常取引先としての取引案件で取引が継続された事実の確認とする内容

- 法第●条第一項の商取引債権を事業再生ADRIにおいて**早期に弁済**したことにより特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者についての従前の**正常取引先としての取引条件で取引が継続されたこと**

【別案③】商取引債権の弁済により事業者の**事業が継続**されたことこの事実の確認とする内容

- 法第●条第一項の商取引債権を事業再生ADRIにおいて**弁済**したことにより特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の**事業が継続されたこと**



【少額性の要件の検討】「商取引債権が少額と認められること」の要件について  
【案】と【別案①】【別案②】

7

①B

【案】少額性の要件  
民事再生法85条5項後段  
と同じ内容

- ・ 法第●条第一項の商取引債権が少額と認められること



【別案①】  
少額性の認定を容易にするため、認定の基準についても記載

- ・ 法第●条第一項の商取引債権が債務者の規模や事業態様、負債総額、資金繰りの状況等を踏まえて、相対的であつても、当該債権が少額であると認められること



【別案②】  
少額性の要件を削除

- ・ 「法第●条第一項の商取引債権が少額と認められること」の要件を削除

②

## 産業競争力強化法●条：【他の債権者の同意の要件】 【同意の内容についての検討】

8

②

産業競争力強化法●条  
(商取引債権の弁済に関する特定認証紛争解決  
事業者の**確認**)

【案】

- 二 商取引債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続きにおける紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して当該商取引債権が生じた時点において有している他の債権の弁済よりも**優先的に取り扱うこと**について、当該**債権者全員**の**同意**を得ていること。

【別案】

優先的に取り扱うことについて⇒**権利変更の対象**としないことについて

- 二 商取引債権を、**権利変更の対象**としないことについて、当該**債権者全員の同意**を得ていること。



②

## 【他の債権者の同意の要件の検討】 【同意の要件についての検討】 全員同意か多数決か

9

②

【案】産業競争力強化法●条  
全員の同意

- ・ 二 当該商取引債権……  
ことについて、  
当該債権者全員の同意を得ていると認められること。

【別案①】産業競争力強化法●条  
過半数の同意

- ・ 二 当該商取引債権……  
ことについて、  
当該債権者の過半数の同意を得ていると認められること。

【別案②】産業競争力強化法●条  
3分の2の同意

- ・ 二 当該商取引債権……  
ことについて、  
当該債権者の3分の2の同意を得ていると認められること。

【将来の検討】：民事再生法第85条5項後段（再生債権の弁済の禁止）の簡易（迅速）再生における特則【案】【少額性の要件を削除】⇒民事再生法の改正の範疇

10

【現行法】

民事再生法第85条5項後段（再生債権の弁済の禁止）

- 少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

民事再生法第85条5項後段の簡易再生における特則

（少額性の要件を削除し、不利益を受ける債権者の同意の要件を新設）

- 再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。但し、不利益を受ける届出再生債権者の総債権について**裁判所が評価した額の五分の三以上**に当たる債権を有する届出再生債権者がその弁済にて**同意**していると認められる場合に限る。

民事再生法第85条5項後段の簡易再生における特則

（少額性の要件を削除し、不利益を受ける債権者の反対の要件を新設）

- 再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。但し、不利益を受ける届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の**五分の二を超え**る債権を有する届出再生債権者がその弁済に**反対**をしている場合はこの限りでない。



# 産業競争力強化法●条 事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定

11

## 産業競争力強化法●条 事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定

- 1 債務者は、特定認証紛争解決手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議において債権者全員の書面による合意の意思表示によって事業再生計画案の決議がなされた場合においては、裁判所に対し、事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定の申立てをすることができる。
- 2 前項の申立てがあったときは、裁判所は、相当であると認めるときは、**当該特定認証紛争解決手続において選任された手続実施者の意見を聴き、**認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者及び債務者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、認証紛争解決手続の実施の趣旨に反しない限度で、事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定をすることができる。

## 産業競争力強化法●条 事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定【別案】

- 1 債務者又は手続実施者は、特定認証紛争解決手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議において債権者全員の書面による合意の意思表示によって事業再生計画案の決議がなされた場合においては、裁判所に対し、事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定の申立てをすることができる。
- 2 前項の申立てがあったときは、裁判所は、相当であると認めるときは、認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者及び債務者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、認証紛争解決手続の実施の趣旨に反しない限度で、事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定をすることができる。
- (尚、債務者申立の場合には、手続実施者の意見聴取を残すことも考えられる)

## 産業競争力強化法第●条 異議の申立て

- 1 前条の決定に対しては、当事者は、異議の申立てをすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。
- 2 裁判所は、前項の規定による異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならぬ。
- 3 前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。
- 4 適法な異議の申立てがあったときは、前条の決定は、その効力を失う。
- 5 第一項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、**事業再生計画案に対する同意**と同一の効力を有する。

## 産業競争力強化法第●条 再生手続等の申立に至るまでの間の一時停止の期間の延長【案】

12

### 産業競争力強化法第●条

(申立に至るまでの間の一時停止の期間の延長)

【案】

- 事業再生計画案の**決議**のための債権者会議において事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができない場合において、債権者が事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定の申立又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算手続の開始の申立てを行うときは、**債権者は、手続実施者の同意を得て**、申立に至るまでの間一時停止の期間を延長することができる。ただし、延長の期間は、二週間を超えることができない。

### 産業競争力強化法第●条

(申立に至るまでの間の一時停止の期間の延長)

【別案】

- 事業再生計画案の**決議**のための債権者会議において事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができない場合において、債権者が事業再生計画案に対する同意の意思表示に代わる決定の申立又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算手続の開始の申立てを行うときは、**債権者の全員一致をもって**、申立に至るまでの間一時停止の期間を延長することができる。ただし、延長の期間は、二週間を超えることができない。



# 株式会社地域経済活性化支援機構法

13

## 64条(金融機関等との連携)

• 機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。

## 65条(政策金融機関等の協力等)

- 1 第二条第五号に掲げる法人(次項において「政策金融機関等」という。)は、機構が第二十六条第一項に規定する買取申込み等又は第三十二条の三第一項に規定する買取申込み等を求める場合にあって、これらの買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、これらの買取申込み等が第二十六条第一項第二号に掲げる同意又は第三十二条の三第一項第二号に掲げる同意をする旨のものであった場合には、これらの同意に係る事業再生計画又は弁済計画に従って再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。
- 2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政策金融機関等が再生支援対象事業者若しくは特定支援対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画若しくは弁済計画に従って再生支援対象事業者若しくは特定支援対象事業者及びその代表者等の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をすることがどうかの判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあっては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。)に当たっては、再生支援対象事業者の事業の再生又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするとこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

## 66条(融資等業務実施法人の協力等)

- 1 一般財団法人又は一般財団法人のうち、法令に基づく融資等業務(資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。)を行うもの又は国の補助金等(補助金等)に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画に従って再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。
- 2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づき命令を所管する大臣及び前項の補助金等を所掌する大臣(昭和三十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が再生支援対象事業者又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使(財務大臣にあっては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。)に当たっては、再生支援対象事業者の事業の再生又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするとこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

別紙 商取引債権の弁済許可に関する考慮規定等

2015/3/31



# 株式会社地域経済活性化支援機構法

14

## 67条(国、地方公共団体、機構等の連携及び協力)

- 1 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく再生支援対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
- 2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十四項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図る観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。

## 2条(定義)

- この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関
- 二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合
- 三 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社
- 四 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者
- 五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)
- 六 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

# 株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則

15

2条(政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等)

・法第二条第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政策金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。)、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。

- ・一 日本私立学校振興・共済事業団
- ・二 株式会社商工組合中央金庫
- ・三 株式会社日本政策投資銀行
- ・四 漁業信用基金協会
- ・五 農業信用基金協会
- ・六 農水産業協同組合貯金保険機構
- ・七 保険契約者保護機構
- ・八 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- ・九 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- ・十 独立行政法人情報処理推進機構
- ・十一 独立行政法人情報通信研究機構
- ・十二 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- ・十三 独立行政法人森林総合研究所
- ・十四 独立行政法人石油天然ガス、金属鉱物資源機構
- ・十五 独立行政法人農畜産業振興機構
- ・十六 独立行政法人農業者年金基金
- ・十七 独立行政法人農林漁業信用基金
- ・十八 独立行政法人北方領土問題対策協会
- ・十九 独立行政法人国際協力機構
- ・二十 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- ・二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ・二十二 独立行政法人科学技術振興機構
- ・二十三 独立行政法人福祉医療機構
- ・二十四 独立行政法人労働者健康福祉機構
- ・二十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・二十六 独立行政法人環境再生保全機構
- ・二十七 独立行政法人都市再生機構
- ・二十八 独立行政法人医薬基盤研究所
- ・二十九 独立行政法人住宅金融支援機構



# 株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則

16

## 3条(金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者)

- 第二条第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。
- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第一項の免許を受けた同法第四十七条第一項に規定する外国銀行
- 二 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社
- 三 保険業法(平成七年法律第五五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人
- 四 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者に限る。)
- 五 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社
- 六 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第三条第一項に規定する割賦販売業者、同法第二十九条の二第二項に規定するローン提供販売業者、同法第三十条第一項に規定する包括信用購入あっせん業者及び同法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あっせん業者
- 七 リース契約(次に掲げる要件を全て満たす契約をいう。第八条の二第二号において同じ。)(により資産を使用させることを業とする者
- イ 資産を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)(の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。))以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。
- ロ 使用期間において、資産の取得価額から使用期間が満了した後に残る当該資産の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。
- ハ 使用期間が満了した後、資産の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
- 八 再生支援対象事業者(再生支援対象事業者にならうとする者を含む。以下この条において同じ。)(の財務及び事業の方針の決定を支配している場合において当該再生支援対象事業者に対する金銭の貸付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付及び社債の引受けを含む。以下同じ。))を行うもの
- 九 一般社団法人又は一般財団法人で再生支援対象事業者に対する融資等業務を行うもの
- 十 地方公共団体で再生支援対象事業者に対する金銭の貸付けを行うもの
- 十一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合法人会
- 十二 酒類の保全及び酒類組合等に関する法律(昭和二十八法律第七号)第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留しようゆに係るもの
- 十三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第一号に掲げる事業協同組合、同条第一号の二に掲げる事業協同小組合及び同条第三号に掲げる協同組合連合会(同法第九条の九第一項第一号の事業を行なわぬものに限る。)
- 十四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第三条第一項第八号に掲げる商工組合及び同項第九号に掲げる商工組合連合会
- 十五 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)第五条第一項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 十六 中小企業投資育成株式会社
- 十七 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第八条に規定する輸出組合
- 十八 次に掲げる投資事業(再生支援対象事業者に対し債権を有することとなるものに限る。以下この号において同じ。)(に関する組合等
- イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合
- ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合
- ハ 外国に所在するイ又はロに掲げる組合に類似する団体
- 二 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資を受けて投資事業を営む者
- 十九 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人

別紙 商取引債権の弁済許可に関する考慮規定等

2015/3/31



## おわりに

本報告書においては、理論面に関する問題（第1章）、制度設計に関する問題（第2章）、および、制度モデルとの関係で横断的に検討する必要がある個別的問題（第3章）という観点から、検討会における議論状況および検討結果について紹介してきた。すでに述べたとおり、上記のいずれの問題についても、見解が分かれた点については本検討会の段階では無理に絞り込みを行わず、今後の立法に向けたより具体的な議論のなかで決すべき課題と位置づけ、両論を併記するなどの形で検討会における議論を紹介してきたところである。

本検討会における議論を通じて、今後検討すべき課題がある程度明確になったが、これらの検討課題については、今後速やかに検討すべきと考えられる「直近の検討課題」、直近の検討課題の次の段階において制度の運用状況等をみながら検討を進めるべき「次なる検討課題」、さらに、ある程度長期的な視野にたち議論を積み重ねていくことが必要と考えられる「将来的な検討課題」の三段階に区分することができる。

「直近の検討課題」としては、①商取引債権に関する考慮規定の創設、②事業再生ADRの受け皿としての簡易再生手続の運用改善があげられる。そして、「次なる検討課題」としては、商取引債権に関する考慮規定の創設と簡易再生手続の運用改善の組み合わせによる対応結果等を踏まえ、さらに、③民事再生法の改正による迅速事業再生手続の創設、および、④少額債権の弁済許可に関する民事再生法の規定の見直しについて検討を進めるべきである。また、以上の検討課題とともに、⑤対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築についても、手続の実効性を高めるための方策として、あわせて検討する必要がある<sup>1</sup>。他方、⑥事業再生ADR関係法規の統合と恒久法化、⑦裁判所による認可型モデルの導入についてのさらなる検討といった問題については、こうした方向での制度改革の是非を含め、「将来的な検討課題」として位置づけ、今後さらに検討を深めていくことが必要とされよう。

### <直近の検討課題>

- ① 商取引債権に関する考慮規定の創設
- ② 簡易再生運用改善モデルによる対応
- ⑤ 対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築

### <次なる検討課題>

- ③ 迅速再生手続の創設
- ④ 少額債権の弁済許可に関する民事再生法の規定見直し
- ⑤ 対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築、

### <将来的な検討課題>

- ⑥ 事業再生ADR関係法規の統合と恒久法化
- ⑦ 裁判所による認可型モデルの導入

<sup>1</sup> なお、同様に、同意に代わる決定モデル（第2章第5参照）も、これらと並行的に導入の検討を進めるべきである。

報告書のまとめとして、本検討会における議論の延長線上にある、これら今後の検討課題について簡単に言及しておくこととする。

## 1 直近の検討課題

### (1) 商取引債権に関する考慮規定の創設

事業再生ADR等の私的整理においては、通常の場合、商取引債権一般が保護されており、それが事業価値の維持に資するとされている。しかし、私的整理から法的手続に移行した場合に、商取引債権が保護されず、事業価値が毀損されるのでは、手続の移行を躊躇することになる。また、手続が移行した場合にも商取引債権が保護される余地があるとしても、商取引債権が保護されるかどうか予見可能性が低ければ、安心して手続を移行することができないこととなる。したがって、私的整理と法的手続との連動を視野に入れた、新たな事業再生スキームを円滑に機能させるためには、手続が移行した場合における商取引債権の保護を確実にするとともに、保護についての予見可能性を高める必要がある。

そのための方策としては、法的手続に移行した場合の商取引債権の保護に関する考慮規定を創設することが考えられる。具体的には、事業再生ADRの段階で、手続が移行した場合に備え、商取引債権の保護要件についての確認または認定をあらかじめ行い、事業再生ADRにおいて対象債権者全員の同意を得ることができず、受け皿となる法的手続に移行した場合にも、かかる確認または認定がなされていることを考慮し、商取引債権の保護を行う仕組みが検討されるべきである。これにより、移行後の手続における商取引債権保護について予見性を高めることが可能になり、事業再生ADRと受け皿手続の連動を視野に入れた事業再生スキームを円滑に機能させることにつながると考えられるからである。

### (2) 簡易再生手続運用改善モデルによる対応

本検討会では、事業再生ADRにおいて対象債権者全員一致の同意による事業再生計画の成立が不可能な場合の受け皿として、裁判所による認可型モデル、簡易再生運用改善モデル、迅速事業再生手続モデルを検討対象として措定し、検討を進めてきた（詳細については、第2章を参照）。いずれの制度モデルについても、メリット・デメリットが存在するが、事業再生手続としての実効性という観点からは、①裁判所による認可型モデル、②迅速事業再生手続モデル、③簡易再生手続運用改善モデルという序列となり、他方、制度導入に向けた（理論的・手続的）ハードルの低さという観点からは、逆に、①簡易再生手続運用改善モデル、②迅速事業再生手続モデル、③裁判所による認可型モデルという序列になる。

今後の議論の方向性については、さまざまな考え方がありえようが、事業再生に関する紛争解決手続のさらなる円滑化に向けた制度改革は、喫緊の課題であることを踏まえると、まずは当面の検討の方向として、導入にあたってのハードルがもっとも低い、簡易再生運用改善モデルを事業再生ADRの受け皿とする方向で検討を進めることが現実的であろう。

### (3) 対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築

本検討会において検討対象としたいずれの制度モデルとの関係でも、先行する事業再生ADRに対象債権者を引き込む仕組みの構築が、手続をより充実したものとするための付加的措置として必要であることについては、おおむね認識が一致したところである。また、かかる仕組みの構築は、事業再生ADRそれ自体の円滑化・効率化にもつながるものと考えられる。

そこで、上記(1)(2)の検討課題と並行し、立法その他の措置により、対象債権者に対して、事

業再生ADRに積極的に参加する努力義務（協力義務）を課し、対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みを構築する方策についても検討すべきである。これにあたっては、地域経済活性化支援機構法（REVIC法）の規定等を参考としつつ、公的機関を含む対象債権者に対し事業再生ADRへの参加・協力義務を課することが一つの方向性として考えられよう。

## 2 次なる検討課題

### (1) 迅速事業再生手続モデルの導入に向けた検討

上述したように、事業再生に関する紛争解決手続のさらなる円滑化に向けた対応策の検討が喫緊の課題であることにかんがみ、事業再生ADRの受け皿手続について、まずは運用の改善（簡易再生運用改善モデル）により対応することを検討すべきと考えられる。もっとも、簡易再生運用改善モデルは、法改正を伴わず、運用の改善により手続の簡易・迅速化を図ろうとする点で限界もあり、どこまで手続の実効性を確保できるかについては、必ずしも明らかではないとの懸念もある。

これに対し、迅速事業再生手続モデルは、事業再生ADRの受け皿として、それに特化した手続を創設することにより対応しようとする制度モデルであるため、手続の迅速性および実効性の点で、簡易再生運用改善モデルに対する優位性が認められる。そこで、商取引債権に関する考慮規定の創設と簡易再生運用改善モデルの組み合わせによる対応結果を踏まえつつ、次に速やかに行われるべきは、より抜本的な対応策として、次の倒産法改正に際し民事再生法を改正して迅速事業再生手続を導入することである。

### (2) 少額債権の弁済許可に関する民事再生法規定の見直し

上述したように、法的手続との連動を視野に入れた、新たな事業再生スキームを円滑に機能させるためには、手続が移行する場合における商取引債権の保護を確実にし、保護についての予見可能性を高める必要がある。そのための方策としては、直近の検討課題である商取引債権に関する考慮規定の創設に加え、民事再生法における商取引債権の保護に関する規定（民事再生法85条5項後段等）を、商取引債権を保護しやすい形に改正することも考えられる。具体的には、事業継続支障性の要件の緩和や少額性の要件の緩和等が検討対象となろう。これら、民事再生法における少額債権の弁済許可に関する規定の見直しについては、上記の迅速事業再生手続の導入に関する民事再生法の改正と組み合わせ、次なる検討課題として検討を進めるべきであろう。

### (3) 対象債権者を事業再生ADRに引き込む仕組みの構築

次なる検討課題である、迅速事業再生手続の導入との関係でも、先行する事業再生ADRに対象債権者を引き込む仕組みの構築が、手続をより充実したものとするために必要とされることは同様である。したがって、かかる仕組みの構築については、次なる検討課題についての検討段階においても、引き続き検討を進めるべきである。

## 3 将来的な検討課題

今後の検討の方向性としては、まずは上述した1の「直近の検討課題」、さらには、その運用状況を踏まえ、2の「次なる検討課題」について検討を進めるべきと考えられるが、将来的には、迅速な事業再生の実現に向けた、事業再生ADRに関する新法の制定も視野に、事業再生ADR関係法規の統合と恒久法化、および、裁判所による認可型モデルの導入についても検討を進めるべきであろう。

## (1) 事業再生ADR関係法規の統合と恒久法化

現在、事業再生ADRの根拠規定とされている産業競争力強化法は、平成30年3月31日までの間に、「経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律……の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする」（同法附則2条2項）とされており、また、事業再生ADRのほか、「企業実証特例制度」による規制改革や起業の促進等、産業競争力の強化に向けたさまざまな制度についての規定がおかれている。

今後の事業再生ADRの安定的な運用と一層の活用に向け、事業再生ADRに関連する法規を整理統合した新法を単行法として制定し、事業再生ADRの法的根拠を移し恒久法化することも将来的には検討の対象となろう。

## (2) 裁判所による認可型モデルの導入についての理論的検討

先にも指摘したとおり、裁判所による認可型モデルを受け皿手続として導入するにあたっては、①反対債権者に対する拘束力の正当化根拠、②反対債権者の財産権の保障、③法の下での平等との関係等の理論的問題が存在するため、導入にあたっての理論的ハードルは他の制度モデルよりも高いといえる。しかしながら、迅速かつ円滑な事業再生という点ではもっとも実効性が高く、実務の要請にも合致するというメリットが認められることについては、本検討会においてもおおむね見解の一致をみたところである。そのため、直ちに本制度モデルを導入するには困難な面があるが、選択肢として捨てるべきではなく、類似する制度を導入している諸外国の法制等<sup>2</sup>も参考としつつ、理論面における検討を継続し、上記(1)の事業再生ADRの新法の制定とあわせて規定を創設することも含め、将来的な検討課題として引き続き検討を深めていくことが必要とされよう。

---

2 事業再生に関する世界的な潮流として、裁判外でのワークアウトの利点を活かし、事業価値の毀損を避け、早期の事業再建を図る方向での制度改革が進められており、欧米においては、裁判外でのワークアウトによる合意を法的手続においても尊重する制度がすでに活用されているとともに（アメリカにおけるプレ・パッケージ型およびプレ・アレンジ型の手続運用、フランスにおける迅速金融再生手続、イギリスにおける会社任意整理（C.V.A）および会社整理計画（S.A.）等）、アジア諸国でも、裁判外でのワークアウトにおいて法定多数の債権者の同意が得られた計画を裁判所が認可することにより発効させ、少数の不同意債権者を拘束する制度が相次いで立法されている（韓国における企業構造改革促進法やフィリピンにおける out of court workout plan 等）。これら諸外国の状況全般については、高木新二郎「欧米の早期事業再生スキームと法的再建手続」東京弁護士会倒産法部編『倒産法改正展望』51頁（商事法務、2012）、経済産業省経済産業政策局産業再生課『各国の事業再生関連手続について——英米仏独の比較分析——』82頁（金融財政事情研究会、2011）、高木新二郎「アジア諸国の迅速再生手続」NBL1032号56頁（2014）等参照。各国における近時の状況について紹介するものとして、フランスについて、山本和彦「私的整理と多数決」NBL1022号1頁（2014）、同「フランス倒産法制の近時の展開——迅速金融再生手続を中心に——」河野古稀『民事手続法の比較法的・歴史的研究』501頁（2014）、イギリスについて、中島弘雅「イギリスの事業再生手法としての『会社整理計画』」伊藤古稀『民事手続の現代的使命』947頁（有斐閣、2015）、韓国について、呉守根「韓国における企業構造調整促進法——議論および展望」伊藤古稀『民事手続の現代的使命』731頁（有斐閣、2015）、オーストラリアについて、金春「オーストラリアの企業再生手続における裁判所の関与のあり方について——私的整理と法的整理の中間型モデルへのアプローチ」NBL1037号55頁（2014）等がある。